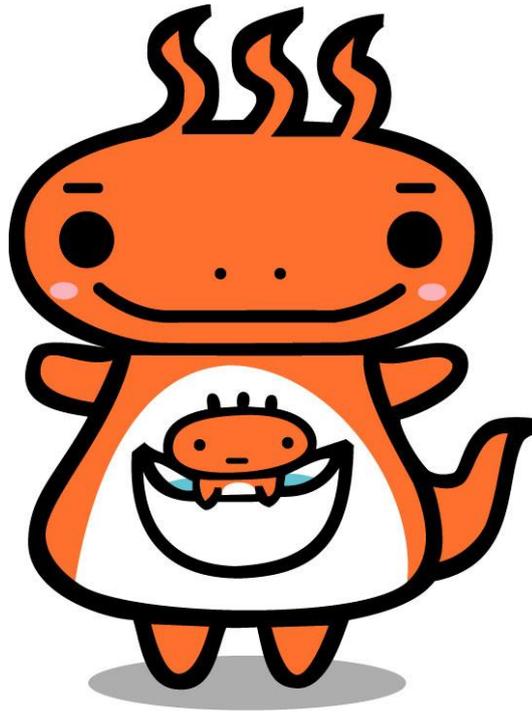


三朝町高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画



— 住み慣れた地域で安心して、

健康で元気にいきいきと暮らせるまちづくり —

令和3年3月

鳥取県三朝町

<目次>

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 他計画との関係	1
4 計画の策定体制	2
5 計画期間と点検・評価	2
6 計画の進行管理	2

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者等の現状	3
2 目標年度までの推計	6
3 介護保険サービスの現状と評価	8
4 高齢者福祉サービスの現状と評価	15
5 民間の福祉活動の状況	19
6 計画策定に関連した国の制度改正等について	22
7 高齢者を取り巻く課題	23

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 施策の体系	26

第4章 高齢者保健福祉施策の総合的展開

1 健康で元気な高齢者の創出	28
2 地域共生社会の実現	32
3 介護保険事業の円滑・適正な事業運営	44

第5章 介護保険給付費等の見込み及び介護保険料の設定

1 サービスの利用見込み	47
2 地域支援事業の利用見込み	52
3 介護保険給付費等の見込み	55
4 介護保険料の設定	57

参考資料

1	三朝町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	6 1
2	三朝町在宅介護実態調査	8 2
3	委員会設置要綱	8 8
4	委員名簿	9 1

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度はその創設から20年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の支えとして定着・発展してきています。

総人口・現役世代人口が減少に転じる中、今後ますます高齢化は進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、制度の持続可能性を維持していきます。2025年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、介護サービス基盤の整備が重要です。また高齢者の独居世帯及び高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保も重要となります。

こうした中、多くの高齢者はできるだけ住み慣れた家庭や地域で健康でいきいきと暮らすことを願っており、このような希望に応えるためには、認知症予防、介護予防、リハビリテーションを重視し、要介護状態にならないように予防活動や健康づくりを推進することが大切です。

本町ではこれまで、平成30年度に策定した高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、地域における総合的なケアマネジメントを推進し、介護保険事業の適正な運営や保健福祉サービスの提供を行いながら、高齢者支援の充実に努めてきました。

今回の高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、これまで本町が進めてきた介護保険制度や高齢者保健福祉の施策の流れを踏まえながら、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくため、新たに求められている課題を取り入れ、すべての高齢者が生涯にわたっていきいきと暮らしていくことができる町づくりを進めていくため、本町が描く長寿・福祉社会の実現に向けて策定するものです。

2 計画の性格

「高齢者福祉計画」は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。本町では、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定することとし、「高齢者全般にわたる総合的な計画」という位置づけとしています。

3 他計画との関係

この計画は、「笑顔と元気があふれる輝く町」を基本理念とする第11次三朝町総合計画（平成30年度策定）を踏まえ、各種行政施策との整合性に配慮するとともに、国における高齢者福祉施策、県の老人福祉計画及び第8期介護保険事業支援計画、鳥取県中部圏域に

における介護サービス供給体制などとの調和を保ち策定するものです。

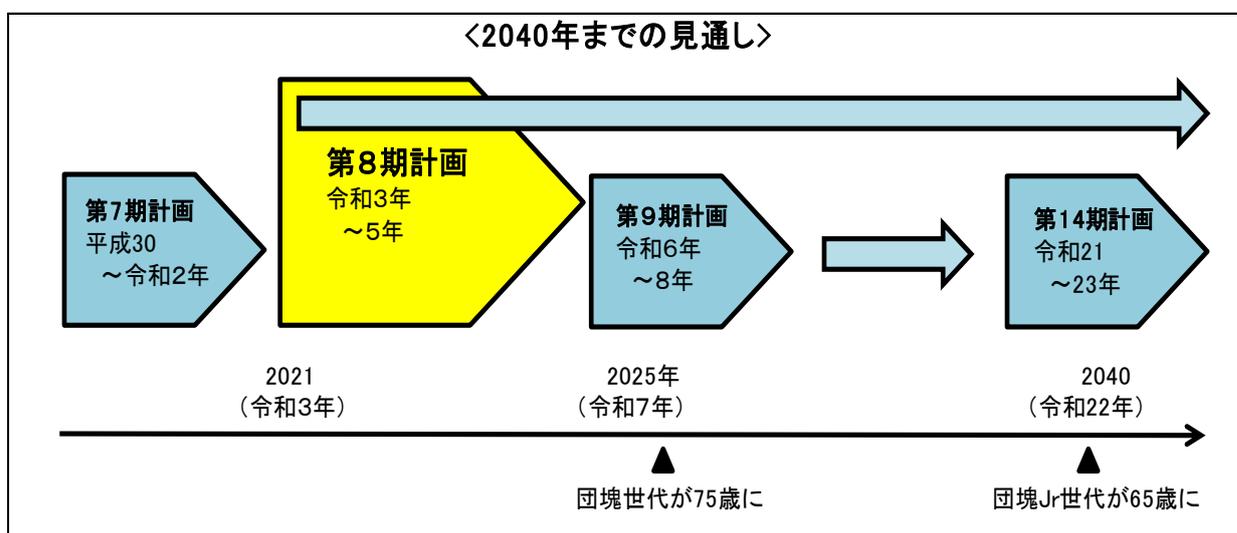
4 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、県関係機関、福祉関係者、医療機関、地域団体、介護者等の代表により構成する「三朝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定・事業運営委員会を組織し、さまざまな角度から本町における高齢者福祉事業の方向性と具体策及び介護保険制度の実施に対する議論と審議を行いました。

5 計画期間と点検・評価

この計画の期間は、令和3年度からの3年間です。計画期間中に計画の進捗よく状況等を点検し、評価を行ったうえ、計画を3年ごとに見直します。

また、「地域包括ケアシステムの構築」の基本理念をもとにして介護が必要な高齢者が急速に増加する令和22年度(2040年度)までの中長期的な視野に立った新たな計画を策定します。



6 計画の進行管理

(1) 推進体制

本計画の実施にあたっては、計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況などを検討し、併せて、町民の意見を反映するために、「三朝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定・事業運営委員会において本計画の進行管理を行います。

(2) 計画の点検

この計画の的確な進行管理を行うため、毎年度、要介護・要支援認定者等の状況やサービスの利用状況、サービスの提供状況について、本計画の点検を行います。

(3) 計画の周知

本計画の内容について、高齢者をはじめ広く町民に周知していくため、広報誌やホームページなど様々な媒体を活用してPR活動に取り組みます。

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者等の現状

(1) 人口構造とその推移

本町の人口は、昭和30年の11,372人をピークに年々減少を続け、令和元年には6,108人でピーク時の53%となっています。

これは、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う人口流出の増加と、それによる出生児数の減少により、次第に過疎化が進んできたものであり、特に、山間部地域の集落になるほど、若年層の人口流出に伴う人口減少と高齢化が進んでいます。

また、介護保険の被保険者（40歳以上）数は、令和元年は4,310人で総人口の70.6%を占めています。40歳以上65歳未満（第2号被保険者）人口は、平成19年で2,452人、平成25年には2,255人、令和元年で1,902人と減少しており、若年層（39歳以下）人口の減少に伴い今後も減少は続くものと思われます。

一方、65歳以上（第1号被保険者）人口比率は、平成16年は総人口の30.8%であったものが、平成22年33.1%、平成28年36.9%、令和元年には39.4%となり急速に高齢化が進んでいる状態です。中でも、寝たきり高齢者や認知症高齢者等の介護を要する高齢者の出現が著しい75歳以上人口、いわゆる後期高齢者人口は、近年21%前後と横ばいであるのに対して、前期高齢者（65～74歳）の人口は近年増加しており、後期高齢者よりも前期高齢者が増加している傾向があります。

■人口構造とその推移

(単位：人)

区 分	平成16年		平成19年		平成22年		平成25年		平成28年		令和元年		
	人口	比率	人口	比率									
三朝町	総人口	7,619	—	7,322	—	7,002	—	6,725	—	6,393	—	6,108	—
	40歳～	4,899	64.3	4,773	65.2	4,709	67.3	4,574	68.0	4,432	69.3	4,310	70.6
	65歳～	2,345	30.8	2,321	31.7	2,321	33.1	2,319	34.5	2,360	36.9	2,408	39.4
	70歳～	1,824	23.9	1,860	25.4	1,904	27.2	1,848	27.5	1,724	27.0	1,839	21.9
	75歳～	1,202	15.8	1,311	17.9	1,447	20.7	1,443	21.5	1,372	21.5	1,335	21.8
鳥取県	総人口	609,058	—	599,293	—	587,235	—	572,638	—	565,216	—	551,300	—
	40歳～	348,154	57.2	350,492	58.5	351,628	59.9	352,755	61.6	355,363	62.9	354,049	64.2
	65歳～	144,207	23.7	150,599	25.1	154,873	26.3	161,774	28.3	171,530	30.3	176,499	32.0
	70歳～	108,405	17.8	115,932	19.3	118,893	20.2	122,326	21.4	122,612	21.7	133,246	23.9
	75歳～	72,148	11.8	80,298	13.4	86,038	14.7	89,565	15.5	90,919	16.1	93,095	16.7

資料：鳥取県推計人口 (注) 年齢別構成比は%とする。

(2) 高齢者のいる世帯の状況

令和2年における町全体の世帯数は2,525世帯であり、そのうち、ひとり暮らし高齢者世帯数は354世帯で14.0%、高齢者夫婦世帯は319世帯で12.6%を占めている。

高齢者世帯の状況で見ても鳥取県に比べ、夫婦のみ世帯、ひとり暮らし世帯とも一般世帯に占める比率は高い状態であり、年々とその比率も上昇しています。

■高齢者のひとり暮らし・高齢者夫婦世帯数

	世帯数	ひとり暮らし世帯数	高齢者夫婦世帯
令和2年	2,525	354	319

資料：地域包括支援センターR2.4月データ

■高齢者世帯の状況

	世帯分類	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
		世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)	世帯数	比率(%)
三朝町	一般世帯	2,549	—	2,511	—	2,378	—	2,280	—
	65歳以上の親族のいる一般世帯	1,497	58.7	1,495	59.5	1,482	62.3	1,519	66.6
	夫婦のみ世帯	258	10.1	251	10.0	261	11.0	312	13.7
	ひとり暮らし	271	10.6	308	12.3	310	13.0	351	15.4
	65歳～69歳	67	2.6	50	2.0	41	1.7	82	3.6
	70歳～74歳	59	2.3	73	2.9	68	2.8	46	2.0
	75歳～79歳	60	2.3	77	3.1	74	3.1	72	3.2
	80歳～84歳	55	2.2	57	2.3	68	2.9	80	3.5
	85歳以上	30	1.2	51	2.0	59	2.5	71	3.1
	鳥取県	一般世帯	199,988	—	208,526	—	211,396	—	216,244
65歳以上の親族のいる一般世帯		89,451	44.7	94,634	45.4	99,025	46.8	106,433	49.2
夫婦のみ世帯		18,079	9.0	19,947	9.6	21,805	10.3	25,477	11.8
ひとり暮らし		14,655	7.3	17,241	8.3	19,535	9.2	24,056	11.1
65歳～69歳		3,440	1.7	3,463	1.7	3,790	1.8	5,928	2.7
70歳～74歳		3,959	2.0	4,080	2.0	3,929	1.9	4,525	2.1
75歳～79歳		3,556	1.8	4,271	2.0	4,512	2.1	4,459	2.1
80歳～84歳		2,306	1.1	3,296	1.6	4,116	1.9	4,570	2.1
85歳以上		1,394	0.7	2,131	1.0	3,188	1.5	4,574	2.1

資料：国勢調査

(3) 介護保険要介護等認定者の推移

本町の介護保険要介護等認定者は、平成27年に544人のピークを示し、令和2年3月末時点で516人に減少しています。高齢者人口に占める認定者の割合は20～22%の幅で変化しています。また鳥取県の認定率と比べると三朝町はわずかに高い割合となっています。

近年の要介護等認定者数の動向については、高齢者数は増加していますが、比較的元気な65歳から74歳の前期高齢者が増加したため、認定率はほぼ同率で推移しています。また平成30年度から簡易な質問により該当者を認定する事業対象者の区分を設置していますが、比較的多くの高齢者が該当するため要介護認定者数とは区分しています。

■要介護等認定者の推移

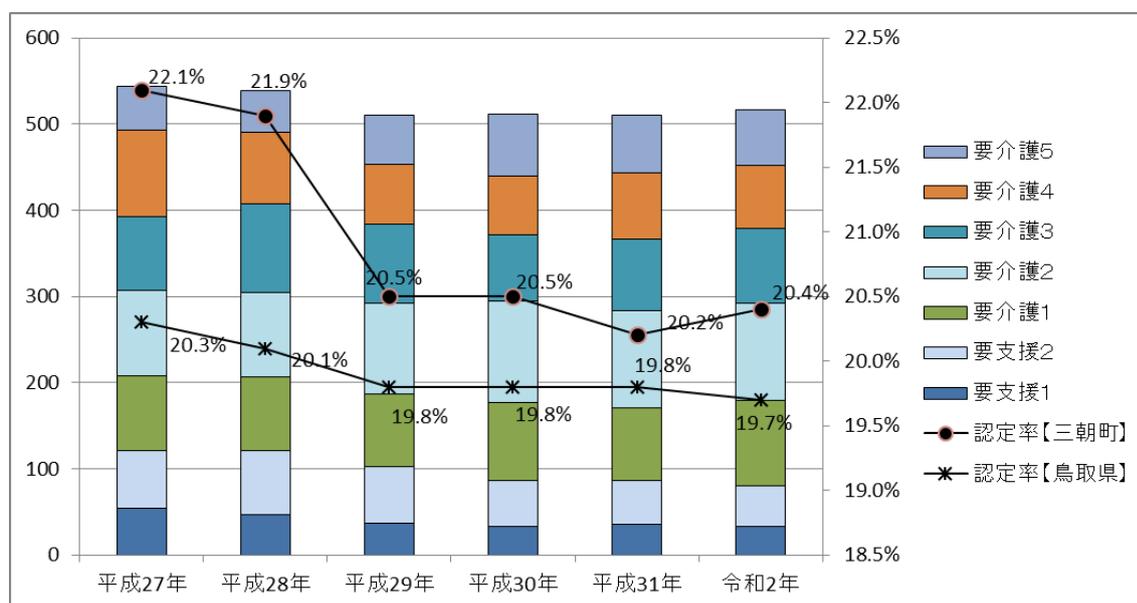
(単位：人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
事業対象者	-	-	-	18	23	25
要支援1	54	46	37	33	36	33
要支援2	67	75	65	53	50	47
要介護1	87	85	85	91	85	99
要介護2	99	98	105	118	113	113
要介護3	85	103	92	77	83	87
要介護4	101	83	69	68	76	73
要介護5	51	49	57	72	67	64
要介護認定者合計	544	539	510	512	510	516
65歳以上人口	2,456	2,465	2,485	2,501	2,519	2,533
認定率【三朝町】	22.1%	21.9%	20.5%	20.5%	20.2%	20.4%
認定率【鳥取県】	20.3%	20.1%	19.8%	19.8%	19.8%	19.7%

※各年3月末現在。認定率：要介護認定者合計（事業対象者は除く）/65歳以上人口

鳥取県の認定率は厚生労働省月報4月分より掲載

(図-1)



2 目標年度までの推計

(1) 総人口及び高齢者人口の推計

目標年度の令和5年における人口は、住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法を用い算出しました。

この度の推計では、総人口は年に80人程度減少し続けますが、65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は上昇を続け42.8%に達します。

令和5年推計では、後期高齢者構成比率は令和2年から増加を続け24.2%となり、前期高齢者の比率は18.7%に増加すると推測されます。

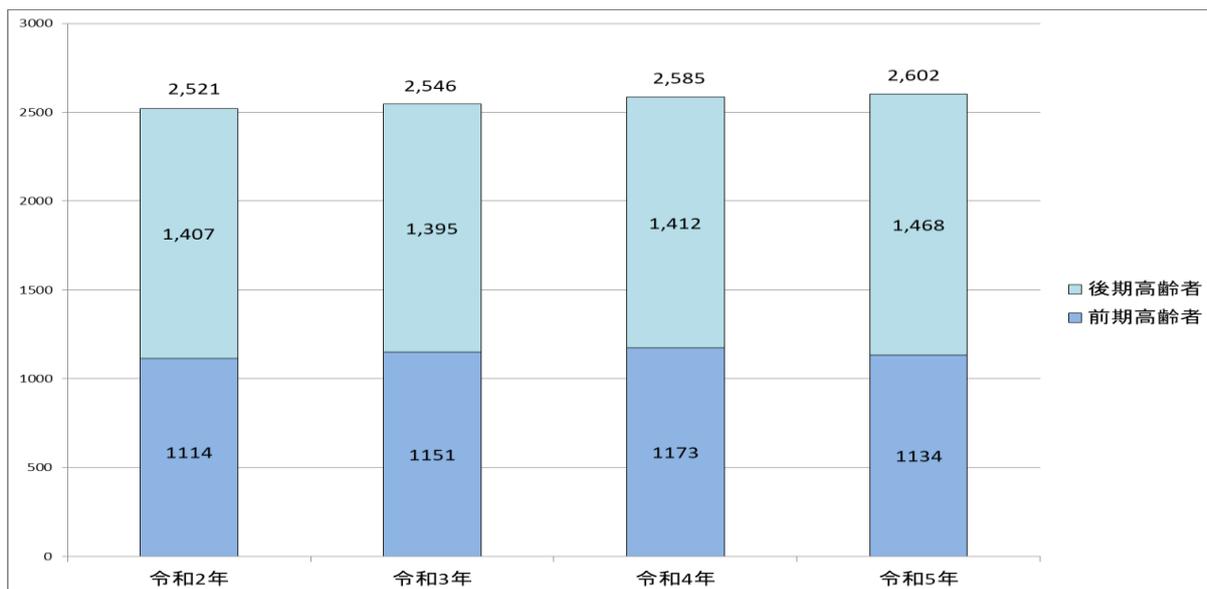
■推計人口

(単位：人、%)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	6,328	6,248	6,171	6,078
65～74歳 (前期高齢者)	1,114	1,151	1,173	1,134
75歳以上 (後期高齢者)	1,407	1,395	1,412	1,468
65歳以上	2,521	2,546	2,585	2,602
前期高齢者構成比率	17.6	18.4	19.0	18.7
後期高齢者構成比率	22.2	22.3	22.9	24.2
高齢者比率	39.8	40.7	41.9	42.8

※ 住民基本台帳人口をもとに、推計方法（コーホート変化率法）を用いて算出したもの

(図-2)



(2) 介護保険要介護等認定者の推計

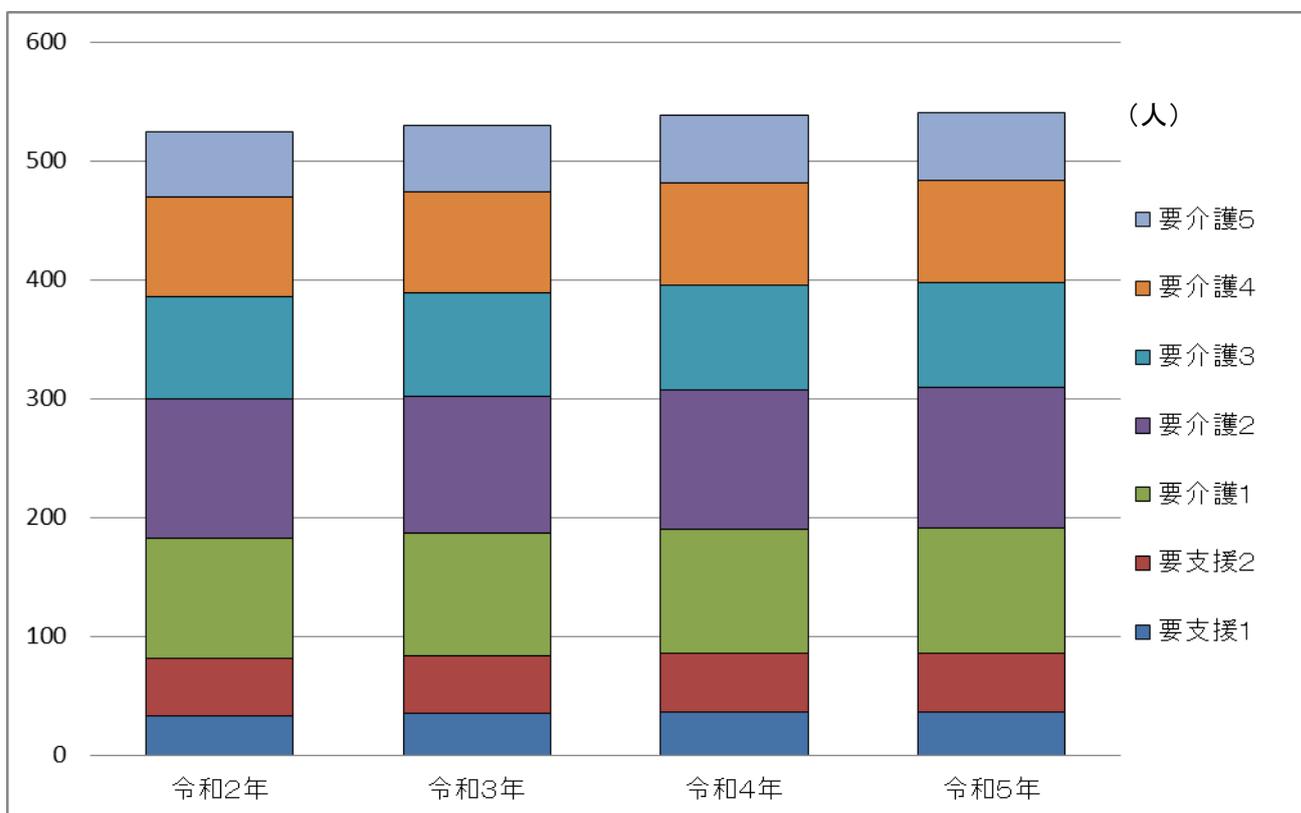
平成 29 年度の制度改正以降、介護認定数が増減を繰り返していること、最近は認定率も同率で推移していること等を踏まえ、過去の介護認定数の増減傾向を考慮し、次のように令和 5 年までの要介護等認定者を推計します。

■要介護等認定者の推計人数

(単位：人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
要支援 1	33	35	36	36
要支援 2	48	49	50	50
要介護 1	102	103	104	105
要介護 2	117	115	117	118
要介護 3	86	87	88	89
要介護 4	84	85	86	86
要介護 5	54	56	57	57
要介護認定者合計	524	530	538	541

(図－3)



3 介護保険サービスの現状と評価

(1) 居宅サービスの利用状況

居宅サービスの利用状況としては、通所介護の利用率がもっとも高く 45～48%、続いて福祉用具貸与 17～37%、訪問介護 14%の順となっています。

また、地域密着型サービスでは小規模多機能は定員 29 名に対して利用が 18 名前後と低くなっています。一方グループホームは、町内定員 36 名に対してほぼ 100%の稼働率となっています。

■居宅サービス種類別利用人数（サービス利用率の分析）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用人数 (人)	利用率 (%)	利用人数 (人)	利用率 (%)	利用人数 (人)	利用率 (%)
訪問介護	47	14.4%	49	14.4%	51	14.7%
訪問入浴	0	0%	1	0.3%	0	0%
訪問看護	23	7.1%	35	10.3%	38	11.0%
訪問リハビリ	0	0%	1	0.3%	5	1.4%
通所介護	158	48.5%	156	45.9%	161	46.5%
通所リハビリ	21	6.4%	23	6.8%	22	6.4%
福祉用具貸与	56	17.2%	116	34.1%	129	37.3%
居宅療養管理	4	1.2%	10	2.9%	6	1.7%
短期入所	37	11.0%	47	12.4%	36	9.2%
短期入所（老健）	1	0.3%	20	1.5%	17	1.2%
小規模多機能	18	5.5%	20	5.9%	17	4.9%
グループホーム	37	11.3%	38	11.2%	37	10.7%
認知症対応型通所介護	5	1.5%	8	2.4%	6	1.7%
地域密着型通所介護	2	0.6%	1	0.3%	1	0.3%
特定施設	4	1.2%	1	0.3%	1	0.3%
実人数	326	—	340	—	346	—

資料：介護保険事業状況報告の各年度8月分

(2) 施設サービス利用状況

平成 29 年から 3 年間の施設入所者数は、平成 30 年 110 人、令和元年 116 人、令和 2 年 114 人と増減を繰り返していますが傾向としては増加傾向にあります。今後も要介護認定者の増加に伴い、施設入所者は増加することも見込まれるため、今後の動向を見守っていく必要があります。

■施設サービス利用人数

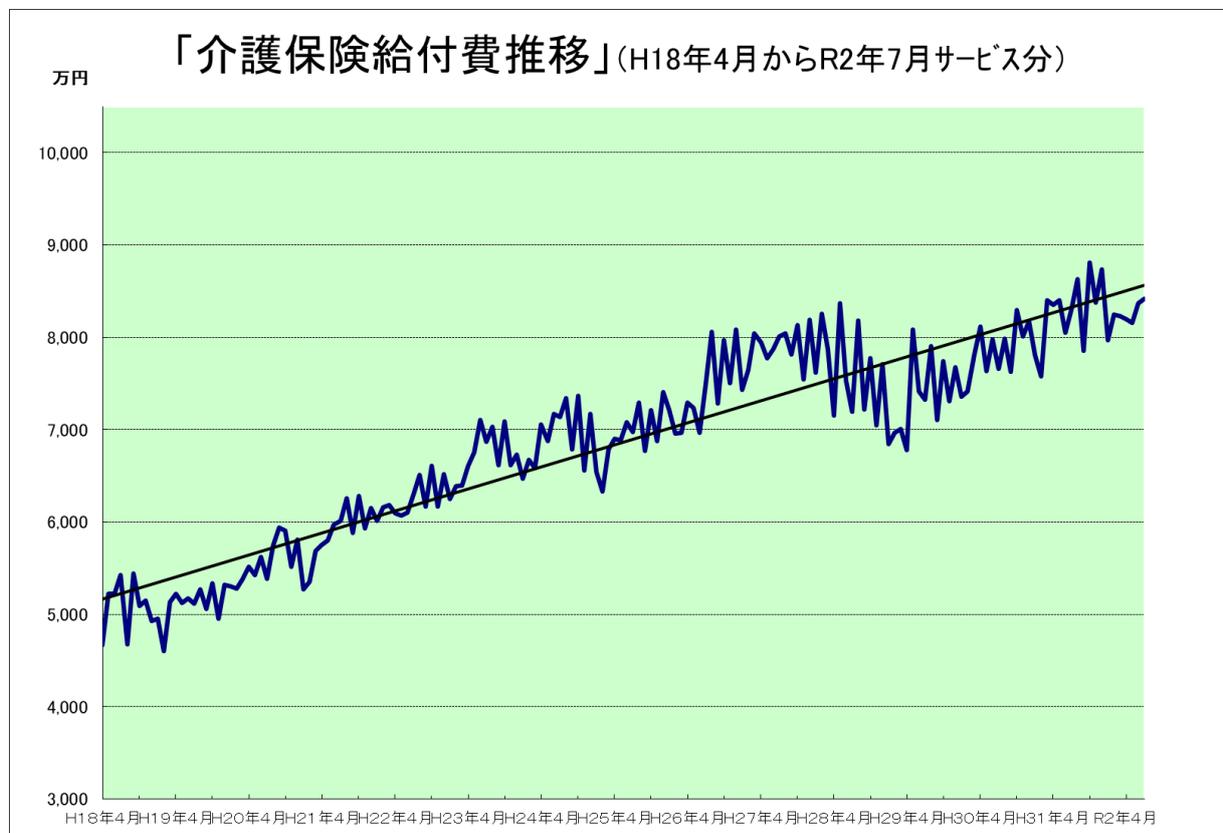
区 分		平成 3 0 年度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
介護老人福祉施設	(人)	78	76	77
介護老人保健施設	(人)	32	40	37
介護療養型医療施設	(人)	0	0	0
合 計	(人)	110	116	114

資料：介護保険事業状況報告の各年度 8 月分

(3) 介護サービス給付費の状況

① 介護サービス給付費の推移

給付費は、介護保険サービスの利用者の増加に伴い、介護保険制度の開始以来、右肩上がり伸びていますが平成 28 年 4 月以降伸びが鈍化している傾向があります。

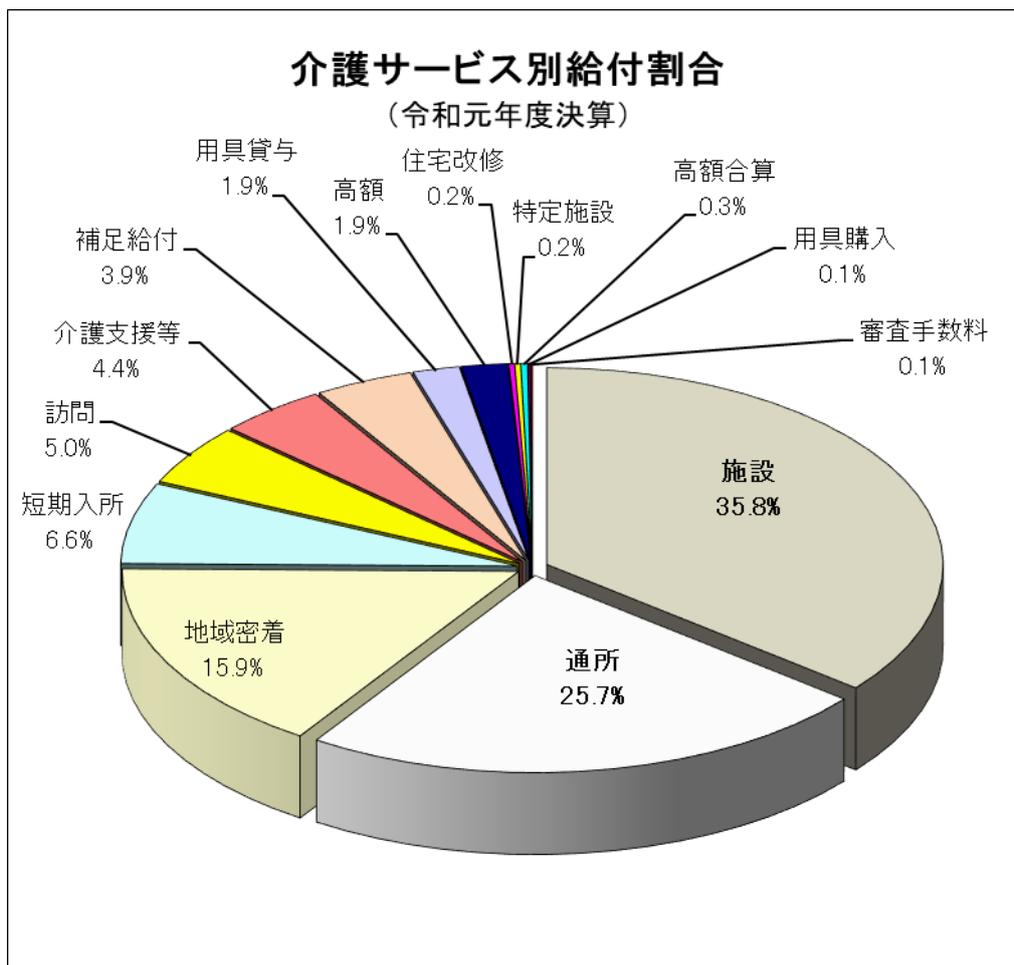


② 介護サービス別給付の割合

令和元年度決算の介護サービス給付費の割合は、施設給付費が最も多く 35.8%、続いて通所サービス給付費 25.7%、地域密着型介護サービス給付費 15.9%となっています。

第6期計画の平成28年度決算の割合と比較してみると、主要な施設給付費が2.5%増加、通所サービスが増減なし、地域密着サービス給付費が2.2%減少しています。今後も給付費の中心となる施設給付費は増加する見込みで、通所サービスも予防事業が地域支援事業に移行したため実質増加しています。

■介護サービス別給付の割合 (%)



(4) 第7期計画の計画・実績対比 (利用者)

■ 居宅サービスの計画・実績対比

(単位：人)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)
訪問介護	586	1,243	47.1%	606	1,445	41.9%	602	1,688	35.7%
介護	586	1,243	47.1%	606	1,445	41.9%	602	1,688	35.7%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
訪問入浴介護	1	0	-	0	0	-	4	0	-
介護	1	0	-	0	0	-	4	0	-
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
訪問看護	339	434	78.1%	455	527	86.3%	560	647	86.6%
介護	302	398	75.9%	387	489	79.1%	448	608	73.7%
予防	37	36	102.8%	68	38	178.9%	112	39	287.2%
訪問リハビリテーション	28	17	164.7%	51	17	300.0%	76	118	64.4%
介護	5	0	-	30	0	-	60	0	-
予防	23	17	135.3%	21	17	123.5%	16	118	13.6%
居宅療養管理指導	60	52	115.4%	104	52	200.0%	88	52	169.2%
介護	46	52	88.5%	98	52	188.5%	80	52	153.8%
予防	14	0	-	6	0	-	8	0	-
通所介護	1,843	2,103	87.6%	1,974	2,199	89.8%	1,920	2,267	84.7%
介護	1,843	2,103	87.6%	1,974	2,199	89.8%	1,920	2,267	84.7%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
通所リハビリテーション	377	453	83.2%	368	498	73.9%	340	549	61.9%
介護	239	281	85.1%	245	286	85.7%	248	283	87.6%
予防	138	172	80.2%	123	212	58.0%	92	266	34.6%
短期入所生活介護	462	638	72.4%	487	661	73.7%	362	694	52.2%
介護	449	638	70.4%	471	661	71.3%	356	694	51.3%
予防	13	0	-	16	0	-	6	0	-
短期入所療養介護	19	13	146.2%	42	14	300.0%	60	14	428.6%
介護	19	13	146.2%	42	14	300.0%	60	14	428.6%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
特定施設入居者生活介護	15	12	125.0%	12	12	100.0%	12	12	100.0%
介護	15	12	125.0%	12	12	100.0%	12	12	100.0%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)
福祉用具貸与	1,771	1,706	103.8%	1,878	1,770	106.1%	1,964	1,812	108.4%
介護	1,380	1,282	107.6%	1,489	1,335	111.5%	1,580	1,366	115.7%
予防	391	424	92.2%	389	435	89.4%	384	446	86.1%
特定福祉用具販売	29	67	43.3%	34	67	50.7%	50	67	74.6%
介護	19	31	61.3%	25	31	80.6%	38	31	122.6%
予防	10	36	27.8%	9	36	25.0%	12	36	33.3%
住宅改修費	31	86	36.0%	35	86	40.7%	62	86	72.1%
介護	16	38	42.1%	22	38	57.9%	40	38	105.3%
予防	15	48	31.3%	13	48	27.1%	22	48	45.8%
介護支援費	3,145	3,569	88.1%	3,317	3,696	89.7%	3,296	3,802	86.7%
介護	2,671	2,569	104.0%	2,809	2,660	105.6%	2,774	2,729	101.6%
予防	474	1,000	47.4%	508	1,036	49.0%	522	1,073	48.6%

■地域密着型サービスの計画・実績対比

(単位：人)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)
認知症対応型通所介護	67	113	59.3%	94	117	80.3%	86	120	71.7%
介護	67	113	59.3%	94	117	80.3%	86	120	71.7%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	242	236	102.5%	215	236	91.1%	218	236	92.4%
介護	237	181	130.9%	215	181	118.8%	210	181	116.0%
予防	5	55	9.1%	0	55	0.0%	8	55	14.5%
認知症対応型共同生活介護	447	432	103.5%	449	432	103.9%	440	432	101.9%
介護	447	432	103.5%	449	432	103.9%	440	432	101.9%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	25	37	67.6%	14	38	36.8%	8	39	20.5%
介護	25	37	67.6%	14	38	36.8%	8	39	20.5%
予防	-	0	-	0	0	-	0	0	-

■施設サービスの計画・実績対比

(単位：人)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)
介護老人福祉施設	936	924	101.3%	938	924	101.5%	902	1,080	83.5%
介護老人保健施設	391	204	191.7%	455	204	223.0%	448	204	219.6%
介護療養型医療施設	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(5) 第7期計画の計画・実績対比 (給付費)

■ 居宅サービスの計画・実績対比

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)
訪問介護	28,818	39,972	72.1%	29,829	46,643	64.0%	32,727	54,608	59.9%
介護	28,818	39,972	72.1%	29,829	46,643	64.0%	32,727	54,608	59.9%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
訪問入浴介護	23	0	-	169	0	-	75	0	-
介護	23	0	-	169	0	-	75	0	-
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
訪問看護	12,945	22,882	56.6%	17,927	27,994	64.0%	21,290	34,645	61.5%
介護	11,935	21,559	55.4%	16,036	26,627	60.2%	18,684	33,224	56.2%
予防	1,010	1,323	76.3%	1,891	1,367	138.3%	2,606	1,421	183.4%
訪問リハビリテーション	786	572	137.4%	1,365	589	231.7%	2,297	609	377.2%
介護	123	0	-	802	0	-	1,910	0	-
予防	663	572	115.9%	563	589	95.6%	387	609	63.5%
居宅療養管理指導	366	345	106.1%	563	345	163.2%	487	345	141.2%
介護	221	293	75.4%	512	293	174.7%	466	293	159.0%
予防	145	52	278.8%	51	52	98.1%	21	52	40.4%
通所介護	190,834	186,228	102.5%	208,846	192,571	108.5%	205,840	197,551	104.2%
介護	190,834	186,228	102.5%	208,846	192,571	108.5%	205,840	197,551	104.2%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
通所リハビリテーション	25,938	34,096	76.1%	26,399	36,218	72.9%	26,613	38,812	68.6%
介護	20,830	28,762	72.4%	21,917	29,665	73.9%	23,137	30,573	75.7%
予防	5,108	5,334	95.8%	4,482	6,553	68.4%	3,476	8,239	42.2%
短期入所生活介護	61,499	54,936	111.9%	61,510	56,421	109.0%	49,810	58,440	85.2%
介護	61,074	54,936	111.2%	61,107	56,421	108.3%	49,673	58,440	85.0%
予防	425	0	-	403	0	-	137	0	-
短期入所療養介護	1,198	2,113	56.7%	5,070	2,176	233.0%	8,903	2,254	395.0%
介護	1,198	2,113	56.7%	5,070	2,176	233.0%	8,903	2,254	395.0%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
特定施設入居者生活介護	2,575	1,032	249.5%	2,386	1,032	231.2%	2,580	1,032	250.0%
介護	2,575	1,032	249.5%	2,386	1,032	231.2%	2,580	1,032	250.0%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	16,983	18,395	92.3%	19,166	19,121	100.2%	20,068	19,564	102.6%
介護	14,396	15,949	90.3%	17,024	16,612	102.5%	17,947	16,992	105.6%
予防	2,587	2,446	105.8%	2,142	2,509	85.4%	2,121	2,572	82.5%
特定福祉用具販売	719	1,416	50.8%	867	1,416	61.2%	794	1,416	56.1%
介護	551	865	63.7%	688	865	79.5%	529	865	61.2%
予防	168	551	30.5%	179	551	32.5%	265	551	48.1%
住宅改修費	2,754	6,843	40.2%	2,278	6,843	33.3%	1,034	6,843	15.1%
介護	1,354	4,544	29.8%	1,453	4,544	32.0%	676	4,544	14.9%
予防	1,400	2,299	60.9%	825	2,299	35.9%	358	2,299	15.6%
介護支援費	41,453	44,874	92.4%	44,249	46,471	95.2%	43,357	47,714	90.9%
介護	39,388	40,410	97.5%	42,029	41,844	100.4%	41,107	42,925	95.8%
予防	2,065	4,464	46.3%	2,220	4,627	48.0%	2,250	4,789	47.0%
計	386,891	413,704	93.5%	420,624	437,840	96.1%	415,875	463,833	89.7%
介護	373,320	396,663	94.1%	407,868	419,293	97.3%	404,254	443,301	91.2%
予防	13,571	17,041	79.6%	12,756	18,547	68.8%	11,621	20,532	56.6%

■地域密着型サービスの計画・実績対比

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)
認知症対応型通所介護	5,816	7,032	82.7%	7,359	7,239	101.7%	6,479	7,487	86.5%
介護	5,816	7,032	82.7%	7,359	7,239	101.7%	6,479	7,487	86.5%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	46,744	49,291	94.8%	44,240	49,313	89.7%	42,363	49,313	85.9%
介護	46,458	46,239	100.5%	44,240	46,260	95.6%	41,950	46,260	90.7%
予防	286	3,052	9.4%	0	3,053	0.0%	413	3,053	13.5%
認知症対応型共同生活介護	108,214	115,732	93.5%	106,672	115,784	92.1%	110,005	115,784	95.0%
介護	108,214	115,732	93.5%	106,672	115,784	92.1%	110,005	115,784	95.0%
予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	2,026	0	-	1,240	0	-	1,388	0	-
介護	2,026	0	-	1,240	0	-	1,388	0	-
予防	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	162,800	172,055	94.6%	159,511	172,336	92.6%	160,235	172,584	92.8%
介護	162,514	169,003	96.2%	159,511	169,283	94.2%	159,822	169,531	94.3%
予防	286	3,052	9.4%	0	3,053	0.0%	413	3,053	13.5%

■施設サービスの計画・実績対比

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)
介護老人福祉施設	230,656	219,827	104.9%	227,977	219,925	103.7%	228,447	256,954	88.9%
介護老人保健施設	106,951	75,693	141.3%	130,379	75,727	172.2%	132,749	75,727	175.3%
介護療養型医療施設	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	337,607	295,520	114.2%	358,356	295,652	121.2%	361,196	332,681	108.6%

■その他費用の計画・実績対比

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)	実績(A)	計画(B)	(A)/(B)
特定入所者介護サービス費	40,925	38,000	107.7%	40,231	38,000	105.9%	41,562	38,000	109.4%
高額介護サービス等費(※)	17,655	21,840	80.8%	21,606	21,840	98.9%	20,472	21,840	93.7%
審査支払手数料	1,012	1,159	87.3%	1,037	1,159	89.5%	1,079	1,159	93.1%
計	59,592	60,999	97.7%	62,874	60,999	103.1%	63,113	60,999	103.5%

(※) 実績額は高額医療合算介護サービス等費を含む

4 高齢者福祉サービスの現状と評価

(1) 在宅福祉サービス

① 食の自立支援事業

【現状・評価】

本町の配食サービスは、地域支援事業の任意事業で実施している配食サービス（夕食を週6回）と、町社会福祉協議会で実施しているボランティア団体（野菊の会一月4回、サンデークラブ一月1回）があり、主に食事作りが困難な高齢者やひとり暮らしの高齢者に適切な食事を提供しており、対象者とその家族に大きく貢献しています。

今後もボランティア団体とも連携を図りながら、介護保険内の地域支援事業として継続していきます。

■ 配食サービスの実施状況

(ア) 地域支援事業の配食サービス（令和2年度は見込み）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間延べ利用者数	4,287人	3,662人	3,198人

(イ) ボランティアによる配食サービス（令和2年度は見込み）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間延べ利用者数	738人	734人	515人

② 外出支援サービス

【現状・評価】

要支援・要介護認定者を対象にした病院への移送を、平成9年度から町社会福祉協議会に委託して実施していますが、運営方法等について今後も検討を重ねていく必要があります。

現在の登録者数は8人（令和2年10月末現在）あり、月に1回～2回の利用が大半を占めています。利用者数、利用回数とも減少傾向にあります。

■ 外出支援サービスの実施状況（令和2年度は見込み）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間延べ利用者数	434人	318人	180人

③ 高齢者交通費助成事業

平成 26 年度から、要支援・要介護認定者や、75 歳以上の高齢者のみの世帯の方で、車の運転や公共バスの利用が困難等の理由がある方にタクシー利用料の一部を助成しています。併せて平成 28 年度からはバス定期券購入費の一部を助成しています。

高齢者の日常生活における移手段の幅を広げる有効な役割を果たしています。

■ 高齢者交通費助成制度実施状況（令和 2 年度は見込）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
バス定期券助成利用数	134 人	166 人	141 人
タクシー助成利用者数	156 人	150 人	158 人
タクシー助成利用回数	3,003 回	2,638 回	2,544 回

④ 緊急通報システム事業

【現状・評価】

緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢者等が病気などの緊急時に簡単な操作で通報センターに自動通報できるシステムです。本町では、電話機による音声通報方式により連絡を取り合い、24 時間対応できる体制を整えています。システム設置には近隣の協力員 1 名が必要で、普段の見守りおよび緊急時の対応の協力をお願いしています。

また、対象者には、随時、安否確認等を行い、ひとり暮らし高齢者などの不安解消に大きく貢献しています。

■ 緊急通報装置の設置状況

令和 2 年 10 月末現在の設置者数 9 名

⑤ 高齢者居住環境整備補助金事業

【現状・評価】

介護を要する高齢者等の居住環境整備を促進し、生活の質を高め在宅生活を支援するため、介護保険の対象額を上回る比較的大きな住宅改良を対象に、助成を行なう事業です。

■ 高齢者居住環境整備事業補助実施状況（令和 2 年度は見込）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助利用者数	0 人	0 人	0 人

⑥ 住宅改修指導事業

【現状・評価】

在宅の要援護高齢者等のために居宅等の改良を希望する者に対し、1級建築士が住宅改修に関する相談に応じ、指導・助言を行うとともに、介護保険制度（住宅改修費）等の利用に関する指導を行うことにより、在宅生活の維持、利用の負担軽減を図る事業です。

■住宅改修指導事業実施状況（令和2年度は見込み）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間実利用者数	0人	0人	0人

（2）施設サービス及び支援施設等

① 養護老人ホーム

【現状・評価】

概ね65歳以上で、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる施設です。中部圏域には「母来寮」「シルバー倉吉」の2施設があります。緊急避難的理由が想定されることから、今後も県及び中部市町との調整により、利用枠を確保していく必要があります。

■町民が入所している養護老人ホームの概要（令和2年10月末現在）

施設名	所在地	設置運営主体	定員数	町入所者
母来寮	湯梨浜町上浅津 70-1	厚生事業団	130人	1人
シルバー倉吉	倉吉市福庭 2丁目 145	敬仁会	50人	0人

■養護老人ホーム入所者及び入所待機者の推移（令和2年度は見込み）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入 所 者	3	1	1
入 所 待 機 者	0	0	0

② 軽費老人ホーム

【現状・評価】

軽費老人ホームは低所得者層に属する60歳以上の者であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で入所させる施設です。

中部圏域には該当施設がありません。

③ ケアハウス

【現状・評価】

身体機能の低下が認められ、高齢等により独立して生活するには不安がある方が入所する施設で、生活相談等に応ずるほか入浴、食事の提供を行います。

■町内ケアハウスの概要（令和2年10月末現在）

施設名	所在地	設置運営主体	定員数	町入所者
ケアハウス 三喜苑	三朝町横手 396	(福) 福生会	15 人	12 人

④ 町立福祉センター（地域福祉センター）

【現状・評価】

地域における福祉活動の拠点として各種相談、入浴、介護事業等の福祉サービス、機能回復訓練、創作的活動、ボランティアの養成、福祉情報の提供等を総合的に行う施設として平成4年度に横手地内にオープンしました。社会福祉協議会の事務所としても活用しており、デイサービス事業はもとより地区別高齢者交流会の実施など、連日多くの高齢者等が利用しています。令和2年度においては新型コロナウイルス感染症対策を行った結果、入浴、会議室、調理室の利用が大幅に減少しています。

■福祉センターの利用状況（令和2年度は見込み）

年 度	入 浴	会議室	調理室	デイサービス	
				高齢者	障がい者
平成30年度	17,543 人	2,701 人	264 人	5,856 人	1,566 人
令和元年度	17,837 人	2,929 人	276 人	5,445 人	1,535 人
令和2年度	5,722 人	1,530 人	76 人	5,012 人	1,634 人

5 民間の福祉活動の状況

① 社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、地域の福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことができる地域福祉の実現を目指して、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業を推進する民間組織です。

町内の全世帯を会員として「福祉の町づくり」を目指し、在宅福祉活動・福祉教育活動・ボランティア活動・福祉関係団体の育成・その他さまざまな福祉活動に取り組んでいます。

本格的な高齢社会が到来し福祉への関心が高まる中、生涯にわたって幸せな人生を送ることができる社会の実現を目指して、社会福祉協議会の役割はますます大きくなっています。

■社会福祉協議会の主な活動

▼在宅福祉事業（町委託事業）

- 福祉センター管理・運営
- 外出支援サービス事業
- 配食サービス事業
- 日中一時支援事業
- 介護支援ボランティア事業
- いきいきサロン事業
- 生活支援コーディネーター事業

▼事務局を兼ねる福祉団体

- 老人クラブ連合会
- 身体障害者福祉協会
- むつみ会（知的障害者育成会）
- 精神障害者家族の会
- 遺族連合会

▼在宅福祉支援活動

- 地区別高齢者交流会の開催
- 生活福祉資金の貸付
- 愛の輪運動の推進
- 緊急医療情報キットの配布
- 日常生活自立支援事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 福祉関係者合同研修会の開催

▼その他の活動

- ボランティア活動の推進
- 福祉大会の開催
- 各種相談事業
- 募金活動の推進
- 施設入所者訪問事業

② 社会福祉法人「福生会」

平成6年に社会福祉法人福生会による「三朝温泉三喜苑」が横手地内に開設されました。特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、ショートステイ、ケアハウス、居宅

介護支援事業所を併せ持つ複合施設であり、さらに平成 24 年 3 月には、「グループホーム仁の里」（定員 9 名）が山田地内に開設されました。また平成 29 年 6 月から認知症カフェ「わらわあ会」を週に 1 回開催しています。本町の施設、在宅福祉サービスの拠点施設、地域の交流の場として、大きな役割を担っています。

■施設の概要

○特別養護老人ホーム	定員 70 名
○デイサービスセンター	定員 40 名
○グループホーム	定員 9 名
○ケアハウス	定員 15 名
○ショートステイ	16 床
○居宅介護支援事業所	
○認知症通所介護事業所	定員 3 名

③ 社会福祉法人「みのり福祉会」

平成 16 年 4 月に社会福祉法人「みのり福祉会」によるグループホームみのりかじか・みとく（2 ユニット 18 名）が開設されました。

認知症の高齢者対応施設として、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送れるよう利用者の心身の状況に配慮しながらサービス提供しています。

また、デイサービスセンターを併設しており、町内だけでなく近隣市町からの利用者もあり、地域に根ざしたサービス提供がなされています。

④ 社会福祉法人「愛恵会」

平成 18 年 6 月に社会福祉法人愛恵会による、「小規模多機能型居宅介護施設なの花」（定員 29 名）が開設されました。「通い」を中心に「訪問」「宿泊」の 3 サービスを兼ね備え、365 日・24 時間体制で在宅介護を支援する施設として県内に先駆けて事業開始されました。また、平成 23 年 12 月には、小規模多機能型居宅介護施設に隣接した「グループホームなの花」（定員 9 名）を新たに開設され、両施設を併設することで家庭的な雰囲気の中で介護を行うとともに、地域に開かれた施設として事業展開しています。

⑤ ボランティア団体

現在、町内で活動しているボランティア団体は 16 グループあり、232 人が登録されています。町立福祉センターを拠点に活動しており、ひとり暮らし高齢者等への配食サービスやいきいきサロンなどを実施しています。

■ボランティア団体の概要

グループ名	設立年	会員数	グループ名	設立年	会員数
三朝地区更生保護女性会	S 38	29 人	まつば会	H10	5 人
野菊の会	S 54	23 人	ねむの木会	H10	2 人
商工会女性部	H 5	17 人	下西あったか元気塾	H24	14 人
アロエの会	H 6	12 人	みとくざくらの会	H25	23 人
高勢地区ボランティア	H 7	14 人	週間体操ラ・ドン	H29	18 人
サンデー倶楽部	H 7	9 人	にこにこクラブ	H29	12 人
虹の会	H 7	7 人	ふれ合いラドン三朝	H29	18 人
三朝町赤十字奉仕団	H10	27 人	しあわせのタネ	—	2 人
合計 グループ				16	232 人

6 計画策定に関連した国の制度改正等について

令和2年6月5日可決成立し、同年6月12日公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、国の大まかな方向性が示され、事業計画と関連したものとして下記のような考え方が示されています。

(1) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加え、さらに2040年を見据えると、介護サービスの需要の更なる増加・多様化や、保険者ごとの介護ニーズの差の拡大への対応が求められる。このため、介護サービス提供体制の整備等について、地域の特性に応じた更なる推進を行う必要があります。

特に認知症施策については、「認知症施策推進大綱」を踏まえ「地域社会との共生」と「重症化の予防」に取り組んでいきます。

(2) 医療・介護のデータ基盤の推進

地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を推進することは、地域に応じた質の高いサービス提供体制の構築に資する。医療介護分野データの有益な解析等が期待されます。

(3) 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

現在の介護分野における人材不足は深刻であり、また2025年以降担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取り組みを強化していきます。

(4) その他改正事項等

- ① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ② 社会福祉連携推進法人制度の創立
- ③ 介護認定有効期間の延長
- ④ 総合事業の対象者の弾力化、国が定めるサービス価格の上限の弾力化

7 高齢者を取り巻く課題

(1) 環境・世帯状況

本町では、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等が増加しており、生活支援の必要性が高まっています。要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するためには、今後もより一層、介護サービス事業者が提供する専門的なサービスから住民主体の支援まで、多様な担い手による多様なサービスの提供が不可欠であり、NPOやボランティアの育成、地域組織等の活動支援などが重要となります。

(2) 介護保険事業の概況

7期期間中の介護保険事業の運営状況については、高齢者数は増加しましたが、要介護・要支援認定者は同程度で推移し、介護給付費は概ね見込通りで円滑な運営が図られました。これは地域ケア会議の実施、ラ・ドン体操や認知症予防などの普及啓発による取り組み等の効果が現れているもので、今後の高齢者の増加に対しても継続して取り組んでいく必要があります。

(3) ニーズ調査等の概要

今回介護計画を策定するうえで実施したニーズ調査・在宅介護実態調査では、内容として、

- ・足腰の運動機能の向上
- ・閉じこもり（外出頻度の低い方）の解消
- ・買い物・外出の支援
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・社会参加促進（ボランティア、就労、地域活動）
- ・介護離職（家族介護による離職）の防止
- ・在宅介護に伴う知識等の啓発

といった課題が挙げられました。既存のサービス等との関連づけや、新しい支援の創出により課題を解消していくことが必要です。

これらの課題を解決し、介護や医療の必要性が高くなっても、いつまでも住み慣れた家庭や地域で生活を続けていけるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者を地域全体で支える地域共生社会の実現を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念について

本計画における基本理念は、「住み慣れた地域で安心して」、「健康で元気に」、「いきいきと自分らしく」をキーワードにし、次のとおり掲げます。

住み慣れた地域で安心して、健康で元気にいきいきと暮らせるまちづくり

○ 安心して暮らすことができる

介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることが望まれています。そのためには、サービスの量的な確保や質的な向上とともに、身近な地域で継続的な支援を受けられる「地域包括ケアシステム」を推進しているところです。

今後高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、高齢者介護、障害福祉、児童福祉等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超越して人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を図っていきます。

○ 健康で元気に暮らすことができる

生涯にわたり心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らすことができることは、すべての人の願いです。自立支援、認知症予防、介護予防・重度化防止を重視した制度運営により、できる限り健康寿命の延伸を図り健康な生涯をおくることができるよう本町の実態や状況に応じた様々な取り組みを行っていきます。

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを基本に、町民自ら取り組む健康づくりを支援するとともに、高齢者の心身の状態が自立、フレイル、要支援、要介護など状態に応じ継続的に支援する体制の充実を図ります。

○ いきいきと自分らしく暮らすことができる

高齢者のライフスタイルが多様化し、自分らしい暮らし方を願う方が増えています。そこで、社会参加の場や機会の拡大を図り、地域社会に円滑に溶け込み、社会を支える一員として、長年培ってきた知識や経験を生かしつつ生きがいを持ち、その活力を発揮できるような環境づくりをめざします。

2 基本目標

「住み慣れた地域で安心して、健康で元気にいきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向けて、次の3つの目標を設定し、計画を推進します。

目標Ⅰ 健康で元気な高齢者の創出

高齢者が生きがいを持って、充実した生活を送ることができるよう、高齢者自身が自ら進んで地域社会のためにその能力を活かし、役割意識を高めながら社会参加を進めていくことが大切です。そのため、地域の中で、その豊富な知識や経験、能力等を活かしながら、地域に気軽に参加できる仕組みづくりを進めます。

目標Ⅱ 地域共生社会の実現

住み慣れた地域で、人と人との絆を大切にした地域の見守り、支え合いの体制づくり「地域包括ケアシステム」を深化・推進していきます。そのなかで、「体制の充実」、「総合的な介護予防」、「高齢者の見守り、地域支え合い」「安心して暮らすことができる福祉の充実」について、重点事項を取り入れながら地域共生社会の実現を図ります。

●重点取組事項

- ・ 地域包括支援センターの強化
- ・ 認知症施策の推進
- ・ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- ・ 権利擁護体制の充実
- ・ 高齢者の暮らしの支援の充実

目標Ⅲ 介護保険事業の円滑・適正な事業運営

2025年及び2040年を見据え、第7期（平成30年度から令和2年度）の達成状況の検証を踏まえたうえで、本計画の位置づけ及び本計画期間中（令和3年度から令和5年度）に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら、介護を必要とする高齢者に対し、適切に介護保険サービスが提供できる体制づくりに努めます。

また、保険料の軽減、多段階化など、低所得者に配慮した対策を継続するとともに、介護保険事業の円滑な運営を図るため、介護給付の適正化計画を定めます。

3 施策の体系

目 標	方 針	施 策
I 健康で元気な高齢者の創出	1 高齢者の生きがいの推進	①生涯学習の推進 ②文化・スポーツ活動の推進 ③その他の高齢者に関する事業 ④老人クラブへの支援 ⑤活動拠点の確保
	2 地域社会参加の推進	①社会参加活動への支援 ②高齢者の就労支援
	3 高齢者が自由に外出できる環境の整備	①高齢者等に配慮した公共的施設の整備 ②高齢者の外出支援 ③高齢者の買い物支援
	4 健康寿命の延伸	①通いの場での保健事業の実施 ②フレイル予防を中心とした個別支援
II 地域共生社会の実現	1 体制の充実	(1) 自立支援、介護予防・重症化防止の推進
		(2) 地域包括支援センターの強化 ①介護予防ケアマネジメント事業 ②総合相談支援事業 ③独居・高齢者世帯訪問 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ⑤地域ケア会議の開催
		(3) 在宅医療・介護連携の推進
		(4) 認知症施策の推進 ①普及啓発・本人発信支援 ②予防 ③早期発見・早期対応・介護サービス・介護者への支援 ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援
		(5) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
	2 総合的な介護予防の推進	介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ①第1号事業 ②一般介護予防事業

	3 高齢者の見守り、地域支え合いの推進	(1) 高齢者を地域で支える仕組みづくり ①地域支援体制の推進 ②社会福祉協議会への支援 ③民生児童委員への支援 (2)新型コロナウイルス感染症、自然災害等への備え ①新型コロナウイルス感染症対策 ②災害時要援護者支援体制の整備 ③社会福祉施設等との災害時の連携 ④消費者被害の対策
	4 安心して暮らすことができる福祉の充実	(1)高齢者の暮らしを支援するサービスの充実 ①高齢者交通費助成事業（タクシー助成） ②高齢者バス定期券購入費助成事業 ③外出支援サービス事業 ④緊急通報装置システム事業 ⑤配食サービス事業 ⑥家族介護用品支給事業 ⑦徘徊高齢者位置検索システム利用助成事業 ⑧認知症高齢者等事前登録制度 (2) 権利擁護体制の充実 ①日常生活自立支援事業の推進 ②成年後見制度の利用促進 ③市民後見人等の養成促進 ④虐待高齢者の早期発見と防止の取り組み (3) 高齢者の住まいの安定的確保 (4) 高齢者福祉に関連した施設等
Ⅲ 介護保険事業の円滑・適正な事業運営	1 介護給付の適正化の推進	①要介護認定の適正化 ②ケアマネジメント等の適正化 ③サービス提供体制・報酬請求の適正化
	2 介護サービスの質の向上への支援	①居宅サービス等の質的向上への支援 ②施設サービス等の質的向上への支援
	3 基準該当サービスの設置	基準該当サービスの設置
	4 情報提供体制の充実	情報提供体制の充実
	5 苦情窓口体制の強化	苦情窓口体制の強化

第4章 高齢者保健福祉施策の総合的展開

目標 I 健康で元気な高齢者の創出

高齢期において、住み慣れた地域で充実した心豊かな暮らしを送るためには、高齢者が生涯学習やスポーツ活動などへの参加を通じて、生きがいを持って過ごすことが重要です。

また、高齢化が進むなかで、互いに支え合うことのできる地域社会を築くためには、高齢者自身がサービスを受けるばかりでなく、サービス提供の担い手となることも求められます。

今後、さらなる高齢者の増加が見込まれるなか、元気な高齢者が地域において、その豊富な知識や経験、能力等を活かしながら、地域活動に積極的に参加することを助長し健康寿命を延ばすことにつなげていきます。

1 高齢者の生きがいづくりの推進

① 生涯学習の推進

すべての人が生涯にわたって主体的に学習活動や社会参加を行うことによって、自己を高め、その成果が地域づくりに生かされる生涯学習社会の形成が求められています。

本町では、生涯学習の町づくりを推進するため、関係機関、団体と連携し、学習機会や情報提供の充実を進めています。

今後、高齢者が生きがいをもって積極的に生きていくため、仕事や生涯学習教室、趣味の教室などで得た知識や技術を地域活動に生かすことで社会参加を促進していきます。

② 文化・スポーツ活動の推進

ア 生涯学習教室『三朝大学』

主な受講生である高齢者の学習活動を奨励し、現代社会の理解、世代間交流を図っている三朝大学は、月1回年8回の開催で、毎回約80人が参加しています（令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として通信講座を実施）。環境問題、健康講座など社会情勢に応じた一般講演のほか、野外研修会、軽スポーツの体験などを行っています。今後も内容の充実、運営方法の改善等の対策を講じ、仲間づくりや生きがいづくりの場の提供を図ります。

イ 文化活動

自主活動で行われている20サークルの文化活動に高齢者も若者に混じり多数参加しています。若者とのサークル活動は高齢者にも若者にも意義深いことから、多くの高齢者が参加できるよう情報提供します。

ウ スポーツ活動

高齢者に向けて、ニュースポーツの紹介、ウォーキング、グラウンドゴルフ、ペタ

シニアの大会等を開催することで、高齢者の健康増進を図るとともに、高齢者の交流を深め、だれでも、いつでも、どこでも参加できる生涯スポーツの振興を図ります。

また、令和6年度のねんりんピックは鳥取県内での開催が予定されているため、町内の高齢者がスポーツに触れ合う機会ととらえ関係団体、老人クラブ、生涯学習担当部署等と連携を図り、より多くの高齢者が参加できるよう多様な機会を設定します。スポーツ活動が、新たな目標や生きがいとなることを目指します。

③ その他の高齢者に関する事業（生きがい促進事業）

ア 長寿者訪問事業

米寿など節目の歳の方等を対象に各家庭を訪問し、ご長寿に対し敬意を示し祝辞、記念品を贈る事業です。また100歳を迎えた方に対しては誕生日当日に家庭を訪問し書状、銀杯の記念品を贈ります。

イ いい夫婦の日記念事業

結婚50年を迎えられた夫婦に対し、各家庭を訪問し祝辞、記念品を贈ります。

ウ 敬老会補助金交付事業

各集落で開催される敬老会に対して、補助金を交付する事業です。集落での行事等が減少する中、高齢者と若者、子供等の世代間交流を促進します。

④ 老人クラブへの支援

老人クラブは、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動を行っています。町内には9単位クラブあり、その代表をもって連合会を組織しています。近年は、価値観の多様化、生活様式の変化などにより会員が減少傾向にあり、約297人が会員となっています。各単位クラブとも軽スポーツ、レクリエーション、ボランティア等創意工夫による活動が行われており、老人クラブ活動の活性化のために、魅力あるプログラムづくりや広報活動を支援します。また今後は高齢者の見守りや生活支援の受け皿としても期待されます。

⑤ 活動拠点の確保

三朝町立福祉センター（レスポワール）や総合文化ホール、また、地区集会施設や集落公民館など高齢者の活動の場の確保に努めます。

2 地域社会参加の推進

高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能等の多様な能力を、地域社会の重要な一員として地域づくりやボランティア活動などに積極的に発揮できるよう、地域協議会活動や自主的な地域グループ活動の振興など、社会参加の促進について取組みを進めます。

① 社会参加活動（ボランティア活動等）への支援

社会福祉協議会を事務局とするボランティアセンターと連携し、人材登録や活動希望者の増加に向けて機能充実に努めるとともに、地域の安心安全を守る防犯活動等への協力など、これまでの人生で蓄積してきた経験と技術を生かした活動に取り組めるよう支援していきます。

また、「介護支援ボランティア制度」については登録者等の意見を参考に事業内容の見直しを随時行いながら広く周知を図り、ボランティアの登録人数を増やしていきます。

② 高齢者の就労支援

本格的な高齢社会を迎え、高齢者がその職業生活において長年にわたり培ってきた知識、技能をいかして、生き生きと活躍できるよう高齢者のニーズに即した雇用システムを確立することが必要です。

このため、臨時的かつ短期的な就業の場を提供し、高齢者の多様な就業ニーズに応える場としてのシルバー人材センターが働く意欲のある高齢者の受け皿となっています。

また、高齢者の働く意欲を助長するため介護と労働の両立のための介護相談会、就労や将来設計に向けてのセミナー等を開催することなどにより就業分野の拡大を図り、就業機会の確保に努めます。

3 高齢者が自由に外出できる環境の整備

高齢者の利用に配慮した公共的施設の整備や、高齢者の住みやすい町づくりを推進するための普及啓発に努めます。

① 高齢者等に配慮した公共的施設の整備

公共施設等の出入口のスロープ化や自動ドアの整備、車いすで利用できるトイレ、道路の点字ブロック、音のする交通信号機の設置、段差解消など高齢者や障がい者にやさしい環境づくりに努めます。

② 高齢者の外出支援

高齢者交通費助成事業（タクシー助成事業）と高齢者向けのバス定期券助成事業を実施し、歩ける間はバスに乗り、バスに乗るのが困難になった場合はタクシーを利用していただき、身体状況等の変化に応じて高齢者の外出を支援します。

③ 高齢者の買い物支援

買い物は日常生活に欠かせない行為であるとともに楽しみの一つです。店内を歩き、自ら商品を選定し、金銭の支払いをすることに意義があるため可能な限り店舗等での買い物ができるように支援します。またネット販売などの宅配も日々進化し、便利になる反面その仕組みが複雑化しているため、高齢者が詐欺被害などに合わないよう関係

機関と連携を取っていきます。

4 健康寿命の延伸

高齢者が身近な場所で行くがん検診、健康診断の受診や健康づくりに関する活動に参加できる環境を整えるとともに、必要に応じて適切な医療・介護サービスへとつなげるにより健康寿命の延伸を図ります。また高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み、効果的な保健事業の実施とフレイル予防を中心とした個別支援を行います。

① 通いの場での保健事業の実施

通いの場を活用して効果的な保健事業を行います。主に疾病予防、重症化予防に加えて、介護予防の視点を併せ、地域の健康課題に応じた健康教育や健康相談を実施します。

② フレイル予防を中心とした個別支援

医療情報の活用や医療機関との連携を強化して戸別訪問による保健指導を行い、早期発見早期治療による重症化予防に取り組みます。また医療受診や介護サービス利用の必要性を的確に判断し、関係機関と連携して受診勧奨や介護サービス利用勧奨を行います。

目標Ⅱ 地域共生社会の実現

1 体制の充実

介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることが望まれています。そのためには、サービスの量的な確保や質的な向上とともに、身近な地域で継続的な支援を受けられる支え合いの体制の充実が求められています。

そこで、「高齢者の尊厳の保持」を基本に、すまい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していきます。

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化の軽減のため、住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、多職種連携による取組の推進を行います。

本計画では下記のとおり目標値を設定し、達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施します。

指標名	指標の説明	現状値	目標値 (令和5年)
要介護・要支援認定の割合	65歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けた方が占める割合	20.4%	20%
自分自身が健康である割合	65歳以上の高齢者のうち、「現在の健康状態がよい」と回答した割合	75%	85%
介護予防体操ラ・ドン実施割合	65歳以上の高齢者のうち、介護予防体操ラ・ドンをしたことがあると回答した人の割合	20.2%	35%
通いの場等への参加割合	65歳以上の高齢者のうち、介護予防のための憩いの場、趣味・サークル、ボランティア、老人クラブ及び自治体活動に月に1回以上参加している人の割合	8%	12%
ほとんど外出しない人の割合	65歳以上の高齢者のうち、1週間の外出回数が1回未満の人の割合	6%	5%以下

※要介護要支援認定の割合以外のデータについては「三朝町介護予防・日常生活圏ニーズ調査」によるものです。

(2) 地域包括支援センターの強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的としており、今後、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて中心的役割を担うことが求められています。

本町では、地域包括支援センターを設置し、3職種（社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師）の連携のもと活動を展開しています。

今後も引き続き、地域包括支援センターが中心となり、地域の身近な総合相談・支援の機能を果たすことで、介護サービス等の公的サービスだけでなく地域におけるサービスや資源を有効に活用し、医療関係機関、関係部署等と密接な連携を図るとともに、高齢者やその家族を包括的に支援できる体制づくりを強化していきます。

併せて「地域共生社会」の実現に向け、地域包括支援センターに求められる役割が多様化していくことが見込まれます。地域で暮らす福祉の支援が必要とされる方の総合相談窓口としての機能の充実に努めます。

① 介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定者等に対して三朝町ケアマネジメント基本方針に基づくケアプランを作成、実施、利用後の評価を行うことにより、介護が必要な状態にならないように、また介護が必要になった場合においても自立した生活が送れるよう支援します。

高齢者の増加に伴い要支援認定者等の増加も見込まれることから、事業委託や体制の充実に努めます。

② 総合相談支援事業

地域住民の心身の健康の維持・生活の安定・福祉の向上と増進を目的とし、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け止め、個々の状況に応じて適切な関係機関やサービスにつなげます。今後も、総合相談支援の窓口としてさらに多くの方に知っていただくため、啓発に取り組むとともに、地域共生社会の実現に向けたネットワークづくりに努めます。また身近に相談できる場を確保するため集落公民館等へ職員が出向き、些細な悩みや心配事でも気軽に相談できる体制を整備していきます。

③ 独居・高齢者世帯訪問

地域での見守り体制を確保するため、定期的に独居高齢者や高齢者世帯への訪問を行います。夏季には熱中症の予防啓発や町が実施する介護予防事業などへの案内を行っていきます。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

主治医とケアマネジャー（介護支援専門員）の連携や地域におけるケアマネジャー

間の連携を強化し、個々の要介護者の状況に応じた適切なサービスの提供が行われるようケアマネジメントの充実を図ります。また関係介護保険事業者を中心とした連絡会を定期的に開催し、情報共有や研修及び事例検討を行い、ケアマネジャーの資質の向上に努めます。

⑤ 地域ケア会議の開催

支援を要する高齢者の多様なニーズに適切に対応するため、保健、福祉、医療等の有識者で構成された地域ケア会議を開催し、保健・福祉・医療サービス等を含めた地域ケアの総合的な調整や提言を行っていきます。

併せて個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、地域に不足する資源の開発や有効な支援策について検討します。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療と介護を併せ持つ高齢者の増加に対応するため、医療機関との連携、24時間対応のサービス提供体制を整えるためにも医療・介護の連携の強化を図ります。

事業の実施にあたっては、下記の8つの事業項目のうち、優先的な取組を位置付け、関連する項目とともに、二次医療圏域内（中部地区1市4町）での共同実施も含めた効果的な進め方を目指していきます。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発（在宅医療・看取り等）
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(4) 認知症施策の推進

認知症は、高齢者が要介護状態になる大きな原因の一つであり、高齢者本人だけでなく家族や介護者の負担を伴います。本町においては高齢者数の増加に伴い、認知症の人の数も増加することが予想されています。今後も認知症施策を強力に推進していくため、認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても共に生きる地域共生社会の実現に向け次の①～④の取り組みを中心に認知症施策を進めていきます。

① 普及啓発・本人発信支援

認知症サポーター養成講座、認知症講演会等を通じて認知症の普及啓発に努めるとともに、認知症の相談先や支援の方法などをまとめた認知症ケアパスなどを活用し、安心して相談や支援を受けられる体制を整えます。また認知症の人本人同士が語り合う本人ミーティングなど認知症の人本人が参加できる活動の場を提供していきます。

② 予防

認知症施策推進大綱では「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」と定義しています。

認知症疾患医療センターや介護サービス事業者等と連携し、認知症予防に関するエビデンスの収集・普及を進め、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」の拡充や通いの場において健康相談等の認知症予防に資する活動の推進を行います。

③ 早期発見・早期対応・介護者への支援

ア 早期発見・早期対応

認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症の人に対して、早期発見早期対応が行えるよう認知症診断タッチパネルの活用、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化を推進していきます。

イ 介護サービス

認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスが提供できるよう、介護サービスの基盤整備や介護人材確保、介護従業者の認知症対応力向上のための取り組みを推進します。

ウ 介護者への支援

介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、家族の会や認知症カフェ等の取り組みを推進します。また徘徊認知症対策としての GPS 機器などの補助事業や介護相談会などをおして家族の精神的負担の軽減に努めます。

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

ア 認知症バリアフリーの推進

生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを行います。また認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制やボランティア団体による紙芝居による学習啓発活動、認知症サポーター等の養成、成年後見制度の利用促進など地域における支援体制の整備を推進していきます。

イ 若年性認知症の人への支援

認知症地域支援推進員などが中心となり中部にっこの会への参加や運営参加などをおして社会参加・社会貢献活動を支援していきます。

(5) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

日常生活の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していく必要があります。

地域のニーズや資源の把握を行った上で生活支援の担い手の育成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進するため、生活支援コーディネーターや生活支援体制整備事業協議体を中心に検討していきます。

あわせて、住民全体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防を推進し、介護予防の普及啓発や高齢者の健康の保持増進を図るため、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となるようなボランティア活動等を支援していきます。

2 総合的な介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、要支援・要介護状態になることを防いでいくためには、生活機能が低下したときに早期に発見し、集中的な対応をしていくことが重要です。

このため、地域包括支援センターが中心となって、高齢者の身体状況、日常生活動作への対応に止まらず、信頼関係の形成、ニーズ把握、自立意欲を維持できるような生活支援と介護予防プログラムを組み合わせた事業を展開していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 第1号事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）

第1号事業は、地域の実情に応じて、地域住民、自治公民館、地区公民館、地域包括支援センター、介護事業所、医療機関、民間企業等の多様な主体が連携してサービスを行います。

現在の本町のメニューは、従来の訪問・通所介護予防相当のサービス、訪問介護サービスB（掃除・洗濯）及び通所介護サービスA（運動機能等の向上事業）のみです。そのため、生活支援コーディネーターが、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、地域住民、地域包括支援センター、介護事業所、民間企業等のネットワーク化を行い、日常生活に必要なサービスを開発、創出していきます。また、民間団体等が提供する安価な負担額で利用可能なサービスの創出に取り組んでいきます。

単価設定については、周辺市町の同等サービスとの均衡を図りながら、サービス提供事業者や利用者の負担が過大にならないように設定していきます。

② 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行う事業です。機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのバランスのとれたアプローチが重要です。

高齢者をサービスの担い手としても捉え、要支援・要介護にならないうちから健康づくりの体操や仲間づくりを行うことにより、人と人とのつながりを通じた通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進します。

ア 介護予防把握事業

基本健診時において「基本チェックリスト」を用いて高齢者の生活機能に関する実態把握をして対象者選定を行うとともに、認知症リスク等の診断をタッチパネルによる簡易な方法により行います。また地域包括支援センター、保健師、民生児童委員等と情報を共有し対象者の選定を図ります。

イ 介護予防普及啓発事業

高齢者等が利用できるサービスや地域資源をわかりやすくまとめた町独自の「お助け便利帳」や介護予防、健康増進に関するパンフレットを作成し配布するとともに、認知症予防講演会や集落における健康相談、認知症家族の会などにより介護予防や家族介護の学習の機会を確保します。また高齢期における将来計画のきっかけづくりとして終末期のエンディングノートの作成・配布、就労相談会、年金等に関するセミナーなどを開催します。

ウ 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

○ 介護支援ボランティア事業

高齢者自身の介護予防の推進及び地域住民同士の見守りや支え合いを行うことを目的とし、高齢者自身が日常生活の支援を行うボランティア活動を奨励します。

○ いきいきサロン事業

介護予防を目的とした健康増進の取組や認知症予防等に関する取組みを行うとともに、地域住民が主体的に介護予防に向けた組織的取組みを行うための支援を行います。

エ 一般介護予防事業評価事業

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

3 高齢者の見守り、地域支え合いの推進

(1) 高齢者を地域で支える仕組みづくり

山間奥部が多く過疎化が進む本町では、高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者のひとり暮らし・高齢者夫婦世帯が増加し、家庭内の介護力が低下してきています。これら介護力の低下や介護に対する需要の多様化が進む中、公的なサービスだけではすべての高齢者を支えることが難しくなっています。

このことから、高齢者やその家族を地域で支える仕組みをつくるため、人と人との絆を大切にされた地域の活動や取り組みを支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の支援体制の整備に努めます。

① 地域支援体制の推進

地域福祉活動の活性化のためには、社会福祉協議会、民生児童委員、地域協議会、集落、老人クラブ等の個々の活動を活発化するとともに、それぞれが連携して活動できる仕組みづくりが必要です。このため、地域包括支援センターが地域のネットワークの核となるよう地域の連携強化を図ります。

② 社会福祉協議会への支援

地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会では、相談事業やボランティアセンターの運営など幅広い活動を展開しています。特に、社会福祉協議会が進める集落単位でのサロン活動や、ひとり暮らし高齢者等の見守りをおこなっている「愛の輪運動」の活動を積極的に支援していきます。

また、社会福祉協議会では、ひとり暮らし高齢者などの緊急時における安全安心を確保するため、「救急医療情報キット」の配布を進めており、こうした高齢者の見守り活動の推進を図ります。

③ 民生児童委員への支援

相談活動や行政機関との連絡・協力活動など幅広い活動を行っています。地域の実状の把握や介護保険制度の周知など大きな役割を果たしており、研修会の開催など活動を支援していきます。

(2) 新型コロナウイルス感染症、自然災害等への備え

新型コロナウイルス感染症は、特に高齢者や持病のある方が重症化しやすい特徴があ

るため、季節性インフルエンザなど他の感染症と同様、感染予防に関する普及啓発、ワクチン接種等の支援を行い、感染予防対策を徹底していきます。

災害発生時には要援護者への支援を的確に行えるよう、町や消防団が中心となり、民生児童委員や社会福祉協議会などと連携して、「災害時要援護者台帳」登録者の災害時の安否確認や避難誘導の方法・支援体制を整備します。

また、高齢者が地域で安心して生活を送れるよう、引き続き消費者被害に対する未然防止の意識啓発に努めます。

① 新型コロナウイルス感染症対策

感染症に予防に関する最新の情報や留意点を広く周知するとともに、通いの場の運営においても感染予防対策を十分に行うよう関係者に周知します。マスク等の衛生物品の備蓄を行い市場の供給が止まった場合の対応も県や関係機関と連携して行います。

また感染者やその家族など関係者への必要な支援を行うとともに、根拠のない噂や誹謗中傷などの差別が広がらないよう配慮します。

② 災害時要援護者支援体制の整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいをお持ちの方等、災害時に支援の必要な方を把握するため、「災害時要援護者台帳」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備します。

また、平常時から要援護者と接している地域包括支援センター、民生児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、「災害時要援護者台帳」の登録者一人ひとりの安否確認・避難誘導の方法や支援体制を整備します。

③ 社会福祉施設等との災害時の連携

災害時において要援護者のための避難施設として、社会福祉施設等を利用できるよう防災協定を結び、要援護者が安心して避難生活を送れる環境を整備します（現在、三朝町社会福祉協議会、三朝温泉三喜苑、グループホームみのりと協定を締結済）。

④ 消費者被害の対策

消費者生活センターと地域包括支援センター、民生児童委員等が情報を共有し、高齢者の悪質商法の被害防止、啓発に取り組みます。

4 安心して暮らすことができる福祉の充実

(1) 高齢者の暮らしを支援するサービスの充実

介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送れるよう、生活実態に着目して、町内の福祉資源を活用しながら生活支援サービスの充実を図ります。

① 高齢者交通費助成事業（タクシー助成）

車の運転及びバスの利用が困難な方で要支援・要介護認定者か、75歳以上の高齢者のみの世帯にタクシー料金の一部を助成します。（実績等はP16参照）

② 高齢者バス定期券購入助成事業

70歳以上の方に日ノ丸自動車が発行する高齢者向け定期券「架け橋」の購入費の一部を助成します。（タクシー助成事業の利用者は対象になりません。）
（実績等はP16参照）

③ 外出支援サービス事業

一人での通院が困難な高齢者等を対象として、ホームヘルパーによる医療機関などへの送迎を行うもので、在宅生活を支援します。（実績等はP15参照）

④ 緊急通報装置システム事業

独居高齢者や高齢者のみの世帯等を対象として、安心した在宅生活を送れることを目的に緊急時にすぐに通報することができる装置を設置する事業です。

また、対象者へ適宜、電話連絡や訪問を行うことで、安否確認や対象者の様子等の確認を行います。（実績等はP16参照）

⑤ 配食サービス事業

配食サービスは、食事作りが困難なひとり暮らしの高齢者等に適切な食事を提供することに加え、これら的高齢者の安否確認や孤独感の解消の面でも大きな役割を担っています。実施にあたっては、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事の提供をするとともに、配食サービスを通じた利用者の安否確認、健康状態に異常がある時の関係機関への連絡など、取り組みの一層の促進を図ります。（実績等はP15参照）

⑥ 家族介護用品支給事業

重度の要介護者を在宅で介護している世帯において、その家族には多大な介護負担があるものです。こうした家族の介護負担を少しでも軽減させるため、特に生計が困難な世帯に対し、介護用品（紙おむつ・尿取りパット等）の購入費の一部を助成し、在宅での介護維持を支援していきます。

⑦ 徘徊高齢者位置検索システム利用助成事業

行方不明になるおそれのある在宅高齢者を介護している家族にGPS受信機購入費の助成を行います。

⑧ 認知症高齢者等事前登録制度

行方不明になるおそれのある認知症高齢者等の情報をあらかじめ三朝町とその他の関係機関に登録し、行方不明になった場合に早期に発見し、その生命及び身体の保護を図ります。

(2) 権利擁護体制の充実

高齢者の権利が尊重され、守られる仕組みをつくっていくために、高齢者の基本的な権利を擁護する体制づくりや自らの権利を適切に行使できる基盤づくりを進めます。

また、近年社会問題となっている高齢者への虐待を早期に発見し、対応するための仕組みづくりを推進します。

① 日常生活自立支援事業の推進

判断能力が十分でない人の日常生活を支援するため、社会福祉協議会において対応している福祉サービスなどの利用援助や日常生活上の金銭管理など、直接的なサービスを提供する福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を推進していきます。

② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症高齢者等の財産管理や契約の締結などをサポートすることにより、個人の権利を保護する制度です。成年後見制度利用促進基本計画を作成し住民に対する一層の周知・啓発を進めるとともに、制度の定着と円滑な運用を図ります。併せて、中部成年後見支援センターに委託を行い、利用促進を図ります。

③ 市民後見人等の養成促進

成年後見制度の利用ニーズの高まりにより担い手の確保及び資質の向上が重要となります。近隣市町と協力して養成講座を開催するとともに、関係団体や法人後見人など多様な担い手の確保に努めていきます。

④ 虐待高齢者の早期発見と防止の取り組み

「高齢者虐待防止法」を踏まえ、町、保健・医療・福祉の関係機関及び関係者が連携し、高齢者虐待防止の取り組みの推進を図るとともに、広報・普及啓発、ネットワークの構築、相談支援の体制整備に努めていきます。

(3) 高齢者の住まいの安定的確保

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、その中で個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、地域におけるニーズに応じて適切に提供される環境を確保することに努めるものとします。

(4) 高齢者福祉に関連した施設等（介護保険施設外）

① 養護老人ホーム（老人保護措置入所施設）

養護老人ホームは、身体上、精神上、環境上または、経済的理由、虐待などにより居宅において生活が困難な高齢者が入所する施設で、常時介護や入院を要する状態でない者を施設に入所措置して養護します。

現在、入所者は1人で、入所できる条件（高齢者で低所得者、居住環境が劣悪、入所判定委員会の判定を受ける等）があり退所が非常に少ないため、利用者の著しい増加は考えられませんが、今後においても既存の施設で適切な措置に努めます。

（実績等はP17参照）

② ケアハウス

高齢者が自立した生活を送れるよう構造や設備などの工夫された施設で、本町には1施設あります。今後も入所者が介護を必要とする場合には、訪問介護や日帰り介護などの在宅サービスが利用できるよう、医療・在宅サービスとの連携を図ります。

（実績等はP18参照）

③ 軽費老人ホーム

現状では中部圏域には該当施設はなく、町内の入所者もほとんどありませんが、家庭環境、住宅環境、所得状況等の理由により、入所が必要な高齢者があった場合は、適切な情報提供に努めます。

④ 有料老人ホーム等高齢者住宅

高齢化や核家族化など社会情勢の変化にともない、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。特に、本町では山間地での高齢者世帯が多く、生活環境に多くの不安を抱えています。このため、高齢者が安心して暮らしていけるよう高齢者に配慮した住宅の整備が急がれます。

そのひとつとして、高齢者住まい法の改正により創設されたサービス付高齢者向け住宅があります。これは、高齢者の生活特性に配慮した設備・設計による住宅供給とともに、高齢者の生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応、一時的な家事援助等の福祉サービスを行う生活指導員を配置した施設です。本町には現在計画はありませんが、県及び他市町村、関係機関と情報交換等連携を図りながら検討していきます。

目標Ⅲ 介護保険事業の円滑・適正な事業運営

1 介護給付の適正化の推進（介護給付適正化計画）

介護保険施行後、サービス利用者は年々増加し、介護給付費も増加を続けています。このため、持続可能な介護保険制度の構築を目指すためには、介護サービスを必要とする人へ適切にサービスを提供する体制の確立を図るとともに、不適切な給付の削減を図り、介護保険制度に対する一層の信頼感の醸成や介護給付費及び介護保険料の増大を抑制することが必要です。

町では、高齢者が安心して介護サービスを受けることができるよう、また、事業者による良質なサービス提供がなされるよう、介護サービス事業者をはじめとした関係機関と連携しながら、介護給付適正化に計画的に取り組んでいきます。

① 要介護認定の適正化

ア 認定調査の平準化

【現状】

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査は、それぞれの調査員により調査内容に差が生じており、適正かつ公平な要介護認定の調査の確保を図る必要があります。認定有効期間の長期化（令和3年度以降の最大認定有効期間48か月）により、認定調査結果が介護給付費の増減に与える影響がより大きくなっています。

【目標】

認定調査の内容について、書面による点検を実施し、適宜指導を行うなど要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。また、審査会からの指摘等については、その都度調査員に周知します。

② ケアマネジメント等の適正化

ア 適切なケアプランの推進

【現状】

個々のケアプランが、利用者の自立支援に貢献するものとなっているかどうか等チェックし、不適切な給付の是正を図るものですが、要支援認定者については地域ケア会議で本人や家族等の課題支援やケアマネジメントの検討を行っています。

【目標】

継続して地域ケア会議でケアプランの点検を行うとともに、要介護認定者を対象とするケアプランの点検・評価、介護支援専門員への研修会等を実施します。

イ 住宅改修等の点検

【現状】

住宅改修費等の支給決定に当たっては、その対象となる住宅改修の理由、施行箇所の写真等の提出を求め適切な給付対象か点検する必要があります。本町では書面の点検はもとより、全ての案件について着工前の訪問調査を行い、適正な給付対象か確認しています。（高齢者住宅改良事業と併せて行う場合は、改修後の現地確認も実施）

【目標】

継続して書面点検及び訪問調査を実施します。

③ サービス提供体制・報酬請求の適正化

ア 監査・指導の推進

【現状】

町が事業者指定等の権限を有する地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者については、サービス内容に関する適切な審査を行い、事業者の指定を行っています。指定した事業者に対しては、指導・監査方針に基づき適切な指導を実施し、必要な場合は監査の実施を検討する必要があります。

【目標】

町内にあるサービス事業者を定期的に訪問し、サービスの提供内容や運営基準の遵守などを確認していくとともに、地域密着型サービス事業所（4事業所）及び居宅介護支援事業所（2事業所）については、2年から3年に1回の割合で計画的に指導・監査を実施します。

イ 国保連介護給付適正化システムの活用

【現状】

国保連から出される「医療給付情報突合リスト」や「縦覧点検リスト」の活用により、定期的に重複請求の防止等に努めています。

【目標】

国保連データをもとに、毎月チェックし疑義が生じるものについてはケアマネジャーに適宜確認するとともに、福祉用具貸与費や支給限度額の確認を重点的に実施します。

ウ 介護給付費通知の送付

【現状】

介護給付費の内容等について利用者に通知することにより、架空請求等の防止を図り、適正な介護給付費の支給に資するものです。

【目標】

利用者にとって、利用サービスの保険給付費総額の確認や介護報酬の請求についてチェックの役割を果たしているため定期的に実施します。

2 介護サービスの質の向上への支援

① 居宅サービス等の質的向上への支援

ア 介護支援専門員の中立・公正な活動の確保

ケアプラン内容や家族・利用者への説明が、介護支援専門員が所属するサービス事業者の利益誘導となることのないよう、介護支援専門員として中立・公正な活動となるよう指導・助言します。

イ 介護支援専門員の資質向上

介護支援専門員の資質向上について、ケアプラン点検や地域包括支援センターが開催するケア会議でケアプラン作成のための研修・事例検討会等を実施することはもちろん、資質向上を目指した研修等を企画するなどし、町民から愛される介護支援専門員となるよう支援します。

② 施設サービス等の質的向上への支援

地域に開かれた介護保険施設となるよう、世代間の交流や地域事業への参加など呼びかけるとともに、入所者やその家族に喜ばれる施設運営に向けて、事業者と関係者とのコミュニケーションの醸成を図ります。

3 基準該当訪問介護の設置

中山間地に位置する本町において訪問介護サービスは移動に時間がかかるため業務効率が悪く、事業者にとって収益があがりにくい環境にあります。

介護保険サービスの指定基準は全国一律に定められていますが、人員体制の基準が一部緩和されている「基準該当訪問介護」を令和3年度から設置し、事業者が運営しやすい人員配置を可能とし、町内全域で訪問介護サービスが受けられる体制を確保します。

4 情報提供体制の充実

町民が介護保険制度や福祉サービスを正しく理解し、サービスの適正な選択・利用につながるよう、わかりやすい情報を提供します。その際、町の広報誌やホームページ、パンフレットなどさまざまな媒体を使って情報提供を行います。

また、老人クラブや部落学級などの求めに応じて、介護保険制度の説明会を開催するなど、制度の理解を深めるための取組みを推進します。

5 苦情窓口体制の強化

介護保険制度において、介護サービス事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口の設置や苦情処理の体制及び手順などを定めることとされています。

また、要介護等認定をはじめ、保険料や介護サービスなど、利用者からの身近な相談先として、本町介護保険担当課が苦情の窓口となることから、利用者の疑問や不満・苦情について、高齢者が理解しやすい説明を心がけ、親切かつ的確に対応します。

なお、保険料や要介護等認定、保険給付に関する処分について不服がある場合は、県が設置する介護保険審査会に申立てができるとともに、提供される介護サービスや介護サービス事業者に関する苦情・相談は、県国民健康保険団体連合会に申し立てることができるなど、利用者を保護するための措置が講じられています。

第5章 介護保険給付費等の見込み及び介護保険料の設定

1 サービスの利用見込み

第8期の居宅・施設サービスの見込量の算出においては、過去3年間の利用実績をもとに、利用者数、利用量の増減を考慮するとともに、直近の要介護（支援）認定者数の状況を勘案し見込みました。

(1) 居宅サービス

① 訪問介護	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	636	648	696
回数	11,991	12,092	13,426	
(要介護)	人数	456	468	516
	回数	10,287	10,388	11,722
(基準該当)	人数	180	180	180
	回数	1,704	1,704	1,704

② 訪問入浴介護	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	1	1	1
回数	12	12	12	
(要介護)	人数	1	1	1
	回数	12	12	12
(要支援)	人数	0	0	0
	回数	0	0	0

③ 訪問看護	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	708	720	768
回数	7,259	7,309	8,017	
(要介護)	人数	528	528	576
	回数	6,423	6,423	7,131
(要支援)	人数	180	192	192
	回数	836	886	886

④ 訪問リハビリテーション	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	48	48	48
	回数	543	543	543
(要介護)	人数	24	24	24
	回数	312	312	312
(要支援)	人数	24	24	24
	回数	231	231	231

⑤ 居宅療養管理指導	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	72	72	72
	回数	—	—	—
(要介護)	人数	72	72	72
	回数	—	—	—
(要支援)	人数	12	12	12
	回数	—	—	—

⑥ 通所介護	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	1,884	1,956	2,040
	回数	26,986	27,981	29,230
(要介護)	人数	1,884	1,956	2,040
	回数	26,986	27,981	29,230

⑦ 通所リハビリテーション	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	408	420	444
	回数	—	—	—
(要介護)	人数	312	324	348
	回数	2,900	3,010	3,238
(要支援)	人数	96	96	96
	回数	—	—	—

⑧ 短期入所生活介護	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	456	492	504
	日数	6,038	6,519	6,822
(要介護)	人数	396	432	444
	日数	5,984	6,465	6,768
(要支援)	人数	60	60	60
	日数	54	54	54

⑨ 短期入所療養介護	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	72	72	72
	日数	827	827	827
(要介護)	人数	60	60	60
	日数	815	815	815
(要支援)	人数	12	12	12
	日数	12	12	12

⑩ 特定施設入居者生活介護	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	12	12	12
	回数	—	—	—
(要介護)	人数	12	12	12
	回数	—	—	—
(要支援)	人数	0	0	0
	回数	—	—	—

⑪ 福祉用具貸与	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	2,124	2,232	2,664
	回数	0	0	0
(要介護)	人数	1,740	1,860	1,932
	回数	—	—	—
(要支援)	人数	384	372	372
	回数	—	—	—

⑫ 特定福祉用具販売	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	36	36	36
	回数	—	—	—
(要介護)	人数	24	24	24
	回数	—	—	—
(要支援)	人数	12	12	12
	回数	—	—	—

⑬ 住宅改修	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	36	36	36
	回数	—	—	—
(要介護)	人数	24	24	24
	回数	—	—	—
(要支援)	人数	24	24	24
	回数	—	—	—

⑭ 居宅介護支援	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	3,396	3,528	3,588
	回数	—	—	—
(要介護)	人数	2,808	2,904	2,964
	回数	—	—	—
(要支援)	人数	588	624	624
	回数	—	—	—

(2) 施設サービス

	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人数	960	960	960
介護老人保健施設	人数	480	480	480
介護療養型医療施設	人数	0	0	0

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、日々の生活を住み慣れた地域で送ることができるよう、日常生活圏域を設定し、圏域ごとに「地域密着型サービス」を提供するものです。原則として町の住民のみが利用できるサービスで、町が事業者の指定・指導監督の権限をもちます。なお、本町では日常生活圏域は、町内全域とします。

◆町内の地域密着型サービス事業所

- 小規模多機能型居宅介護・・・「なの花」（定員 29 名）
- 認知症対応型共同生活介護
 - ・「グループホームみのりかじか・みとく」（定員 18 名）
 - ・「グループホームなの花」（定員 9 名）
 - ・「グループホーム仁の里」（定員 9 名）

① 認知症対応型通所介護	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人数	84	96	96
(要介護)	人数	84	96	96
(要支援)	人数	0	0	0
② 小規模多機能型居宅介護	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人数	252	252	264
(要介護)	人数	240	240	252
(要支援)	人数	12	12	12
③ 認知症対応型共同生活介護	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人数	432	432	432
(要介護)	人数	432	432	432
(要支援)	人数	0	0	0
④ 地域密着型通所介護	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人数	60	60	60
(要介護)	人数	60	60	60
(要支援)	人数	0	0	0

下記事業は、過去 3 年間の利用実績、町内福祉資源、将来計画などを考慮した結果、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間は整備しないこととし、利用推計は記載しないこととします。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○看護小規模多機能型居宅介護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2 地域支援事業の利用見込み

地域支援事業とは、要支援・要介護状態になる前から介護予防に取組み、要支援・要介護状態となることを防止し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

高齢者の自立保持のため、身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目指し、地域包括ケア体制を推進する中心的施設として、引き続き地域包括支援センターを町が直営で設置し、地域支援事業を展開していきます。

(1) 介護予防日常生活支援総合事業

① 訪問型サービス	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	回数		204	204

要支援者等の多様な生活支援を行うため、現行相当の訪問介護サービス、訪問型サービスB（洗濯・掃除）を実施します。

② 通所型サービス	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	回数		588	588

要支援者等の多様な生活支援を行うため、現行相当の通所介護サービス、通所型サービスA（運動機能等の向上）を実施します。

③ 一般介護予防事業	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防把握事業	回数	1	1	1
介護予防普及啓発事業 (講演会・認知症家族の会等の開催)	回数	9	9	9
地域介護予防活動支援事業 ・介護予防体操講座 ・介護支援ボランティア事業 ・いきいきサロン事業	回数	44 2,500 180	44 2,500 180	44 2,500 180

高齢者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として実施します。

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(地域包括支援センター運営)	圏域	1	1	1

地域包括支援センターを運営し、介護予防への取り組みや必要に応じた介護予防サービス等を包括的に支援していきます。

(3) 任意事業

① 介護給付費等 適正化事業	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知	回数	2	2	2
ケアプラン点検	回数	1	1	1

高齢者が安心して介護サービスを受けることができるよう介護給付費の適正化を実施します。

② 家族介護支援事業	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徘徊高齢者位置検索システム利用 助成事業	人数	5	5	5
家族介護用品支給事業	人数	4	4	4

介護及び認知症による家族の身体的・経済的負担を軽減するための支援を実施します。

③ その他の事業	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人数	3	3	3
地域自立生活支援事業	人数	37	37	37

成年後見制度における利用費用の支援を実施します。また、高齢者の栄養改善及び見守りの支援（配食サービス、緊急通報装置の設置）を実施します。

(4) 包括的支援事業（社会保障充実分）

① 在宅医療・介護連携推 進事業	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	回数	—	—	—

在宅医療と介護が一体的に提供するために必要な支援を行います。

② 生活支援体制整備事業	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体の開催	回数	2	2	2
生活支援コーディネーター	人数	1	1	1

介護予防・日常生活支援総合事業の推進を図るため、生活支援コーディネーター及び協議体を運営し、生活支援の担い手の育成やサービスの充実・開発等を検討していきます。

③ 認知症初期支援推進事業	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	回数	4	4	4

認知症専門医のもと認知症初期支援チームを設置し、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族への支援を行います。

④ 認知症地域支援・ケア向上事業	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	認知症地域支援推進員 人数	1	1	1

認知症地域支援推進員を配置し、関係機関の連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

⑤ 地域ケア会議推進事業	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	回数	12	12	12

介護保険新規認定者等のケアプランや課題等を福祉・医療専門職等が集まり対象者の支援を検討するとともに地域課題の抽出や解消につなげます。

3 介護保険給付費等の見込み

計画期間における利用量の動向を踏まえた各サービス別保険給付費等の見込みは、次のとおりです。

■介護保険給付費の見込み

3年間のサービス提供に必要な給付費の推計 (年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費計(小計)→(Ⅰ)	960,183,000円	977,208,000円	1,003,492,000円
(1) 居宅サービス	363,293,000円	377,591,000円	399,460,000円
①訪問介護	35,220,000円	35,548,000円	39,330,000円
②訪問入浴介護	148,000円	148,000円	148,000円
③訪問看護	26,010,000円	26,024,000円	28,638,000円
④訪問リハビリテーション	975,000円	976,000円	976,000円
⑤居宅療養管理指導	710,000円	710,000円	710,000円
⑥通所介護	196,367,000円	203,651,000円	213,585,000円
⑦通所リハビリテーション	25,473,000円	26,838,000円	28,890,000円
⑧短期入所生活介護	46,074,000円	49,879,000円	52,425,000円
⑨短期入所療養介護	9,675,000円	9,681,000円	9,681,000円
⑩特定施設入居者生活介護	2,582,000円	2,583,000円	2,583,000円
⑪福祉用具貸与	20,059,000円	21,553,000円	22,494,000円
(2) 地域密着型サービス	163,854,000円	164,885,000円	168,308,000円
①夜間対応型訪問介護	円	円	円
②認知症対応型通所介護	5,236,000円	6,180,000円	6,180,000円
③小規模多機能型居宅介護	49,705,000円	49,732,000円	53,155,000円
④認知症対応型共同生活介護	107,786,000円	107,846,000円	107,846,000円
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	円	円	円
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	円	円	円
⑦地域密着型通所介護	1,127,000円	1,127,000円	1,127,000円
(3) 特定福祉用具販売	846,000円	846,000円	846,000円
(4) 住宅改修	2,372,000円	2,372,000円	2,372,000円
(5) 居宅介護支援	42,335,000円	43,817,000円	44,809,000円
(6) 介護保険施設サービス	387,483,000円	387,697,000円	387,697,000円
①介護老人福祉施設	243,630,000円	243,765,000円	243,765,000円
②介護老人保健施設	143,853,000円	143,932,000円	143,932,000円
③介護療養型医療施設	円	円	円
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	15,515,000円	15,881,000円	15,881,000円
(1) 介護予防サービス	11,310,000円	11,517,000円	11,517,000円
①介護予防訪問介護	円	円	円
②介護予防訪問入浴介護	円	円	円
③介護予防訪問看護	4,225,000円	4,510,000円	4,510,000円
④介護予防訪問リハビリテーション	695,000円	695,000円	695,000円
⑤介護予防居宅療養管理指導	36,000円	36,000円	36,000円
⑥介護予防通所介護	円	円	円
⑦介護予防通所リハビリテーション	3,723,000円	3,725,000円	3,725,000円
⑧介護予防短期入所生活介護	339,000円	340,000円	340,000円
⑨介護予防短期入所療養介護	104,000円	104,000円	104,000円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	円	円	円
⑪介護予防福祉用具貸与	2,188,000円	2,107,000円	2,107,000円
(2) 地域密着型介護予防サービス	650,000円	650,000円	650,000円
①介護予防認知症対応型通所介護	円	円	円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	650,000円	650,000円	650,000円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	円	円	円
(3) 特定介護予防福祉用具販売	594,000円	594,000円	594,000円
(4) 住宅改修	396,000円	396,000円	396,000円
(5) 介護予防支援	2,565,000円	2,724,000円	2,724,000円
特定入所者介護サービス費(Ⅲ)	43,274,000円	44,647,000円	45,537,000円
高額介護サービス費(Ⅳ)	17,797,000円	18,363,000円	18,729,000円
高額医療合算介護サービス費(Ⅴ)	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円
審査支払手数料(Ⅵ)	1,045,000円	1,045,000円	1,045,000円
標準給付見込額 (Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)+(Ⅳ)+(Ⅴ)+(Ⅵ)	1,040,514,000円	1,059,844,000円	1,087,384,000円

■ 地域支援事業費の費用額見込み

■ 地域支援事業の費用額見込み

単位:円

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援 総合事業	訪問型サービス(第1号訪問事業)	3,926,000	3,926,000	3,926,000
	通所型サービス(第1号通所事業)	17,084,000	17,084,000	17,084,000
	介護予防ケアマネジメント事業	109,000	109,000	109,000
	審査支払手数料	100,000	100,000	100,000
	高額介護予防サービス費相当事業	100,000	100,000	100,000
	一般介護予防事業	4,232,000	4,232,000	4,232,000
	介護予防把握事業	110,000	110,000	110,000
	介護予防普及啓発事業	622,000	622,000	622,000
	地域介護予防活動支援事業	3,500,000	3,500,000	3,500,000
	介護予防・日常生活支援事業合計(1)		25,551,000	25,551,000
包括的支援事業		5,000,000	5,000,000	5,000,000
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	5,000,000	5,000,000	5,000,000
任意事業		6,973,000	6,973,000	6,973,000
	介護給付費等費用適正化事業	100,000	100,000	100,000
	家族介護支援事業	275,000	275,000	275,000
	その他の事業	6,598,000	6,598,000	6,598,000
	成年後見制度利用支援事業	1,138,000	1,138,000	1,138,000
	地域自立生活支援事業	5,460,000	5,460,000	5,460,000
包括的支援事業(社会保障充実分)		4,811,000	4,811,000	4,811,000
	在宅医療・介護連携推進事業	100,000	100,000	100,000
	生活支援体制整備事業	2,287,000	2,287,000	2,287,000
	認知症初期支援推進事業	136,000	136,000	136,000
	認知症地域支援・ケア向上事業	2,100,000	2,100,000	2,100,000
	地域ケア会議推進事業	188,000	188,000	188,000
包括的支援・任意事業合計(2)		16,784,000	16,784,000	16,784,000
地域支援総合事業総合計(1)+(2)		42,335,000	42,335,000	42,335,000

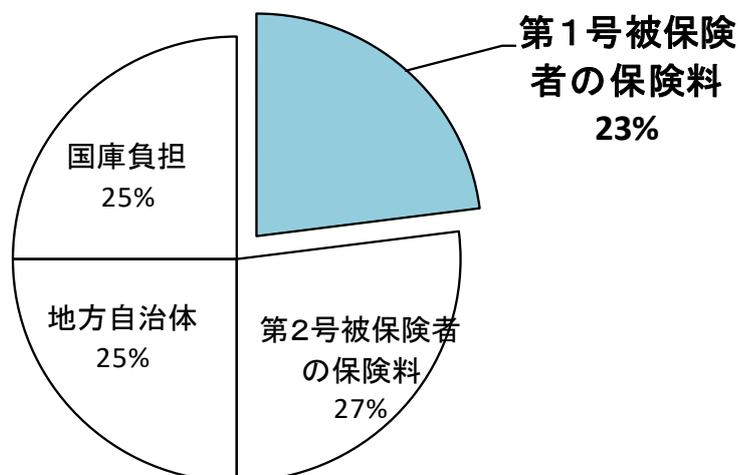
4 介護保険料の設定

(1) 第1号介護保険料の算出方法

第1号被保険者の保険料は、以下のように算出します。

- ① まず、令和3年から5年までの3年間のサービスにかかる総費用を算出します。
- ② 上記に「地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、要支援・要介護になる恐れのある者に対する予防事業や包括支援センターの事業等）」を加味した総費用額を算出します。
- ③ これは介護保険財源等により賄われることになっています。この介護保険財源の負担割合は次のとおりです。
 - ・ 公費と保険料で概ね半分ずつ負担します。
 - ・ 公費負担の割合は、町が12.5%、県が12.5%、国は交付金が20%（施設入所費は国15%・県17.5%）と調整交付金となります。調整交付金（本町の場合大体10%前後）は、市町村間の後期高齢者数や第1号被保険者の所得の格差を調整するために使われます。
 - ・ 保険料負担のうち、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の保険料負担割合は、給付費の27%となります。これは社会保険診療報酬支払基金から交付されます。第1号被保険者(65歳以上の方)は、残りの23%（調整交付金により減少する）を負担することになっています。
- ④ 以上から算出した額を、保険料収納率、所得による負担割合、また、「財政安定化基金」の活用を踏まえ軽減後の保険料等を勘案しながら、第1号被保険者数で割り、保険料の月額を算出します。

【介護給付費の財源】



(2) 介護保険料基準額の算出

1. 標準給付費

標準給付費見込額	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
	1,040,514,000円	1,059,844,000円	1,087,384,000円	3,187,742,000円

2. 地域支援事業費

地域支援事業費	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	25,551,000円	25,551,000円	25,551,000円	76,653,000円
包括的支援事業・任意事業費	16,784,000円	16,784,000円	16,784,000円	50,352,000円

3. 第1号被保険者の保険料

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1号被保険者数	2,546人	2,585人	2,602人	7,733人
前期(65～74歳)	1,151人	1,173人	1,134人	3,458人
後期(75歳～)	1,395人	1,412人	1,468人	4,275人
所得段階別被保険者数				
第1段階	270人	274人	276人	820人
第2段階	306人	310人	312人	928人
第3段階	423人	429人	432人	1,284人
第4段階	160人	163人	164人	487人
第5段階	560人	569人	572人	1,701人
第6段階	486人	494人	497人	1,477人
第7段階	219人	222人	224人	665人
第8段階	76人	78人	78人	232人
第9段階	46人	46人	47人	139人

標準給付費見込額	1,082,849,000円	1,102,179,000円	1,129,719,000円	3,314,747,000円
第1号被保険者負担分相当額 (A)	249,055,270円	253,501,170円	259,835,370円	762,391,810円
調整交付金相当額 (B)	53,303,250円	54,269,750円	55,646,750円	163,219,750円
調整交付金見込交付割合	10.38%	10.08%	9.84%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.8172	0.8113	0.8223	
所得段階別加入割合補正係数	0.9603	0.9603	0.9603	
調整交付金見込額 (C)	110,658,000円	109,408,000円	109,513,000円	329,579,000円

財政安定化基金拠出金見込額 (D)				円
財政安定化基金拠出率	0.00%			
財政安定化基金取崩額 (E)				4,635,000円
保険料収納必要額 (A+B-C+D-E) (F)				591,397,560円
予定保険料収納率 (G)	99.00%			
弾力化所得段階別加入割合補正後被保険者数 (H)	2,446人	2,484人	2,500人	7,430人

保険料基準額(年額) (F) / (G) / (H)	80,400円
保険料基準額(月額) 上記/12ヶ月	6,700円

(3) 保険料の所得段階別設定

基準額から、個人の年収に応じて、9段階に保険料を振り分けます。

また、国が進めている低所得者の保険料軽減制度に対応し、第1段階～第3段階の者に対して基準額の減額措置を講じます。(令和2年度に措置されたものであり、令和3年度～5年度についても実施予定。)

■段階別の介護保険料(月額)

区分	所得区分	料率	保険料 (月額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、世帯全員が町民税非課税で本人の前年合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	0.30 (0.50)	2,010 円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の者	0.50 (0.75)	3,350 円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円を超える者	0.70 (0.75)	4,690 円
第4段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の前年合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	0.90	6,030 円
第5段階 基準額	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の前年合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超える者	1.00	6,700 円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額120万円未満の者	1.20	8,040 円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.30	8,710 円
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額210万円以上320万円未満の者	1.50	10,050 円
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額320万円以上の者	1.70	11,390 円

(4) 第1号被保険者の保険料の将来推計

国の介護保険「見える化システム」を活用し、国が示した一定の条件のもとで、令和22年度の第1号被保険者の保険料を推計しました。

主な算定の基礎数値については第7期中の各サービスの利用率等を勘案しています。

(あくまで試算であり、当該年度保険料設定の際に現状に応じた計算を行います。)

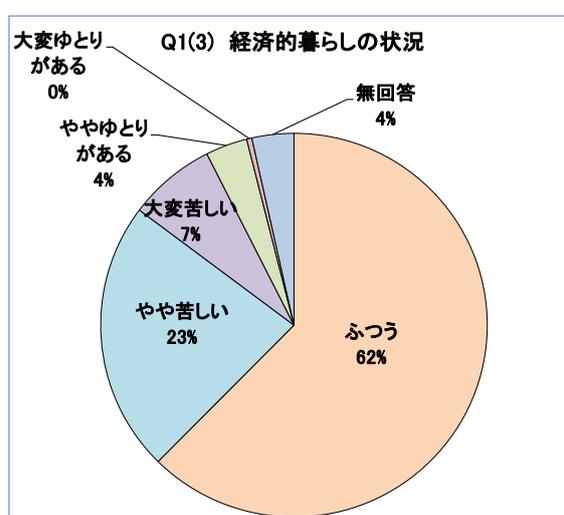
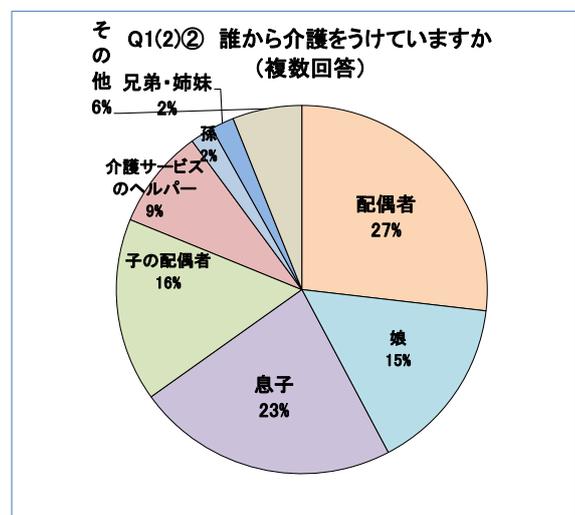
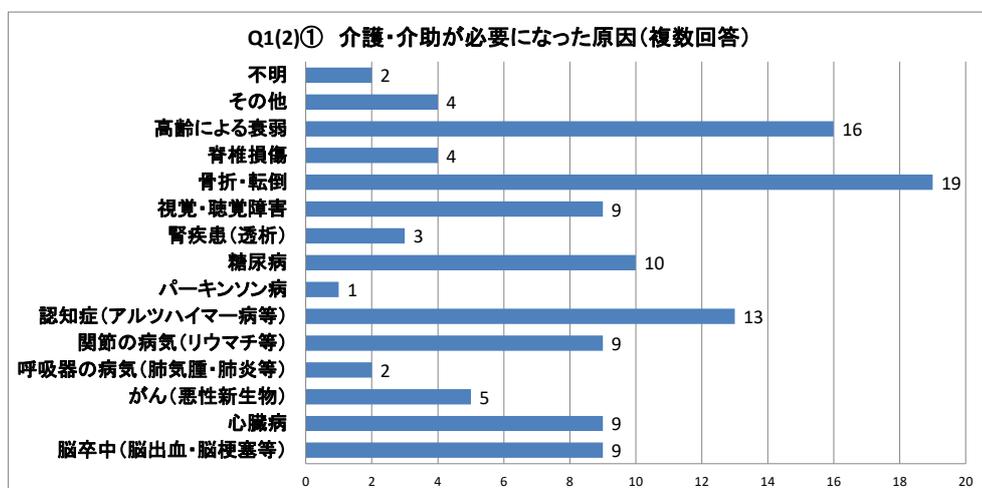
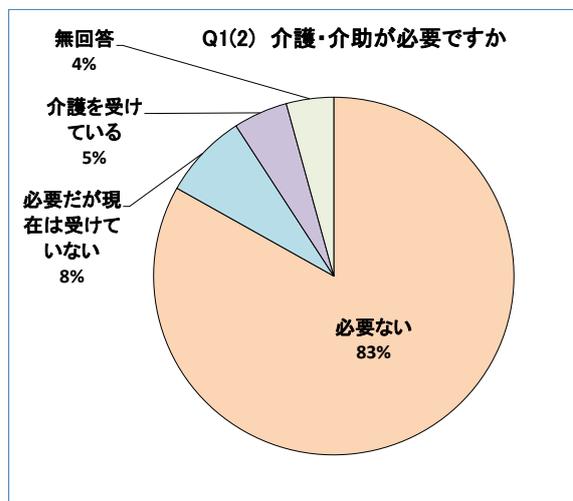
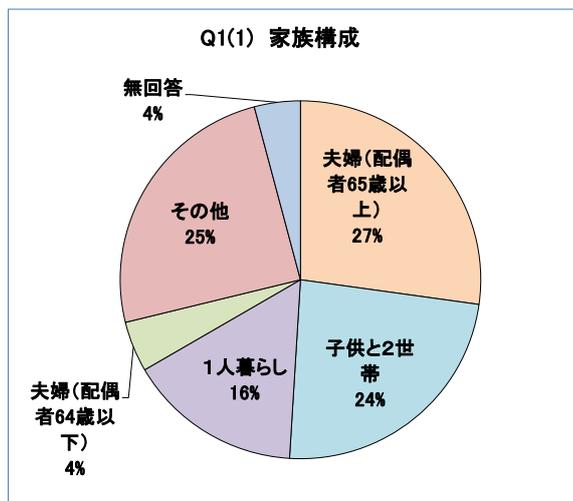
【令和22年度の保険料の推計】

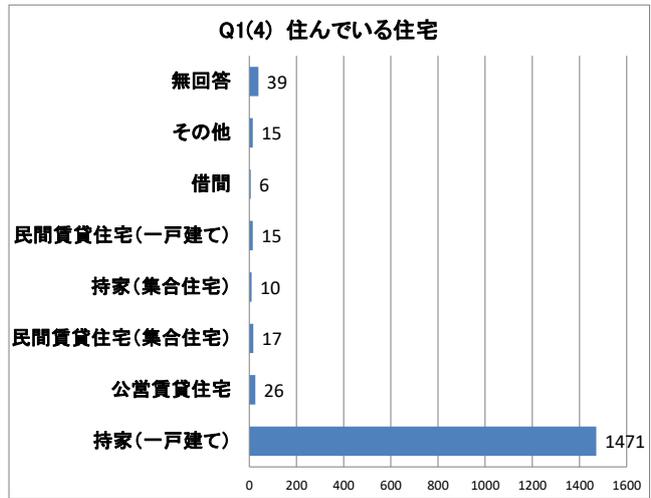
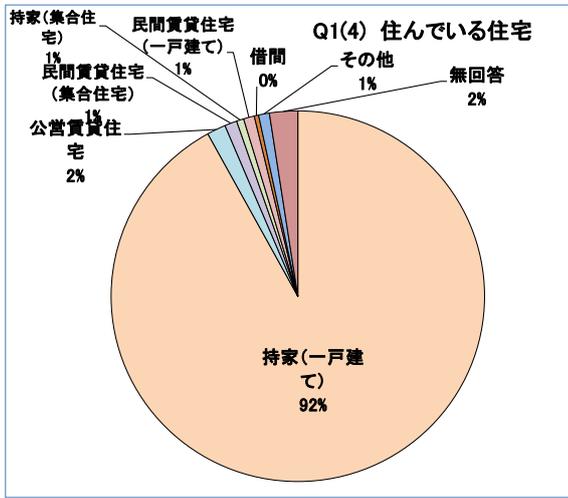
(単位：円)

区 分	第8期	令和7年度 (第9期)	令和22年度 (第14期)	伸び率 (B/A)
年 額 (①)	80,400	83,892	106,152	
月 額 (①/12)	6,700 (A)	6,991	8,846 (B)	32%

問1 あなたのご家族や生活状況について

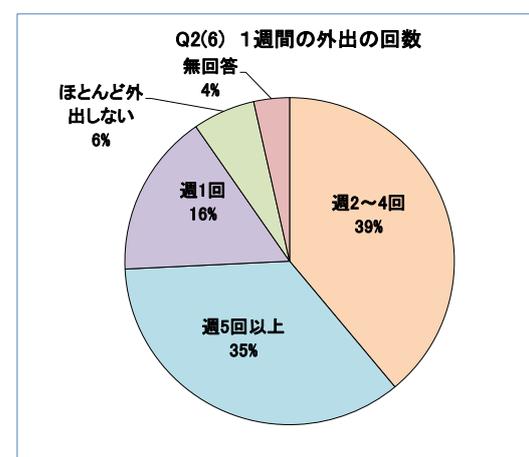
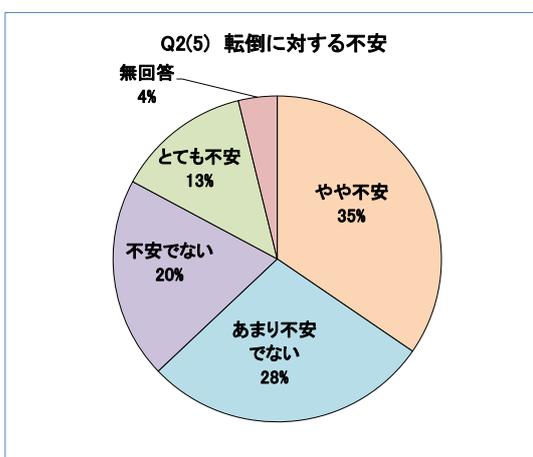
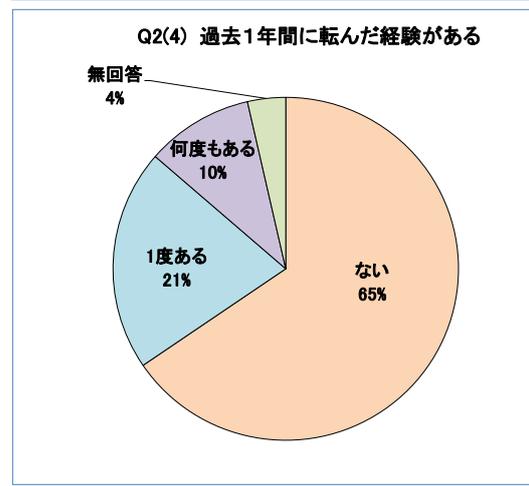
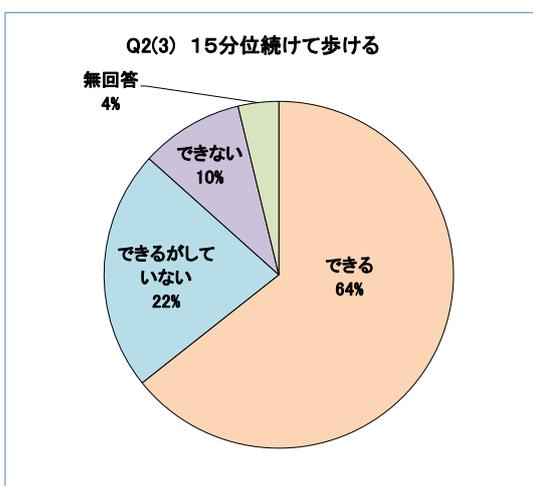
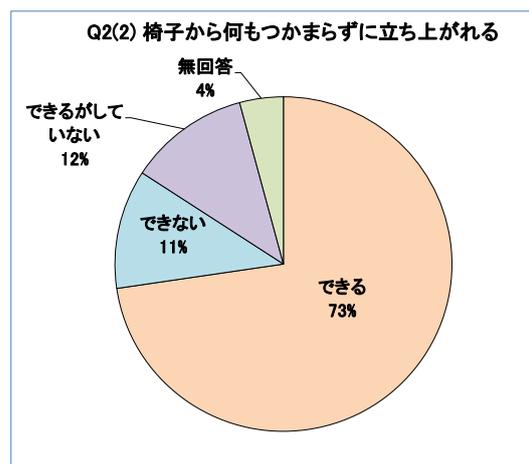
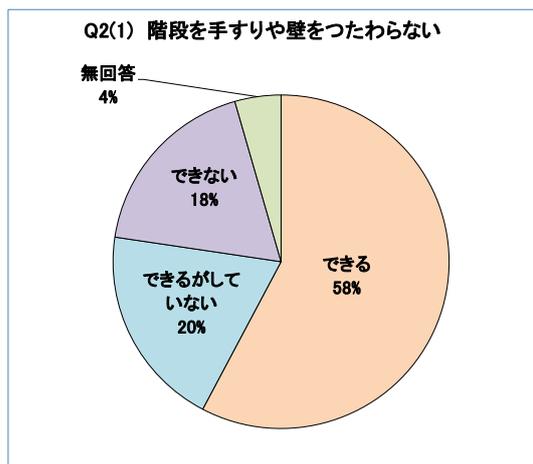
- (1) 家族構成の割合に大きな変化はなく、一人暮らしが16%、配偶者と二人暮らしが27%だった。
 (2) ①介護等が必要になった原因の内、「骨折・転倒」、「認知症」の割合が増えていた。
 (2) ②介護者の状況は配偶者が一番多いが、娘が減り、息子が増えるなど男性介護者の割合が増えていた。

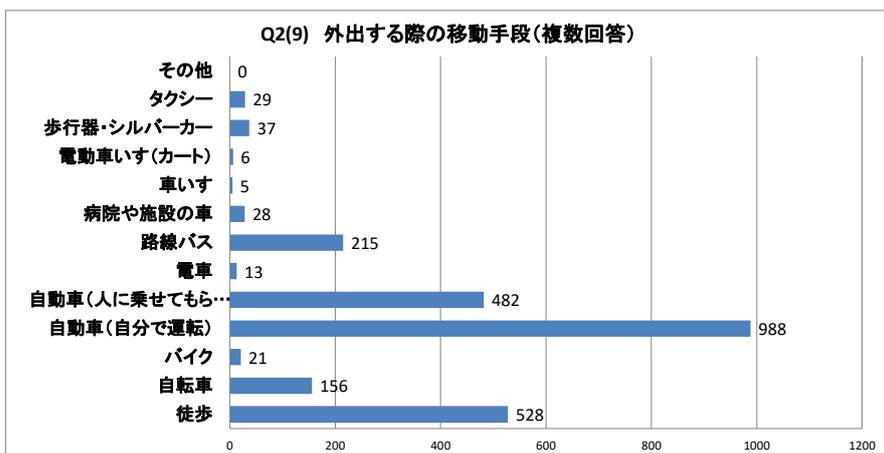
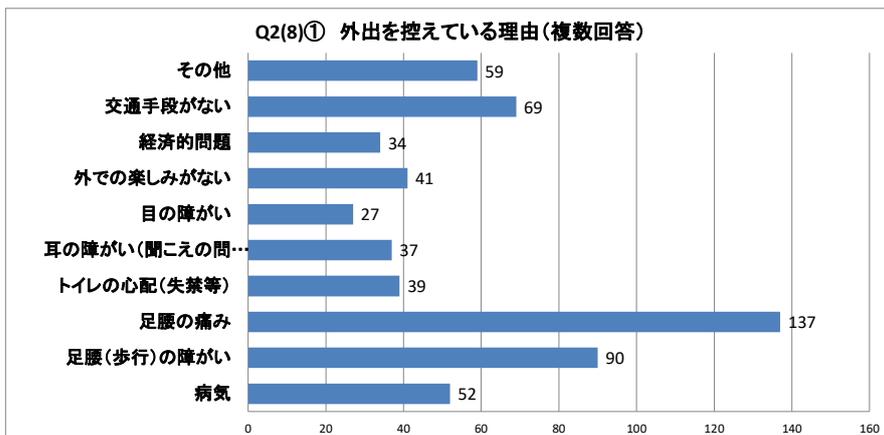
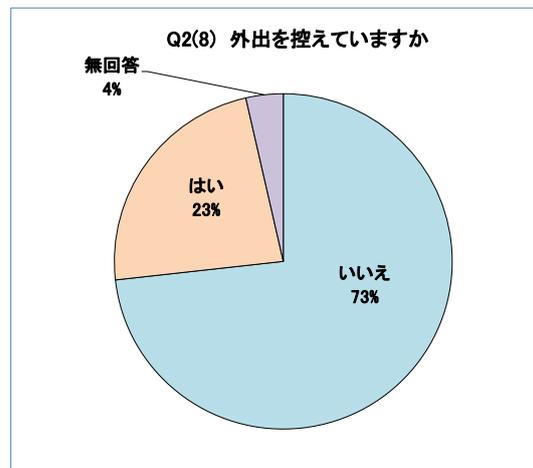
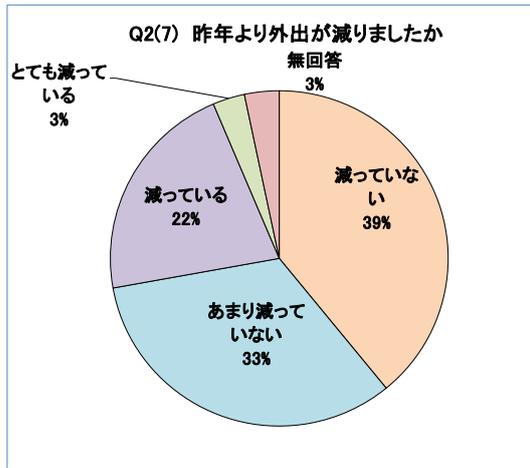




問2 からだを動かすことについて

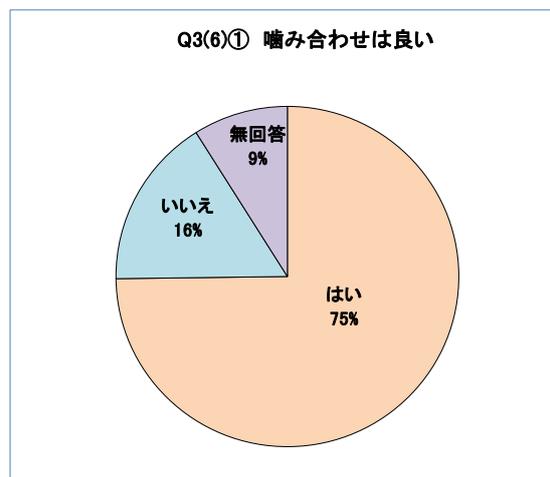
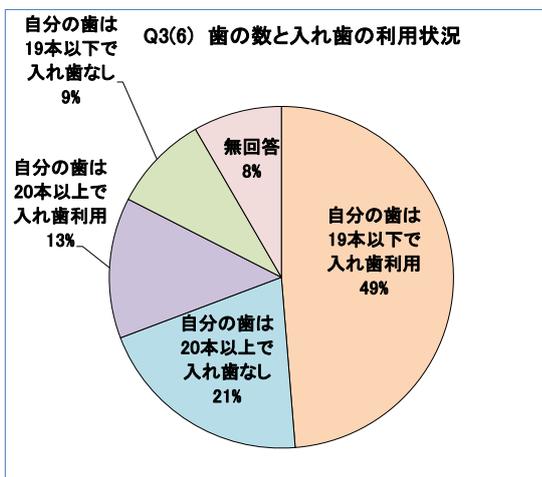
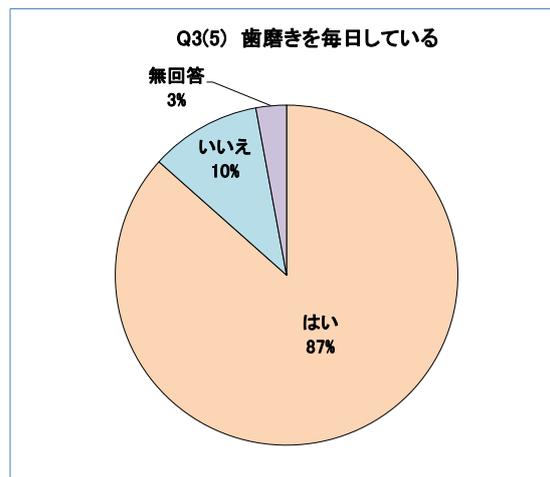
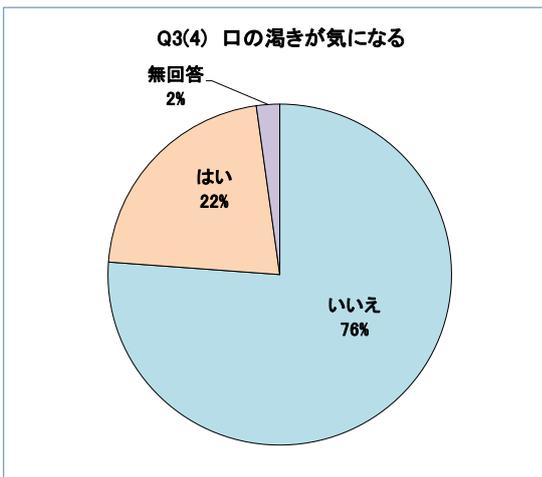
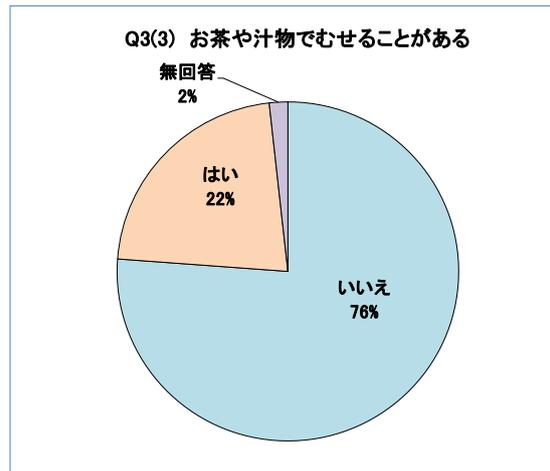
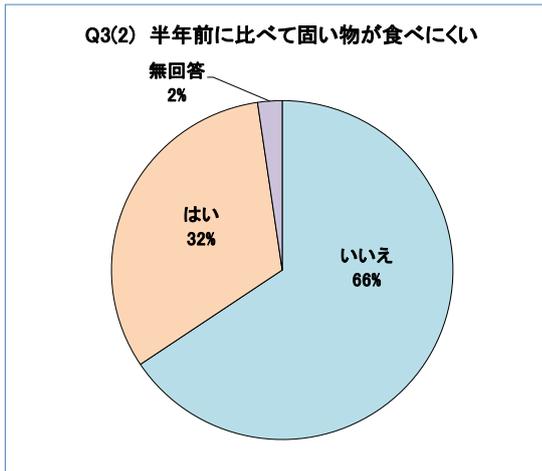
(5) 転倒に対する不安は約半数の方が感じている。(4) 過去1年間に転倒したことがある人は約3割あった(6) 外出の頻度は前回と同様だが、ほとんど外出しない人が98人あった。(8) ①外出しない理由としては足腰の痛み、交通手段がない、病気であった。



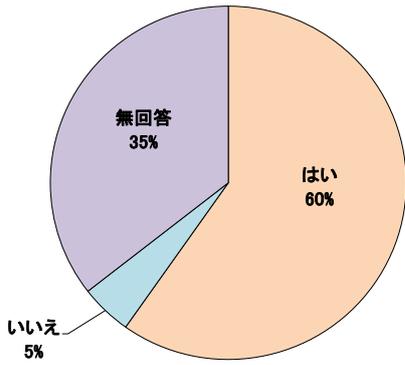


問3 食べることについて

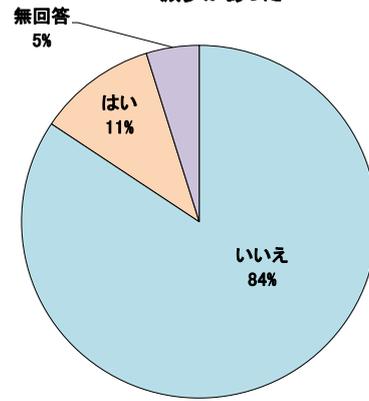
全ての項目で大きな変化はなかった。入れ歯を使用している人が62%あった。誰かと食事する機会は「毎日ある」が57%で、一方ほとんどないは9%であった。



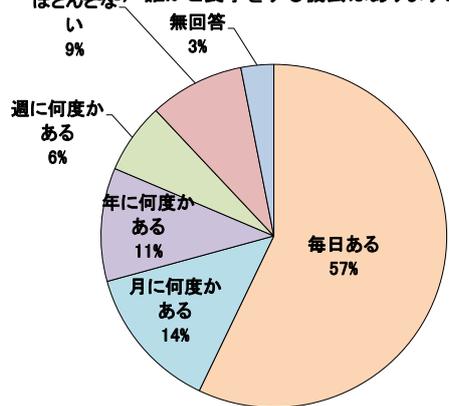
Q3(6)② (入れ歯利用の人のみ)
毎日入れ歯の手入れをしている



Q3(7) 6か月間で2~3kg以上の体重の減少があった

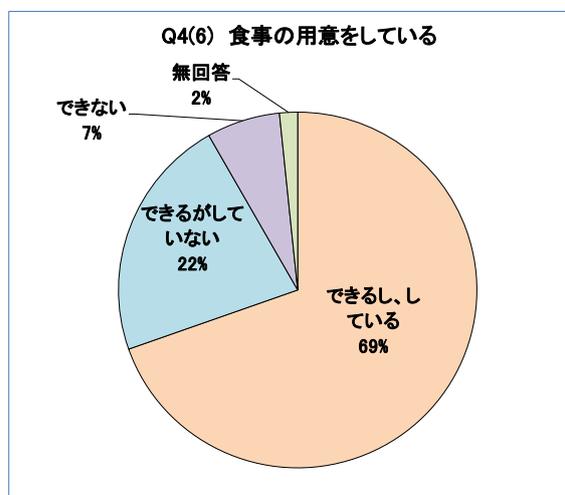
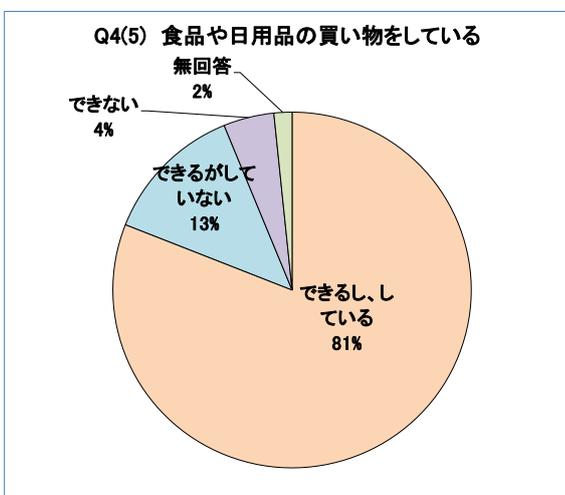
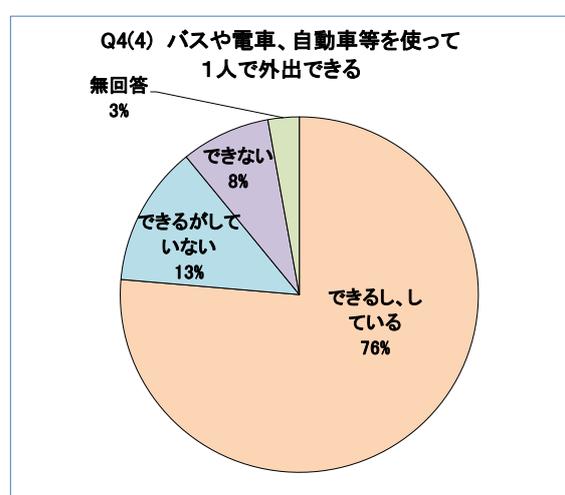
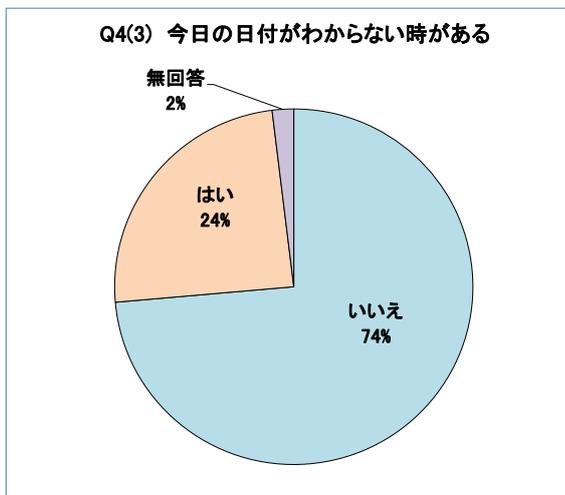
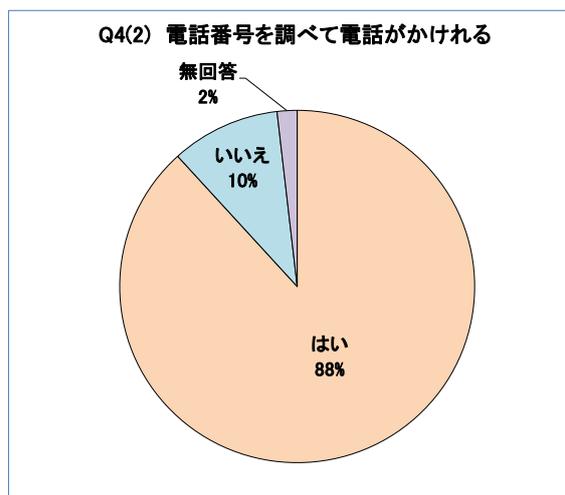
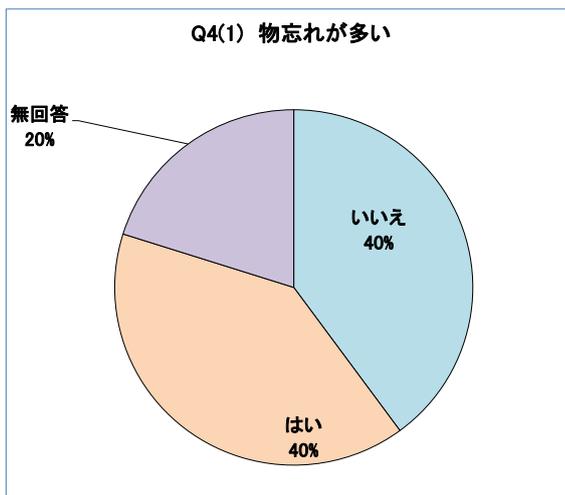


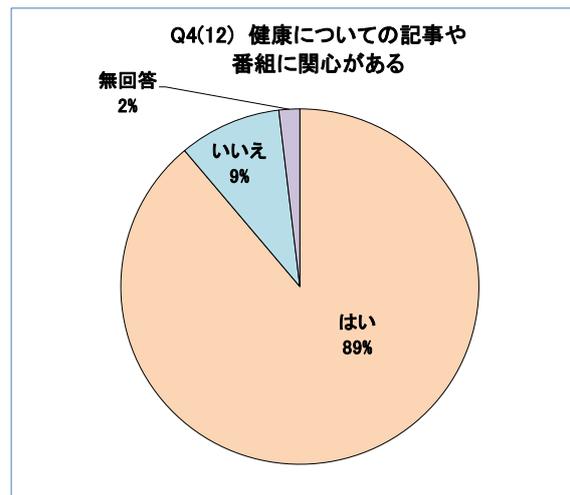
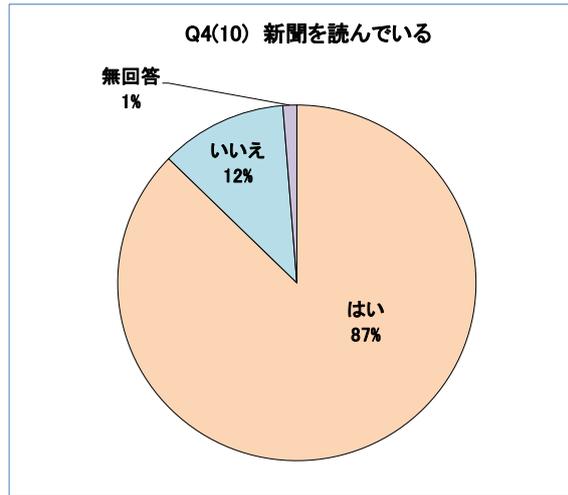
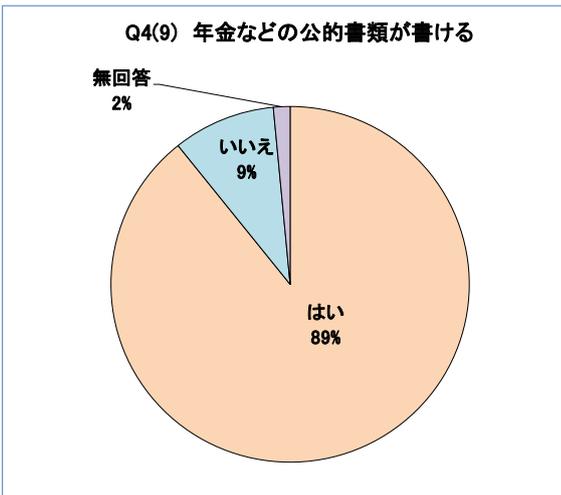
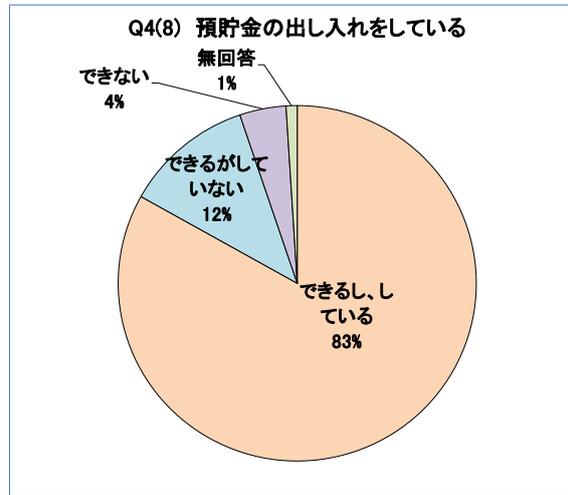
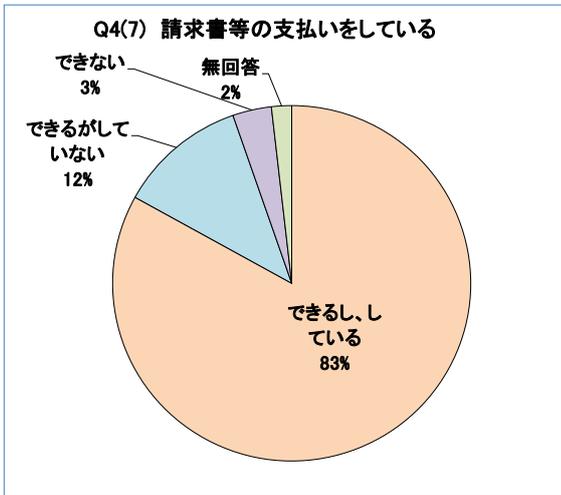
Q3(8) 誰かと食事をする機会がありますか

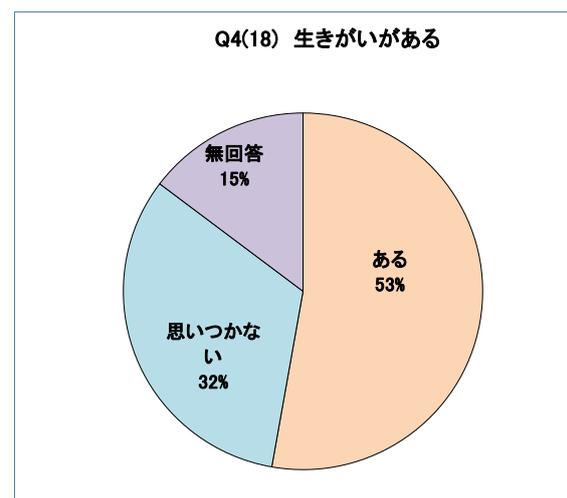
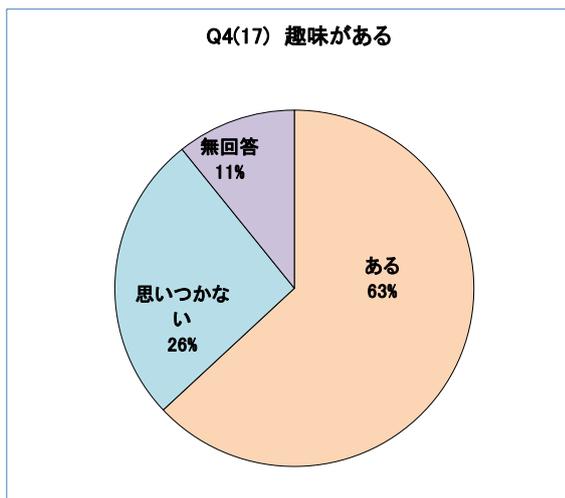
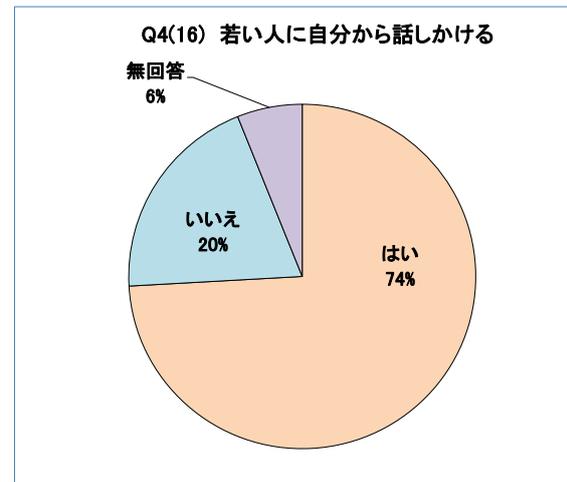
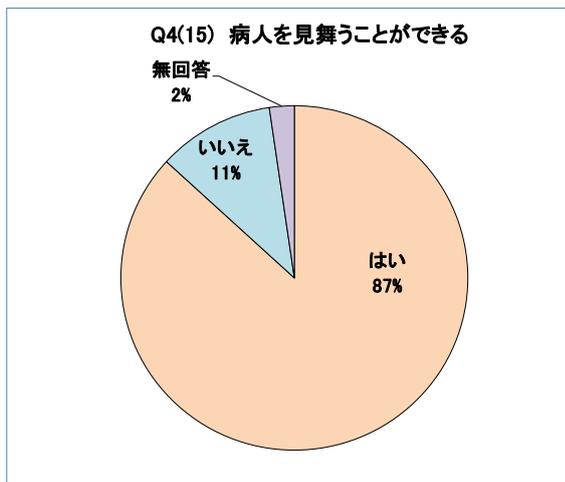
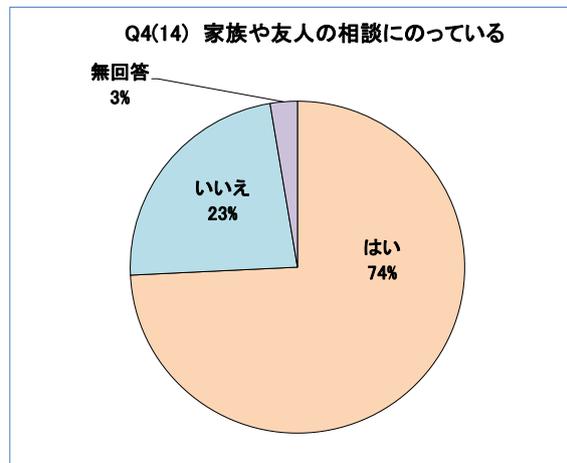
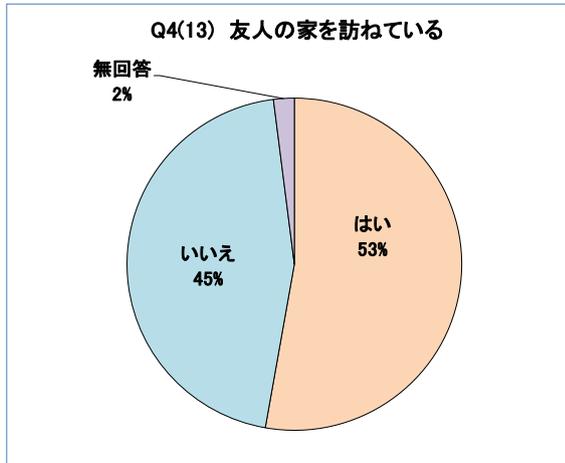


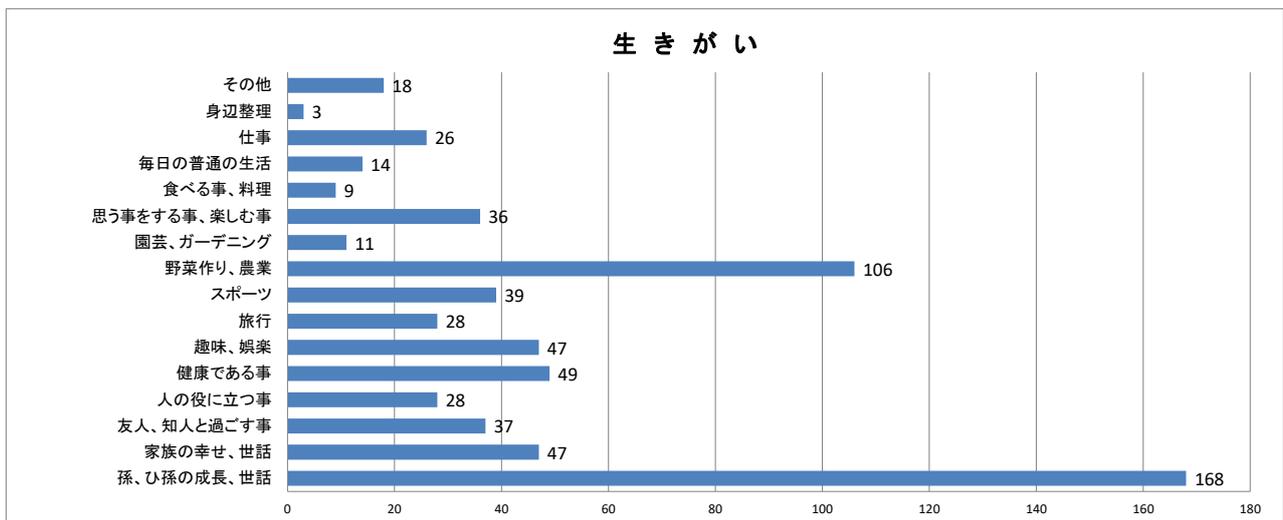
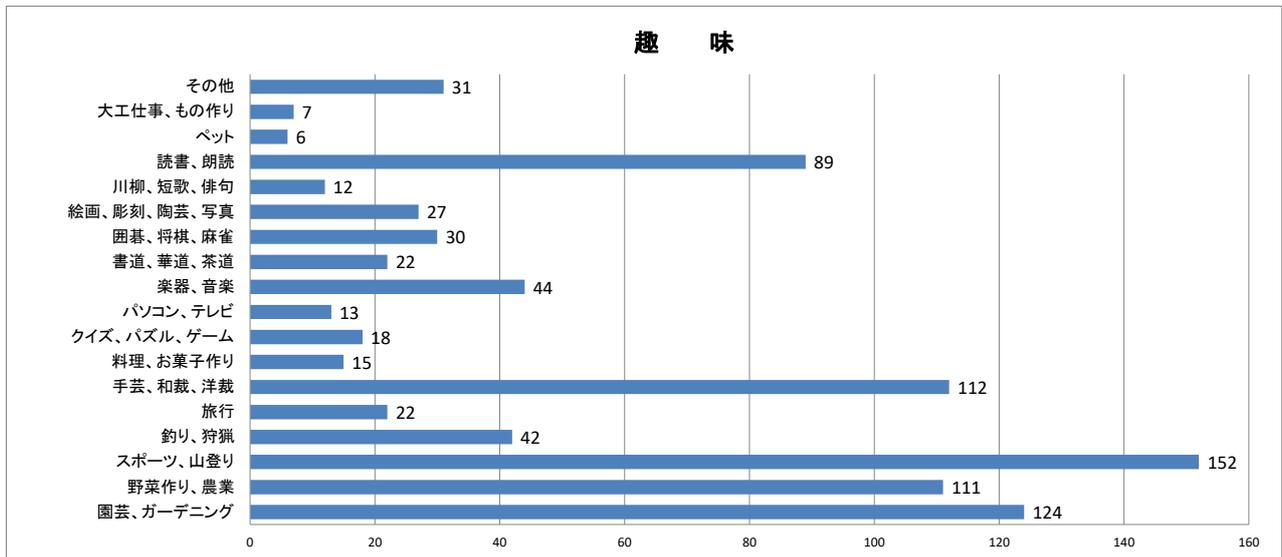
問4 毎日の生活について

(4)一人で外出や買い物ができる人は約8割、食事の準備を自分でしている人は約7割あった。
 (13)「友人の家を訪ねている人」、(14)「友人の相談に乗っている人」、前々回から減少傾向で他者との関わりの機会が減ってきている。(17)(18)また「趣味や生きがいを持っている」も減少傾向にある。内容としては孫やひ孫に関するもの、野菜作り、スポーツ等、手芸などに関するものが多かった。





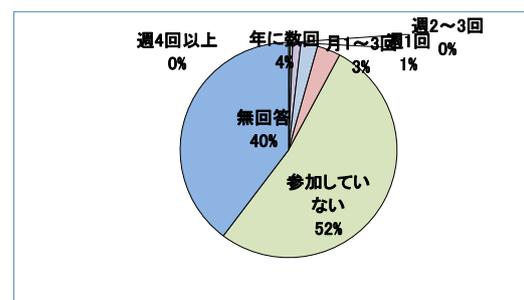
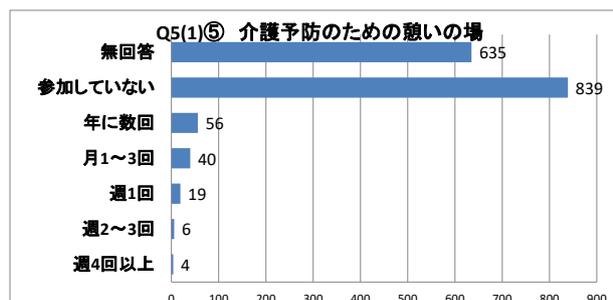
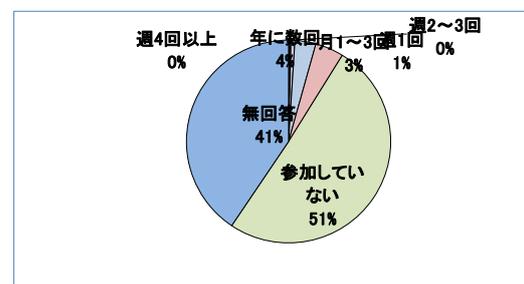
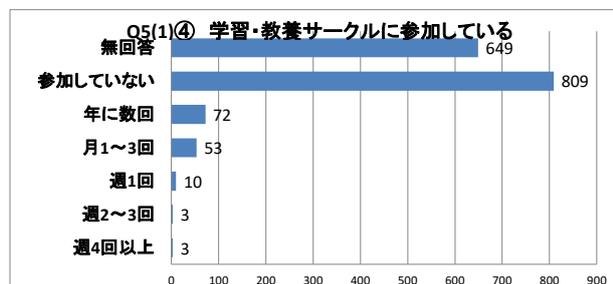
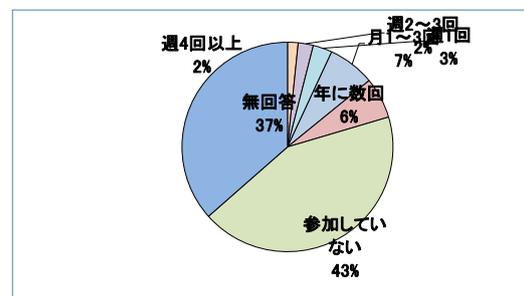
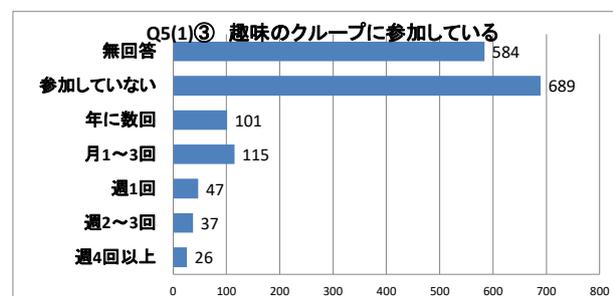
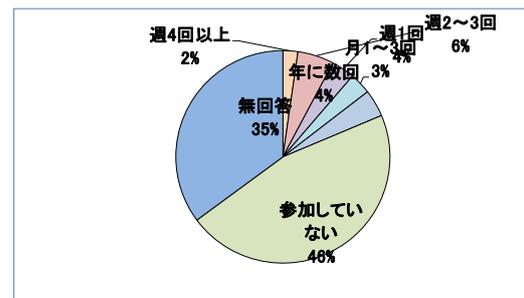
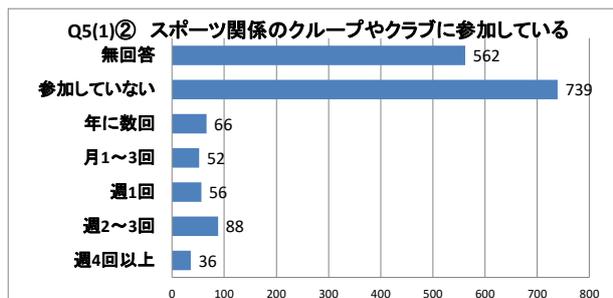
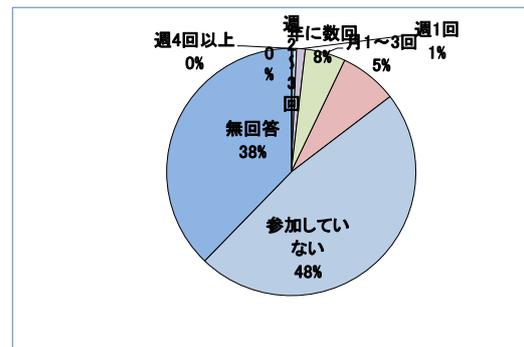
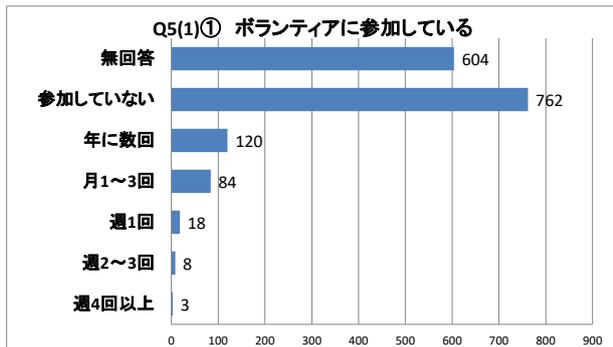


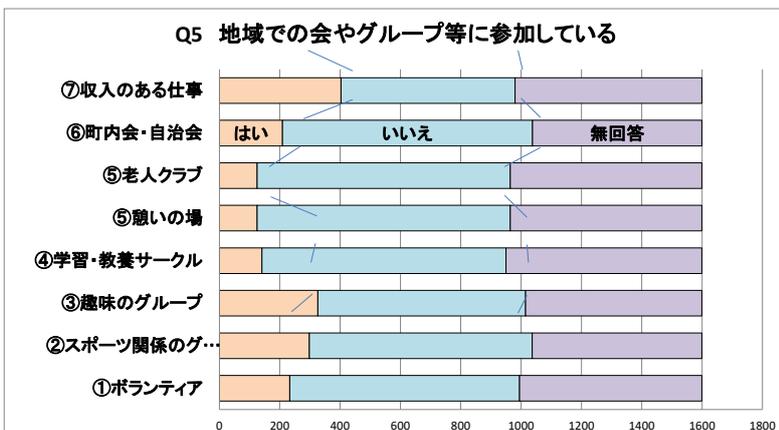
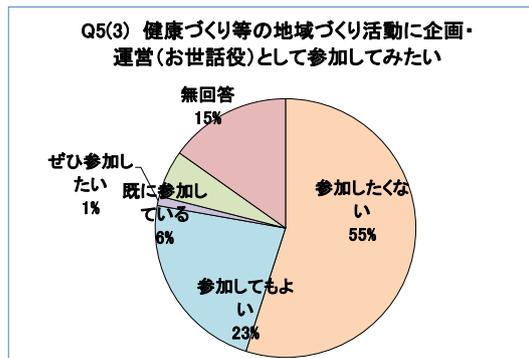
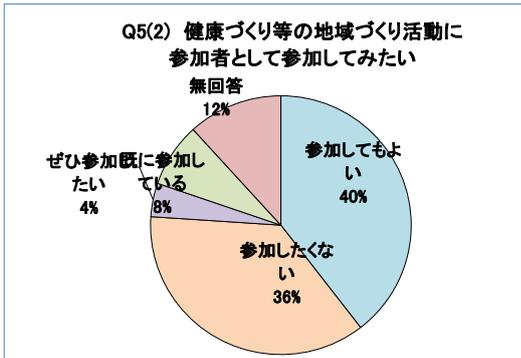
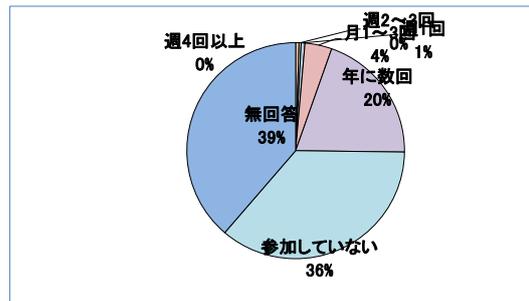
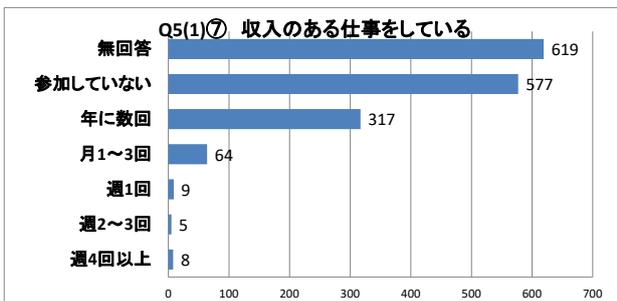
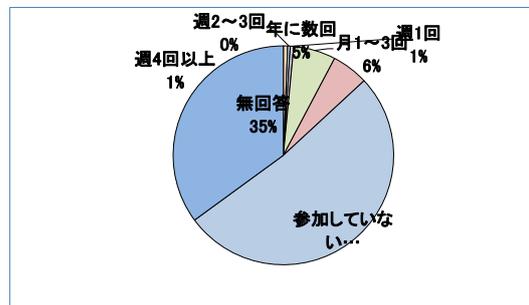
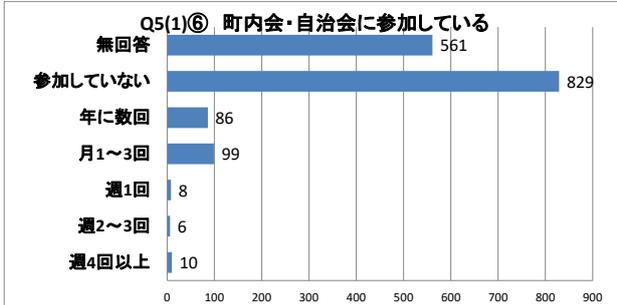
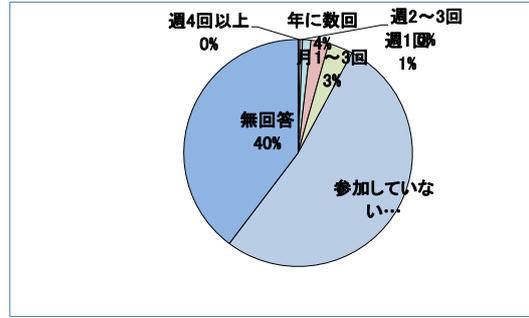
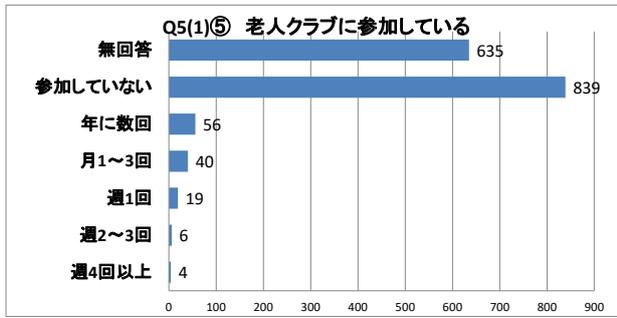


問5 地域での活動について

(1)⑤⑥老人クラブ、町内会・自治会への参加は参加者、参加率とも大きく減少している。問4と同様他者や地域での関わりが少なくなっている傾向がうかがえる。新しい取り組みである「介護予防のための憩いの場」（いきいきサロンや週間体操ラドン）の役割が重要になってくる。

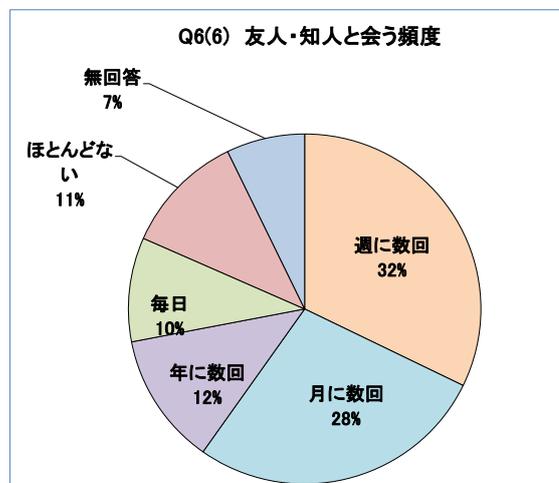
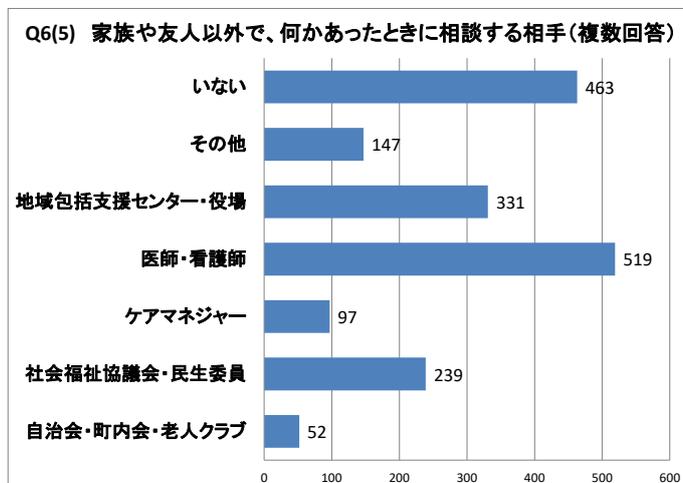
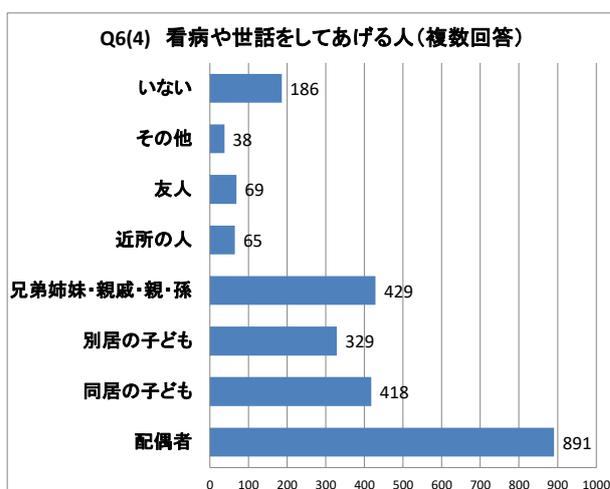
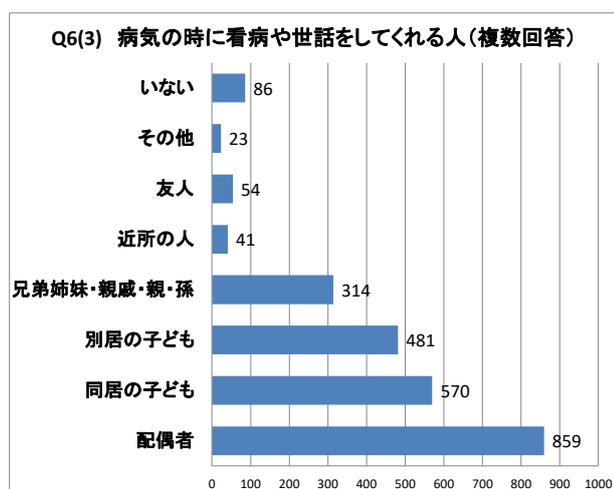
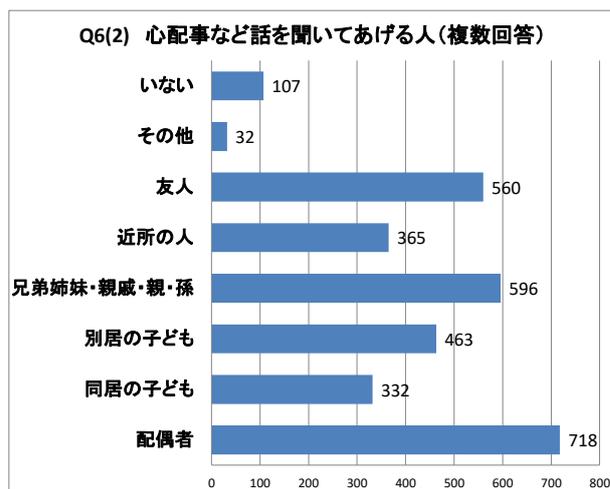
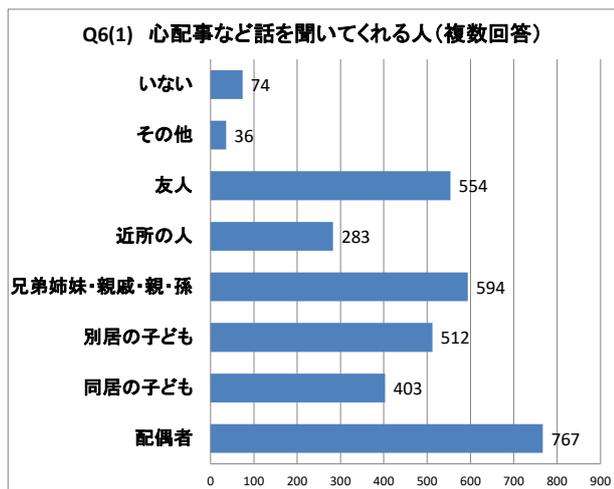
(1)⑦一方収入のある仕事をしている人の人数は増えているが、週に複数回働く人は減っていた。

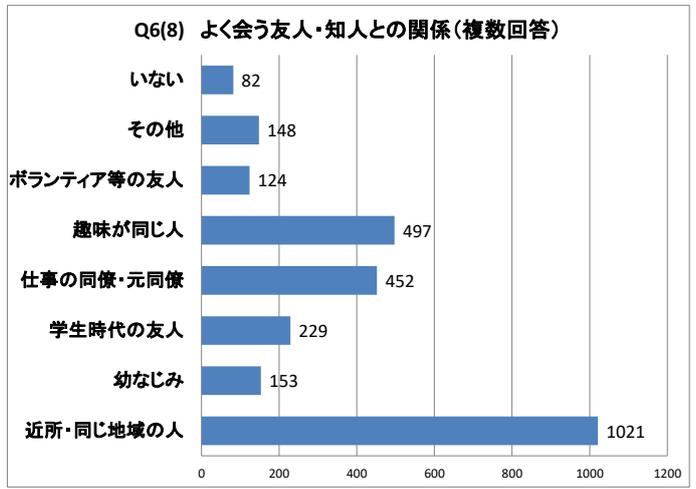
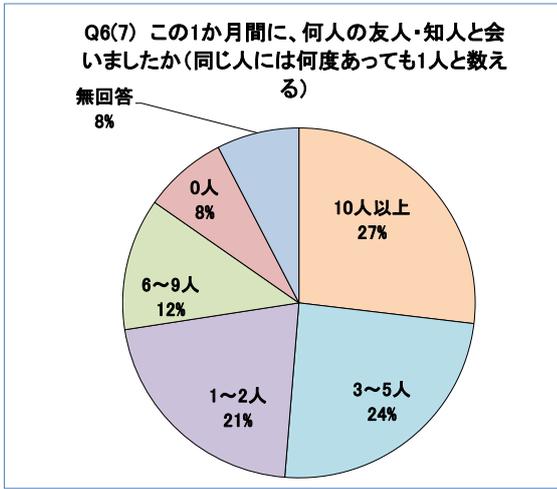




問6 あなたとまわりの人の「たすけあい」について

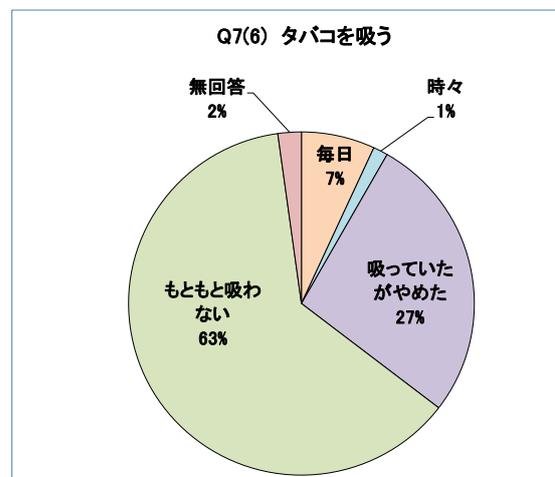
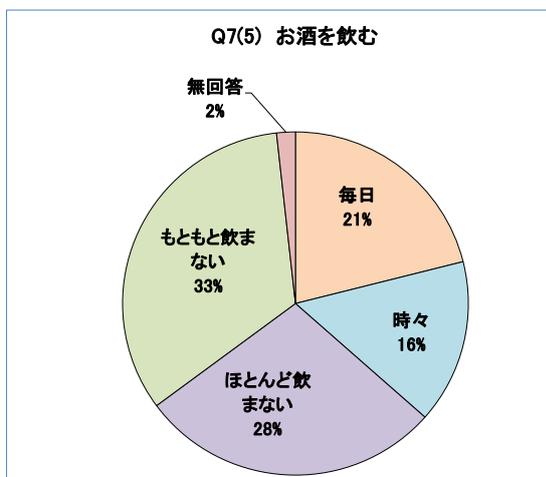
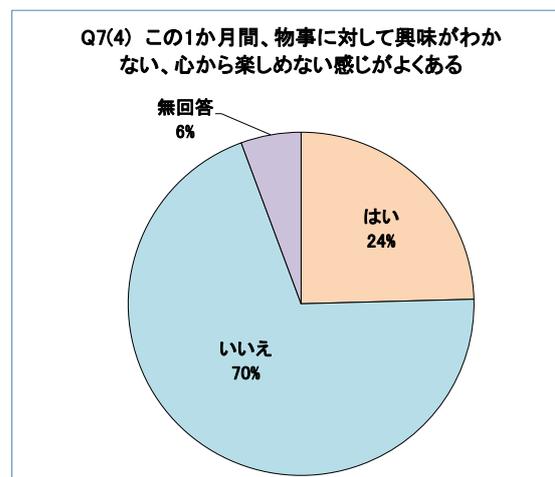
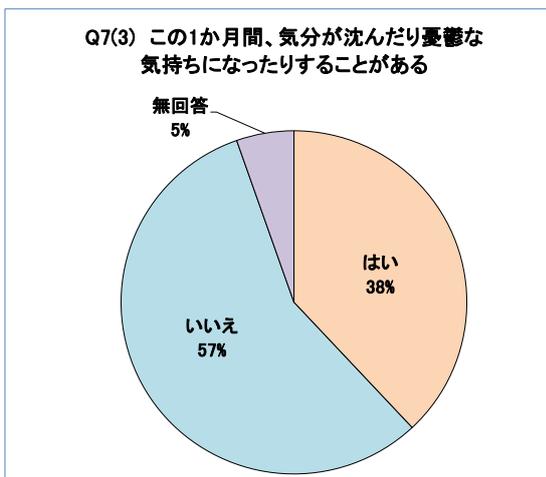
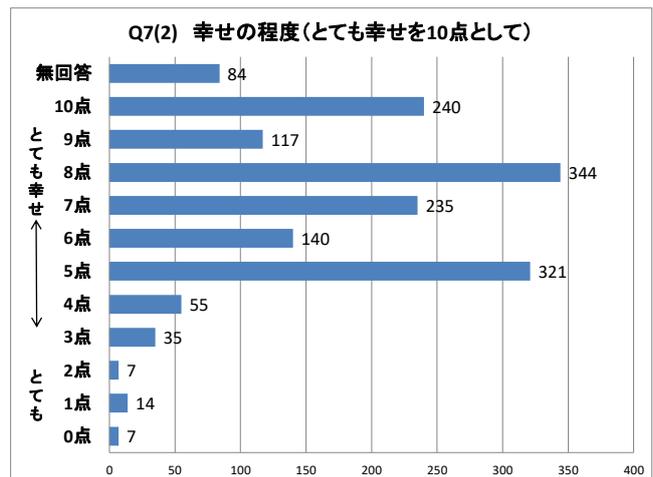
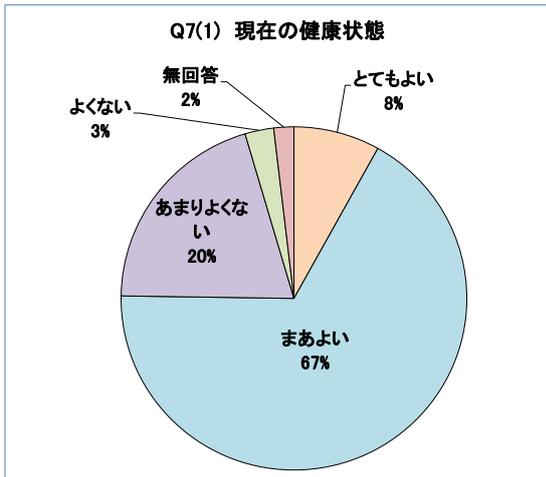
(5) 家族や友人以外で何かあったときに相談する相手は医師・看護師が最も多く地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員の順であった。一方「いない」と回答した人が463人もあり、相談窓口の周知や地域包括支援センターの顔の見える関係づくりも必要である。

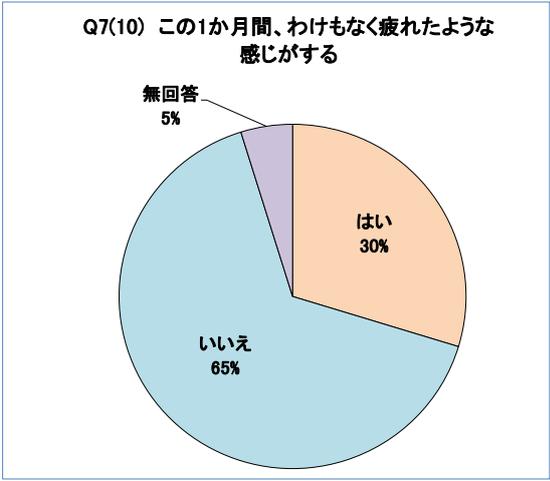
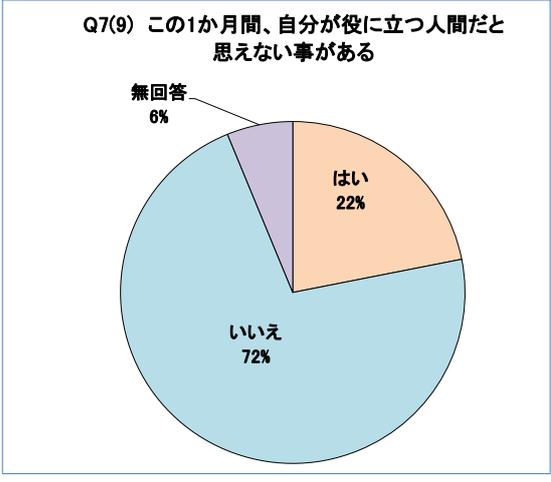
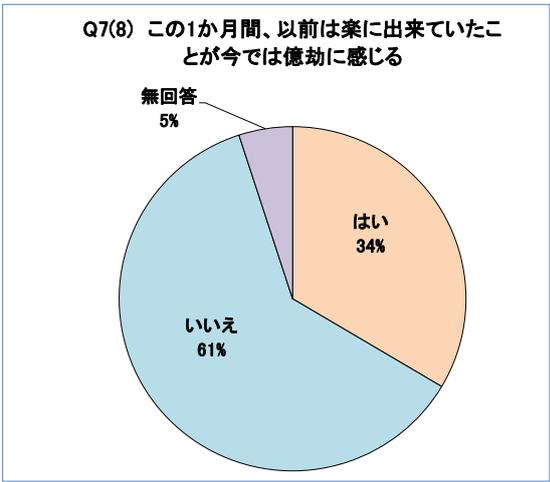
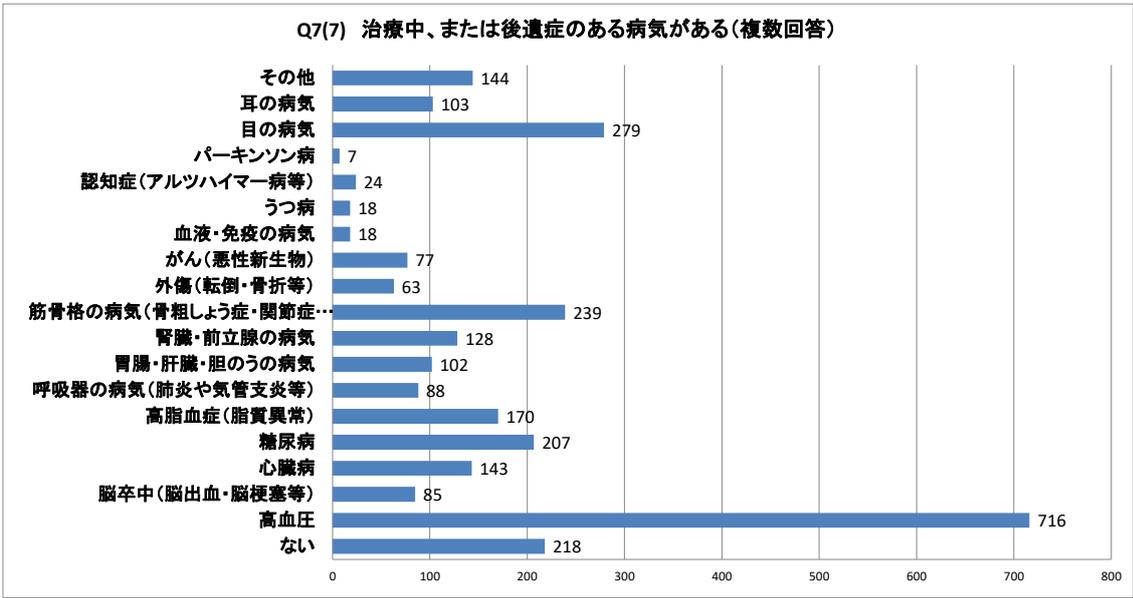




問7 健康について

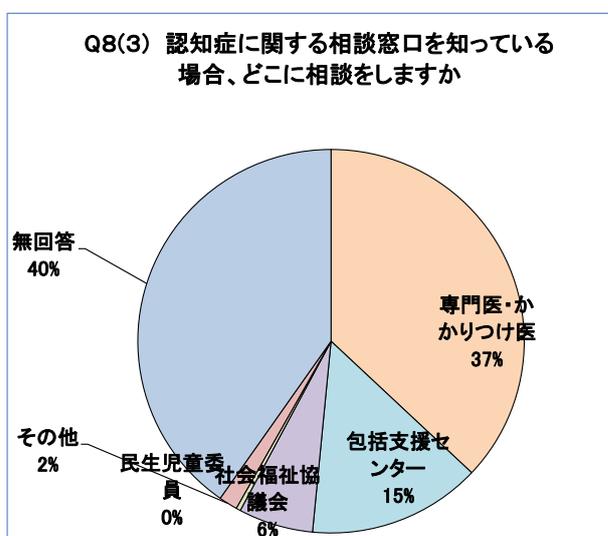
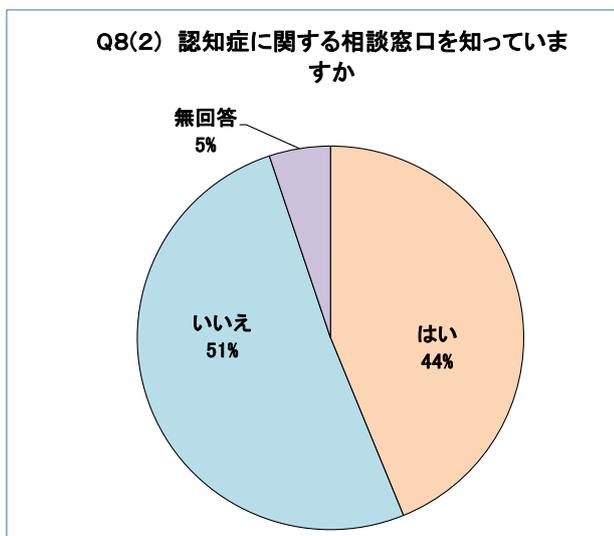
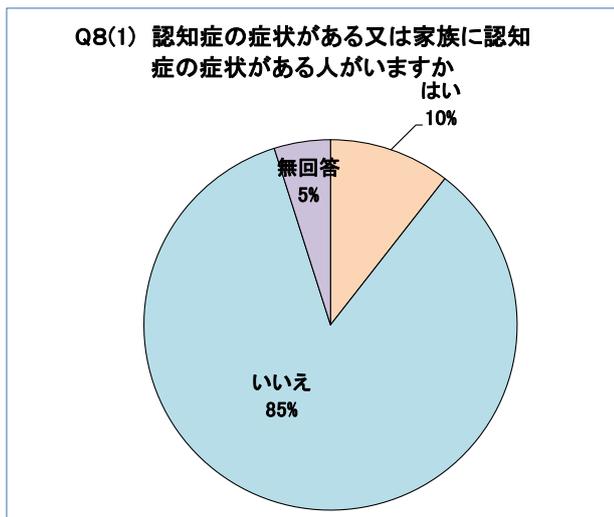
(2) 全般的に幸せだと感じる人が90%以上あったが、(3)この1か月で気分が沈んだり憂うつな気持ちになったりすることがある人が4割近くあった。(7) 治療中の病気は高血圧、目の病気、筋骨格の病気、糖尿病の順に多かった。ほとんどの疾病で増加していたが、中でも高血圧、がんの増加率が高かった。





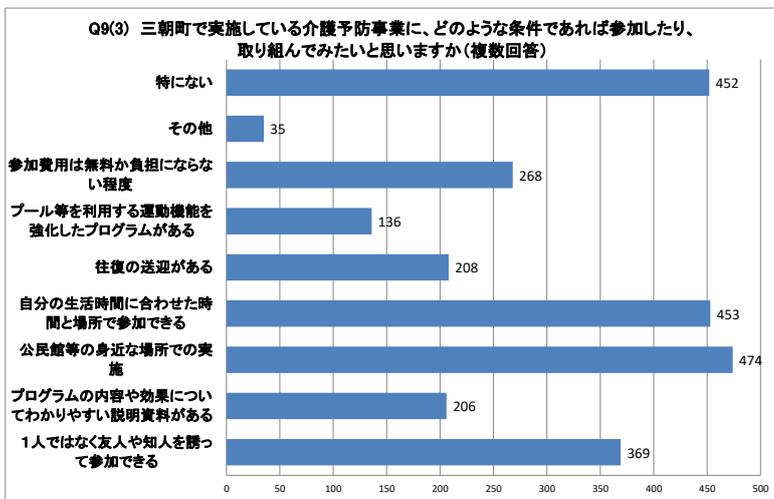
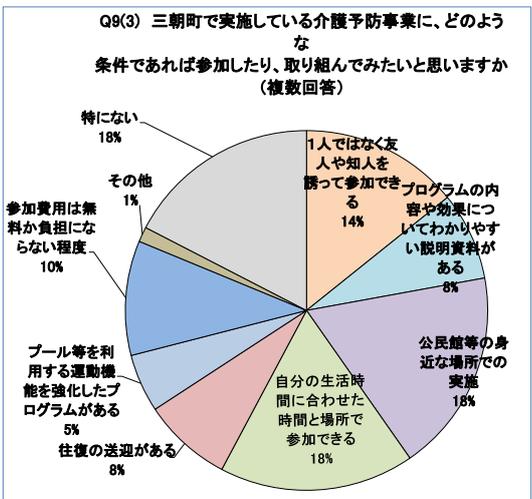
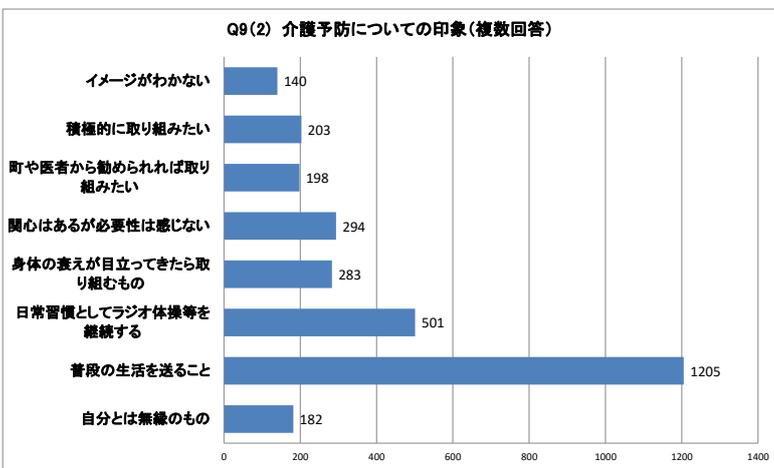
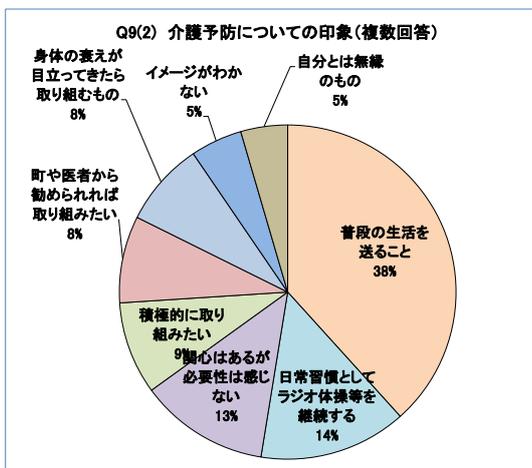
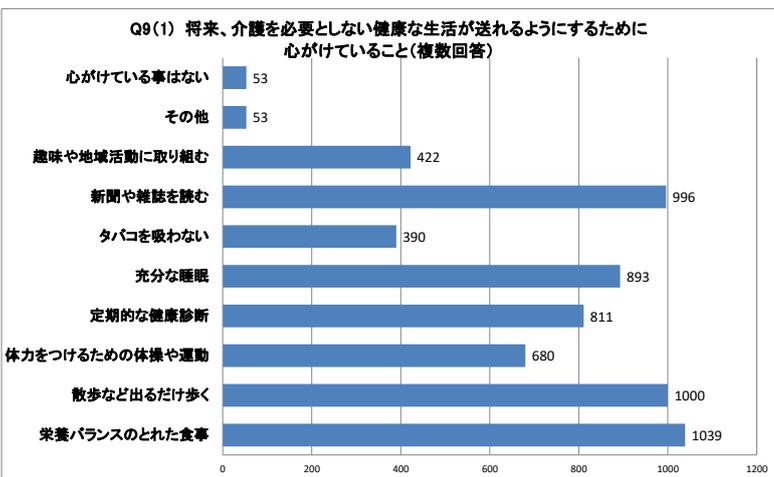
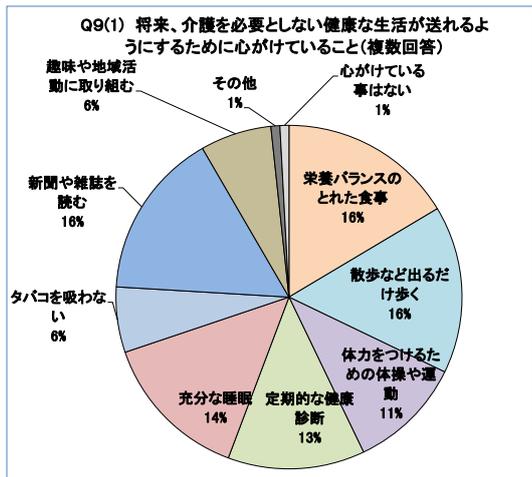
問8 認知症にかかる相談窓口の把握について

(2)相談窓口については半数近くが知っているという回答、(3)相談先は専門医・かかりつけ医、地域包括支援センター、社会福祉協議会の順に多かった。
 認知症対策では早期発見早期治療が重要であるため、相談先の周知を継続して行う必要がある。



問9 介護予防について

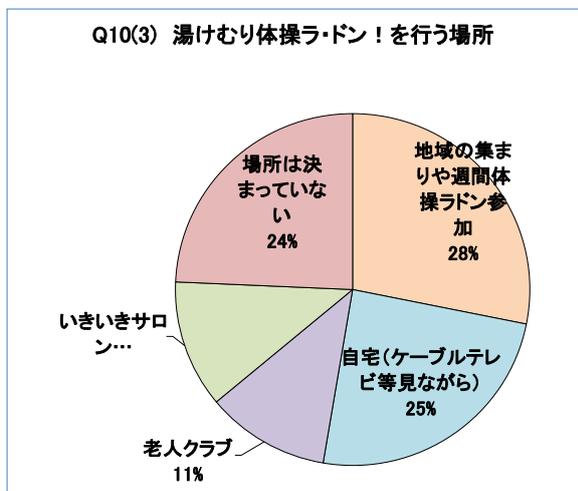
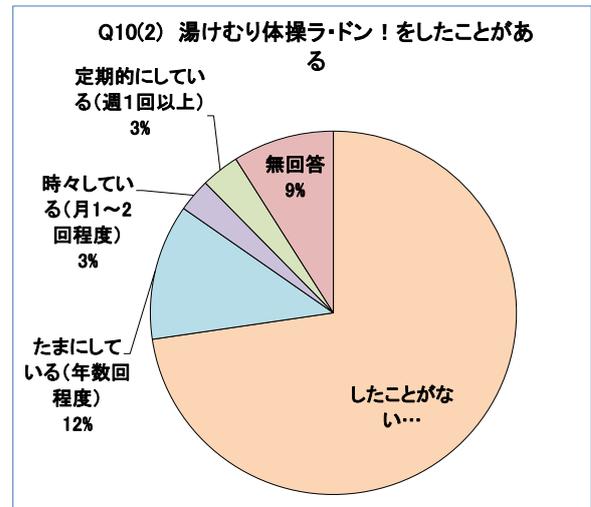
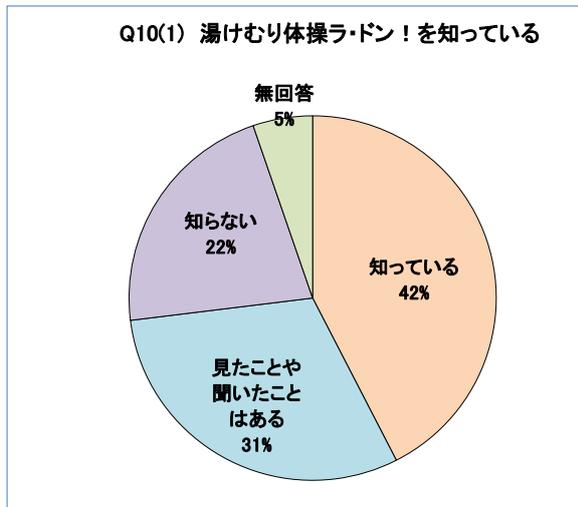
(1)介護にならないために心掛けていることは、食事、運動、睡眠など多岐にわたり健康意識の高い方が多いことが分かった。(3)町が実施する介護予防事業の参加条件は、知人などと一緒に参加でき身近な場所で、自分の生活時間に行えるなどの条件が上げられた。



問10 介護予防の取り組みとして実施している湯けむり体操ラ・ドン！について

(1) 認知度は約4割で前回より増えていた。

(3) 実施する場所は、「ケーブルテレビを見ながら」が79人から115人に増えていた。コロナ禍で外出を控え、ケースが増えているが、自宅で毎日できるところは大きな利点である。反対に週間体操ラ・ドンは140人から132人に減っていた。介護予防は定期的の実施することが効果的であるため、自宅又は週間体操などで「ラ・ドン体操」を定期的の実施している人を増やすことを目標に普及に取り組み必要がある。



三朝町在宅介護実態調査

I. 調査概要

1 目的

本事業は、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方や、サービス整備の方向性を検討するうえで基礎的な資料とするために実施した。

2 実施内容

(1) 対象者

在宅の要介護認定者（要介護1～5）で居宅介護支援事業所と契約をしている方 209名（令和元年10月31日現在）

(2) 実施時期

令和元年12月～令和2年2月

(3) 調査票の配布・回収方法

居宅介護支援事業所に依頼し、対象者の訪問時に調査票を記載していただいた。

(4) 回答数 149名（回答率 71.3%）

II. 調査結果概要

1 介護者の状況（A問3、4）

主な介護者は子が半数で配偶者と子の配偶者がそれぞれ1/4ずつとなっている。介護者の性別は2/3が女性で、年齢は60歳以上が8割近くを占めていた。介護者の高年齢化や介護の長期化の問題が懸念される。

2 介護の内容（A問6、B問5）

主な介護の内容は金銭管理や生活に必要な手続き、食事の準備、通院などの外出の介護、服薬の声掛けなど生活支援に関するものはほとんどの介護者が行っていた。一方身体的負担の大きい排泄の介助や入浴介助は2割程度の介護者が実施していた。

また介護者が不安に思う介護は認知症への対応が最も多く、夜間の排泄、日中の排泄、屋内の移動介助等であった。

3 介護と仕事の両立（A問7、B問1～問4）

仕事を辞めた人が5名あり、今後仕事の継続が難しいと考えている人が1割程度あった。

介護者の勤務形態は「働いていない人」が7ポイント減り、「フルタイムで働いてい

る」人が7ポイント増えていた。

仕事と介護の両立には企業の理解が最も重要だが、介護家族への支援として精神的な負担軽減が図れるような相談体制のさらなる充実などを重点的に取り組む必要がある。

4 在宅生活の継続に必要なサービス（A問8～10）

介護保険サービス以外の支援は2/3の方が利用していなかった。介護保険外の多様な支援体制の構築が必要である。

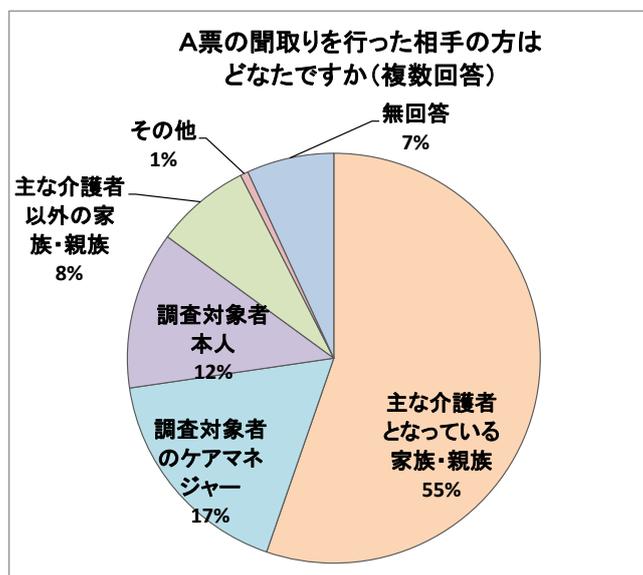
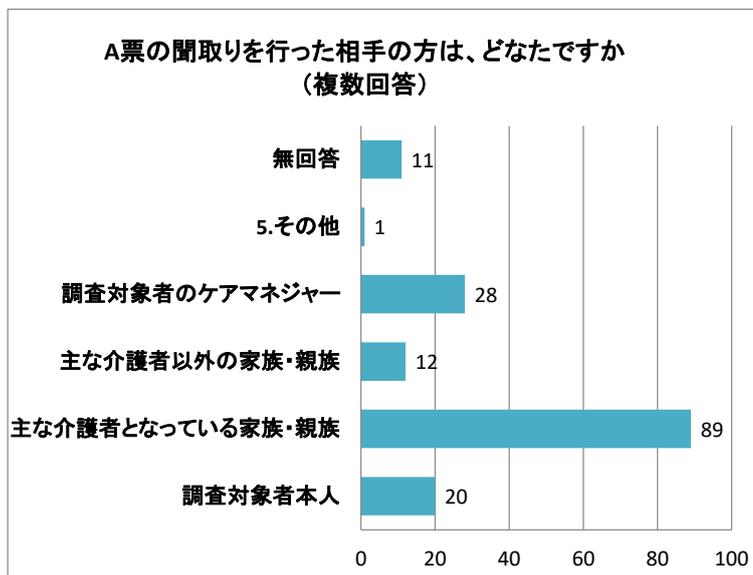
在宅生活の継続に必要な支援は特になしが半数であったが、移動に関するものは2割程度あった。

施設への入所については検討していない方が74%と多く、介護者も介護負担があっても住み慣れた家での生活を継続してもらいたいという思いが強いことが分かった。

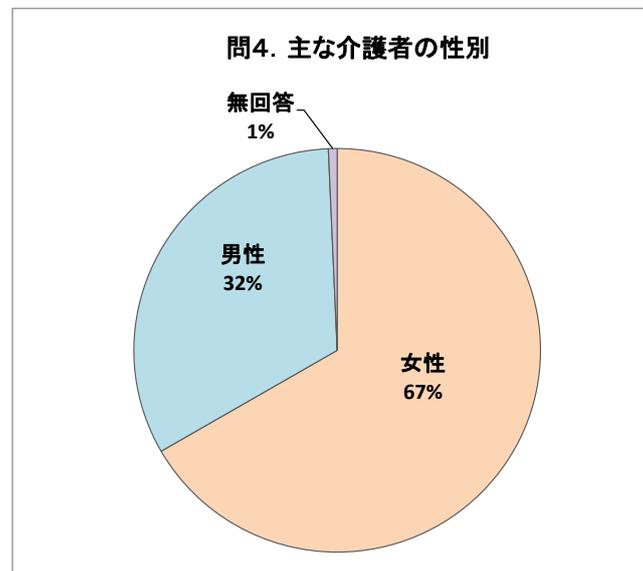
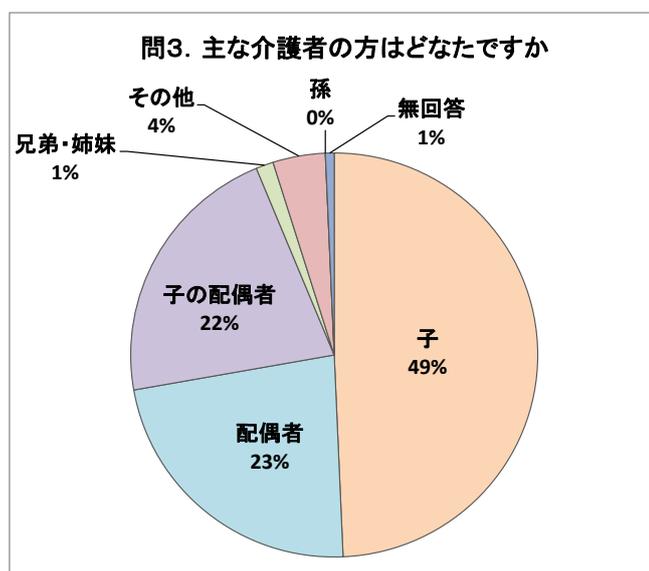
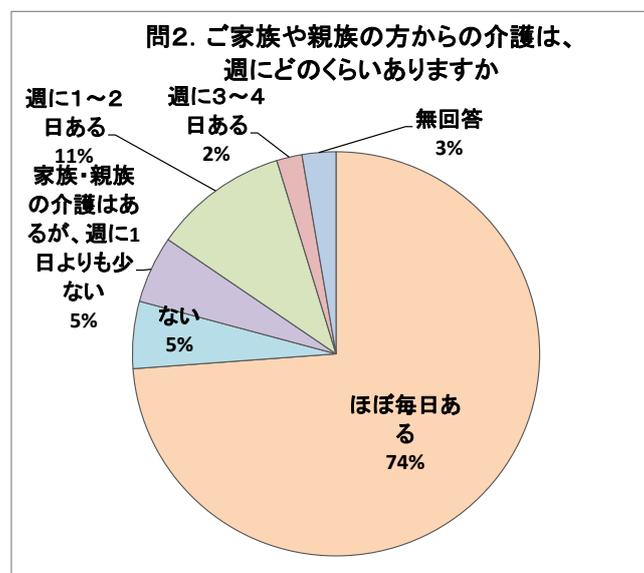
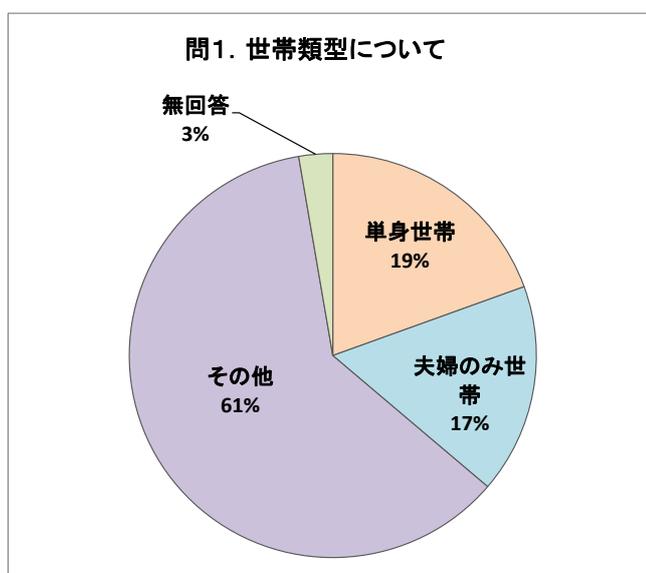
5 現在抱えている疾病（A問11）

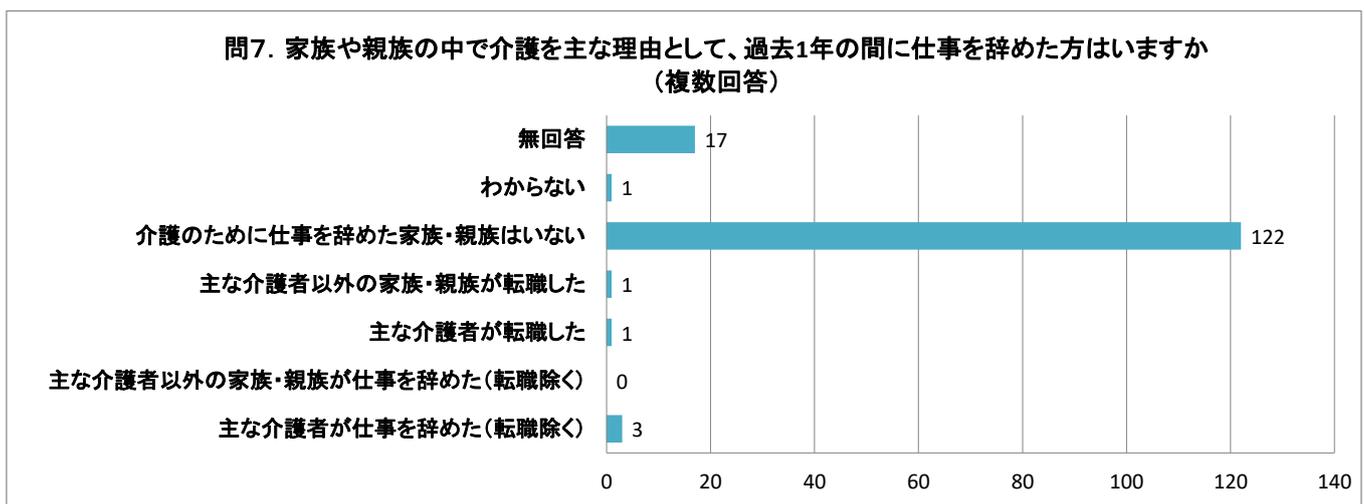
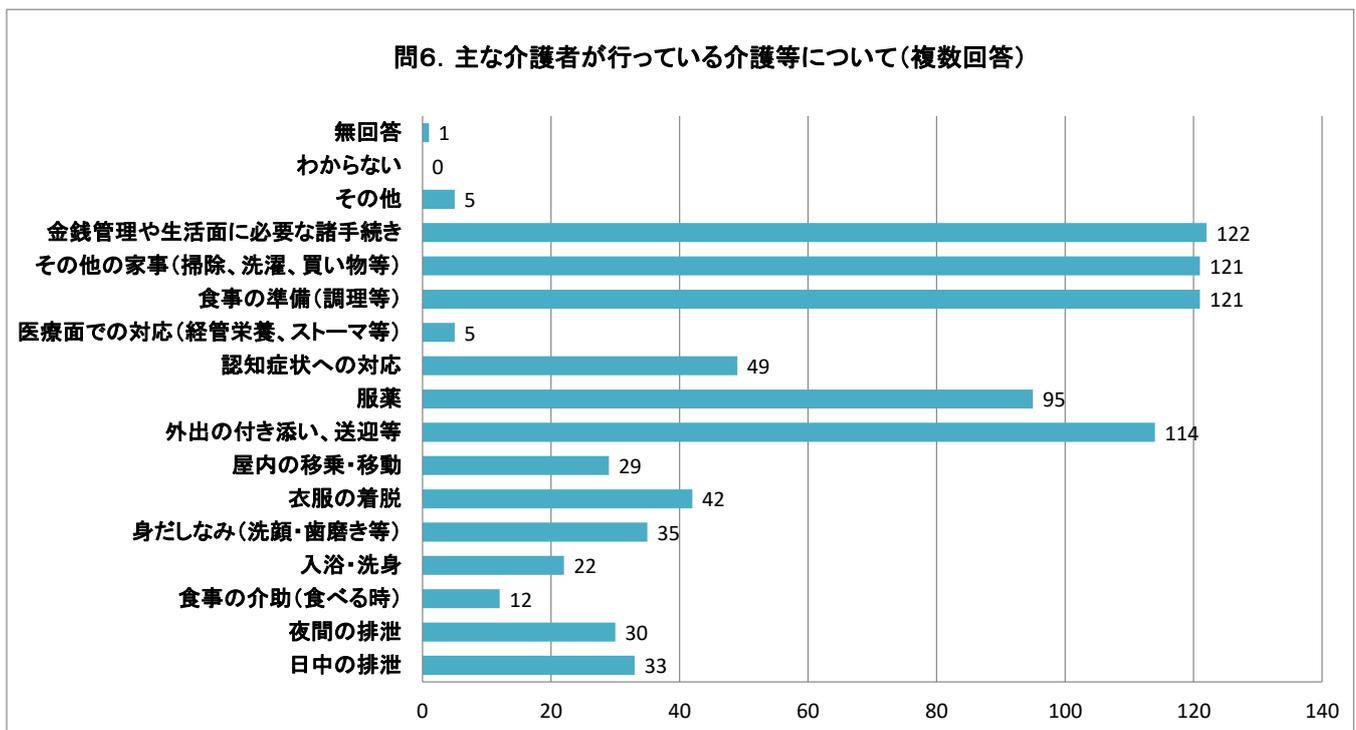
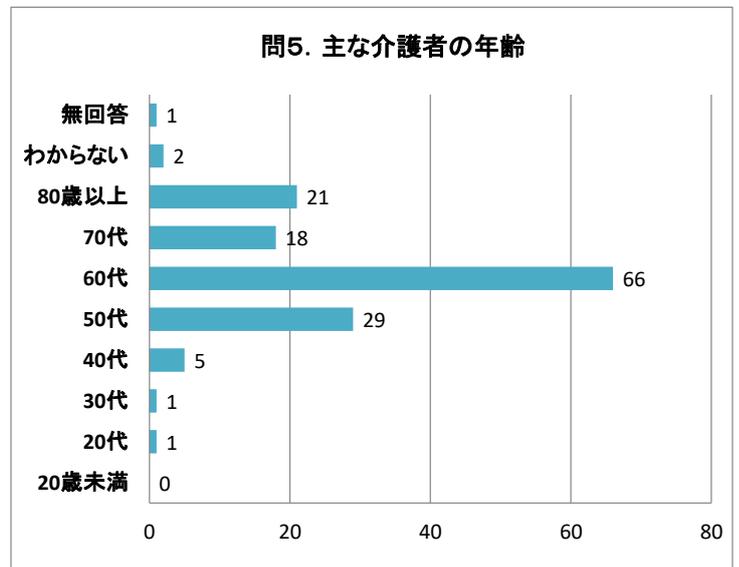
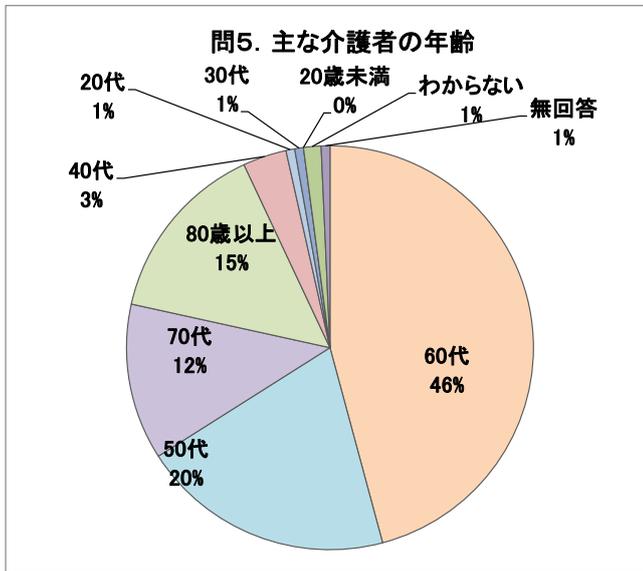
前回同様に認知症が一番多く、要介護状態となる主要因である。筋骨格系疾患によるものが全体数としては少ないが割合は増えている。健康対策部門と連携して対策を講じていく必要がある。

【A票】調査員が、概況調査等と並行して記載したもの

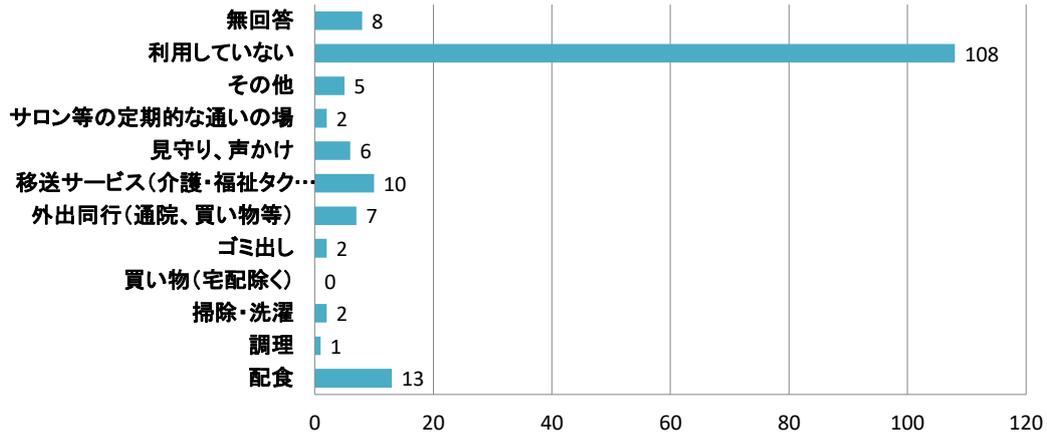


【A票】認定調査員が、概況調査等と並行して記載する項目

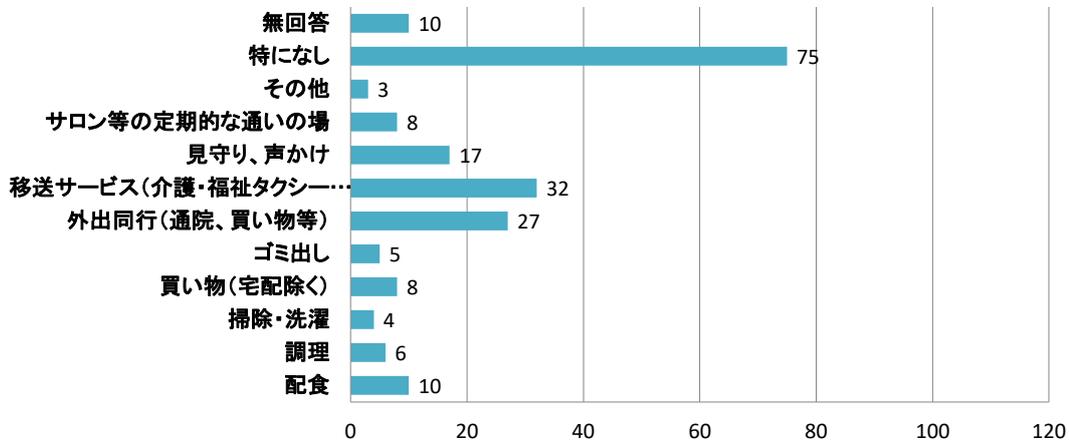




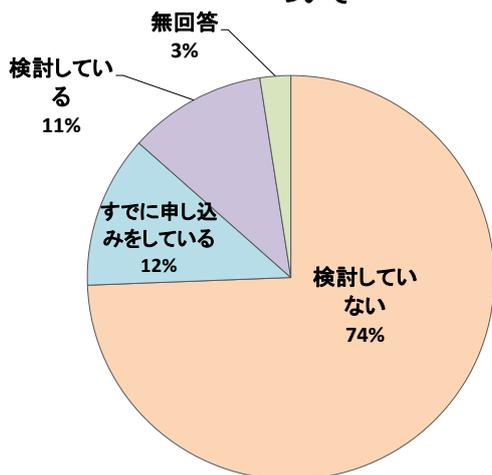
問8. 現在、利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービス(複数回答)



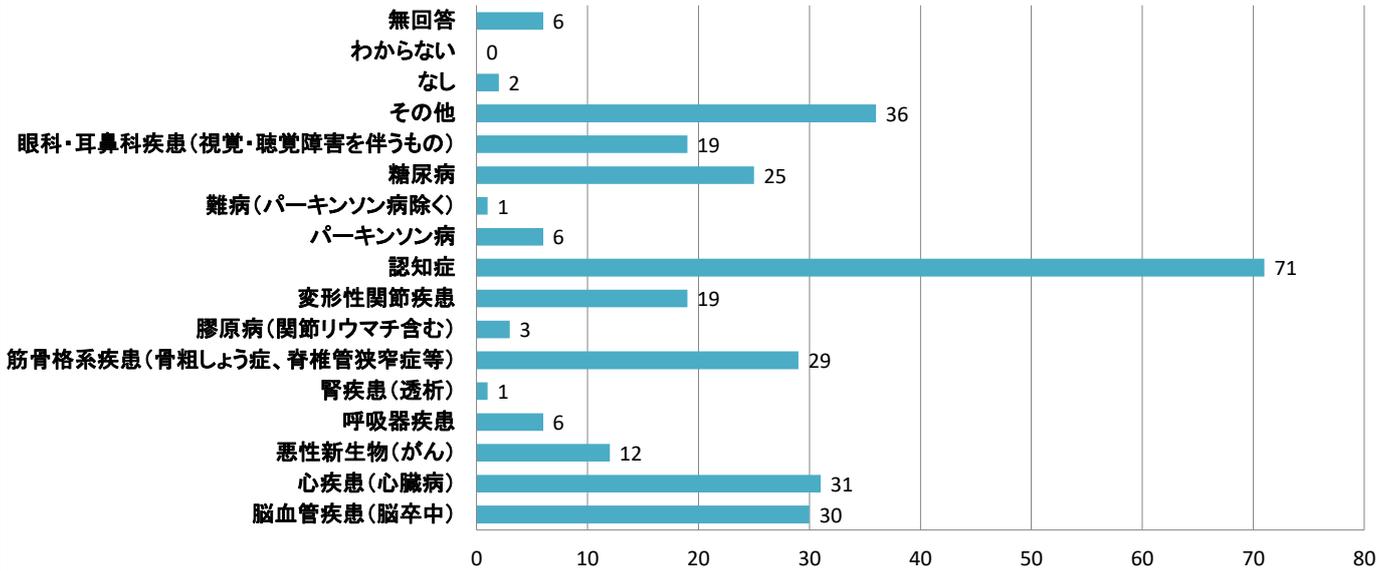
問9. 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答)



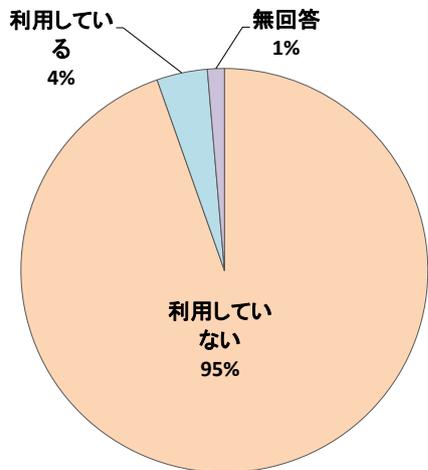
問10. 施設等への入所・入居の検討状況について



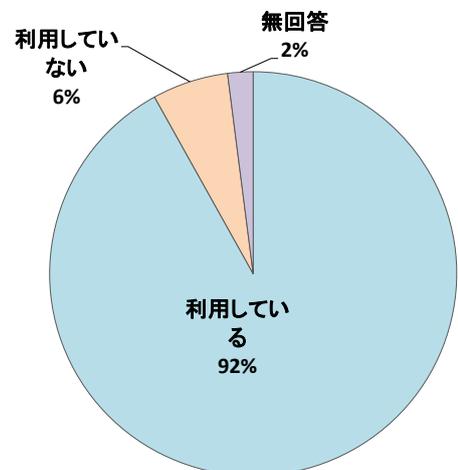
問11. 現在抱えている疾病(複数回答)



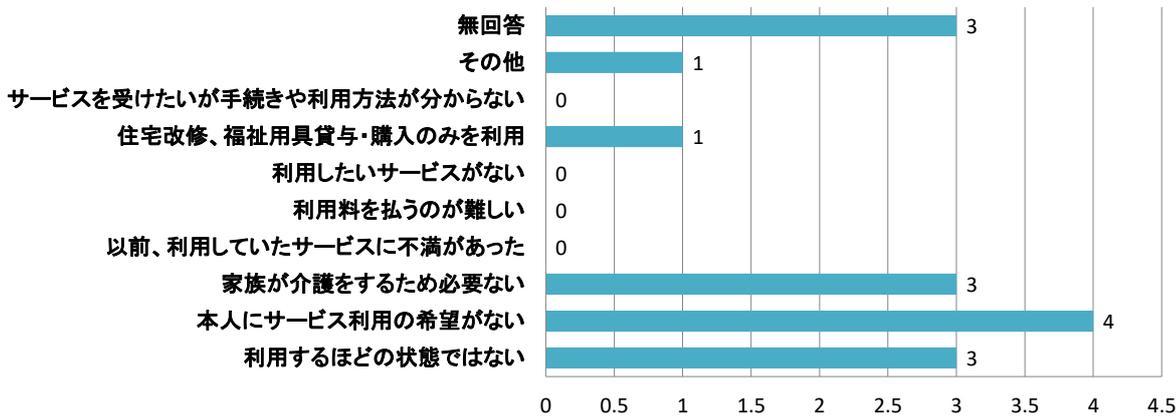
問12. 訪問診療を利用していますか



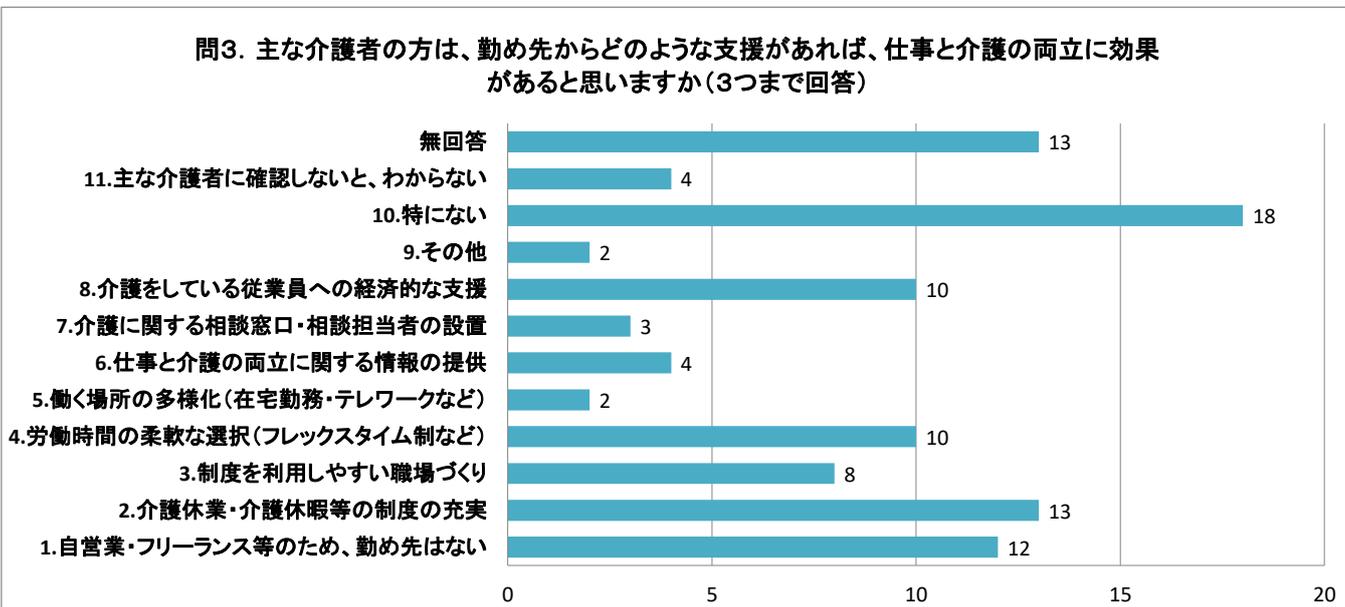
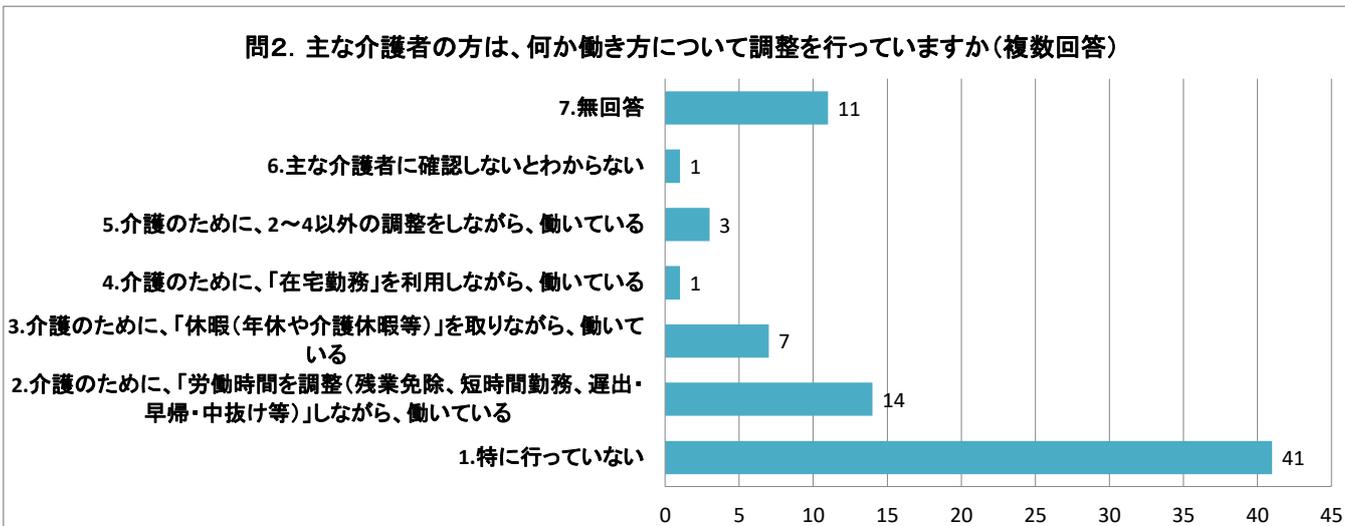
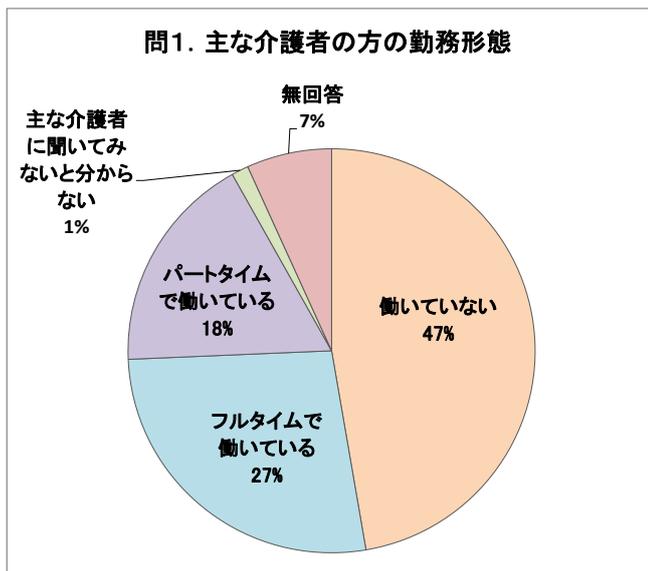
問13. 介護保険サービスを利用していますか



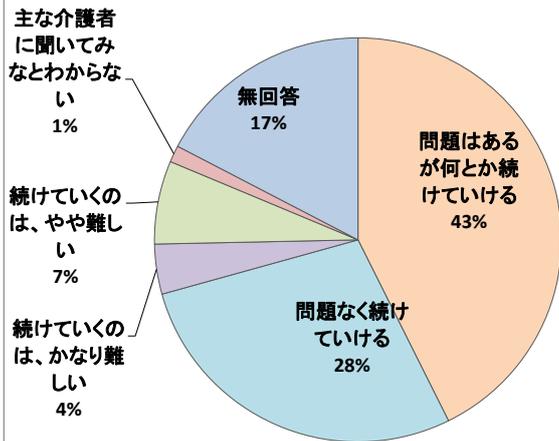
問14. 介護保険サービスを利用していない理由(複数回答)



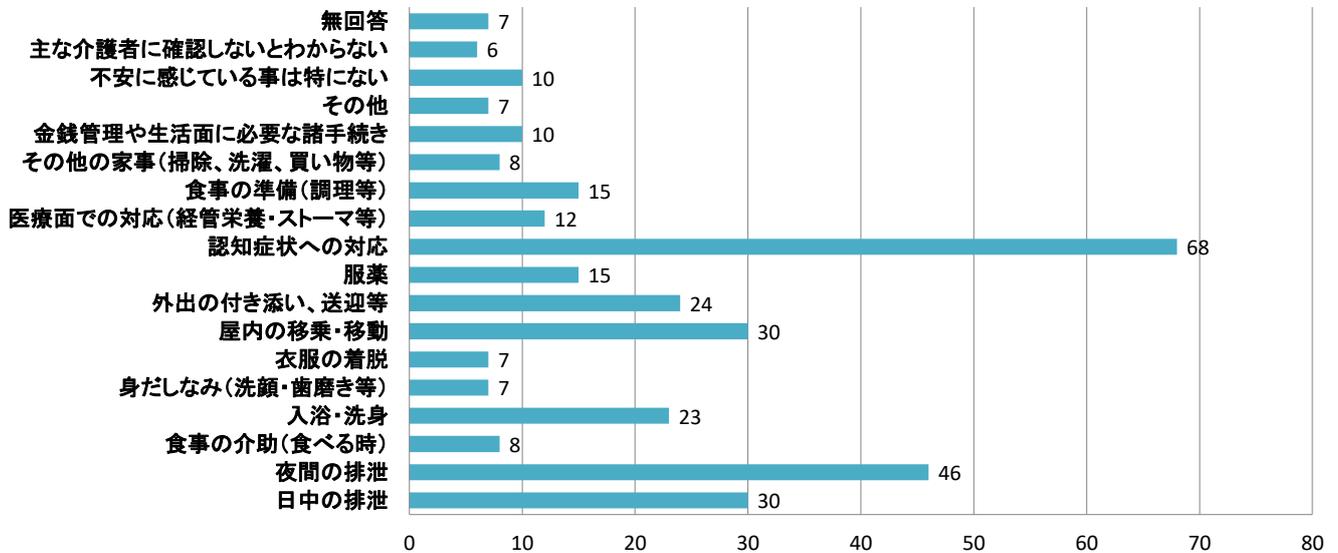
【B票】 主な介護者、もしくはご本人にご回答・ご記入いただく項目



問4. 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか



問5. 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について (3つまで回答)



三朝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定・事業運営委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117の規定による三朝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、高齢者の福祉施策の目標及び介護保険事業の円滑な実施のための方策等について、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討するため、三朝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定・事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、答申するもののほか、町長に対し必要な意見を述べることができる。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 法の規定による地域包括支援センターの設置、運営等に関すること。
- (3) 法第42条の2第1項及び法第54条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関すること。
- (4) 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付老発第0609001号）に基づく認知症初期支援チーム検討委員会の設置、運営等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17名以内で組織し、町長が委嘱する者をもって充てる。

2 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を統括し、代表する。

2 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、委員会の会議に、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱に基づき、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

(三朝町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定事業運営委員会設置要綱の廃止)

3 三朝町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定事業運営委員会設置要綱(平成11年4月)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成21年3月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

三朝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定・事業運営委員会委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
岡 本 岩 夫	三朝町民生児童委員協議会会長	委員長
山 本 邦 彦	三朝町老人クラブ連合会会長	副委員長
吉 水 信 明	吉水医院院長	
岩 本 美 樹	三朝町社会福祉協議会事務局長	
村 尾 和 広	特別養護老人ホーム三朝温泉三喜苑施設長	
西 尾 幸 江	三朝町身体障害者福祉協会副会長	
谷 川 武 彦	ボランティア連絡協議会会長	
野 口 裕 子	第2号被保険者	
辰 島 裕 子	介護経験者	
岡 垣 亜 矢 子	中部総合事務所福祉保健局 健康支援課 課長補佐	
定 久 侑 生	中部総合事務所福祉保健局 地域福祉支援課 指導支援担当	
赤 坂 英 樹	三朝町副町長	